

日本の損害保険





ファクトブック 2014

日本の損害保険

目次

はじめに

日本損害保険協会とは	4
行動規範	6
第6次中期基本計画の概要	7

損害保険の概況

主要指標

損害保険会社の数	8
保険料	8
保険金	9
損害率・事業費率	9
総資産・運用資産	10
経常利益・当期純利益	10
代理店実在数・募集従事者数	11
自由化以降の損害保険業界の動向	12

多様な損害保険

くらしの安心を支える保険	14
事業活動の安心を支える保険	15
くるまの保険	16
すまいの保険	18
からだの保険・その他の保険	22

損保協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

1. 普及啓発・理解促進	24
2. 意見聴取・対話・交流	25
3. 報道機関対応	25
4. 地震保険広報活動	25
5. 自賠責保険広報活動	25

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

6. 相談・苦情・紛争解決対応	26
-----------------	----

III 損害保険業の業務品質の向上

7. ガイドライン等	28
8. コンプライアンス・プログラム	30
9. 消費者の声の活用	31

IV 損害保険業の基盤整備

10. 自賠責保険運用益拠出事業	32
11. 法制・行政課題対応	33
12. 要望・提言	34
13. 国際関係業務	36
14. 情報交換制度	38

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

15. 不正請求排除に向けた取組み	39
16. 交通安全対策	40
17. 防災・防犯対策	42
18. 環境問題対策	45
19. 自動車盗難防止対策	49
20. 地域特性に応じた各地の取組み	50

VI 損害保険業に関する研修、試験および認定等

21. 代理店・募集人試験・教育等	52
22. 損害調査関係の試験・研修	54
23. 医研センター	55

資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社	56	火災保険関係	
主な損害保険の関連団体	57	主な風水害	76
契約者保護のしくみ	58	風水害等による保険金支払例	76
個人情報保護の取組み	59	主な風水害等による年度別保険金支払額	76
損害保険に関する主な法律	60	地震保険関係	
主要指標関係		地震保険保有契約件数	77
元受正味保険料	64	地震保険 都道府県別保有契約件数の推移	77
正味収入保険料	65	地震保険世帯加入率	78
正味収入保険料の保険種目別構成比	65	地震保険 都道府県別世帯加入率の推移	78
元受正味保険金	66	地震保険付帯率	79
正味支払保険金	66	地震保険 都道府県別付帯率の推移	79
総資産・運用資産	67	地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移	80
総資産の内訳	67	地震保険制度の変遷	80
代理店関係		主な地震噴火災害	82
代理店実在数の推移	68	地震保険による保険金支払例	83
代理店数の内訳	68	国際関係	
チャネル別の構成比	68	主要国の損害保険料比較	84
損害保険の募集従事者数の推移	69	海外に進出して保険事業を行っている会員会社数	84
代理店扱、直扱、仲立人扱	69	会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数	85
募集形態別元受正味保険料割合	69	会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数	85
自動車保険関係等		会員会社の海外駐在員事務所数	85
交通事故の発生件数	70	会員会社の海外出再保険料	86
自動車保険加入率	70	会員会社の海外受取再保険金	86
自動車保険 都道府県別加入率	71	会員会社の海外受再保険料	86
高額判決例	72	会員会社の海外支払再保険金	86
自転車の事故件数	73	海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料	86
自転車での加害事故例	73	損害保険のあゆみ	87
自動車盗難の認知件数と支払保険金	74	2013年4月以降の主な出来事	91
車上ねらい・部品ねらいの認知件数と被害品割合の推移	74	統計データ一覧	92
自動車盗難・車上ねらい・部品ねらい 都道府県別認知件数	75	損保協会の所在地	94

▶ 日本損害保険協会（略称：損保協会）とは

損保協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体です。

損害保険は、皆さまの平穏な生活や安定した事業活動のお手伝いをするという社会的役割を担っています。

損保協会では、この社会的役割を着実に果たすために、消費者の皆さまとのコミュニケーションを推進し、皆さまからいただいたご意見に基づき業務品質の向上を図っています。

また、損害保険事業を通じて蓄積してきたノウハウを活かし、防災・防犯対策、交通安全対策および環境問題に関する取組み等、幅広い活動を行っています。

設立

- 1946年1月 設立
- 1948年5月 社団法人の認可を取得
- 2012年4月 一般社団法人に移行

目的

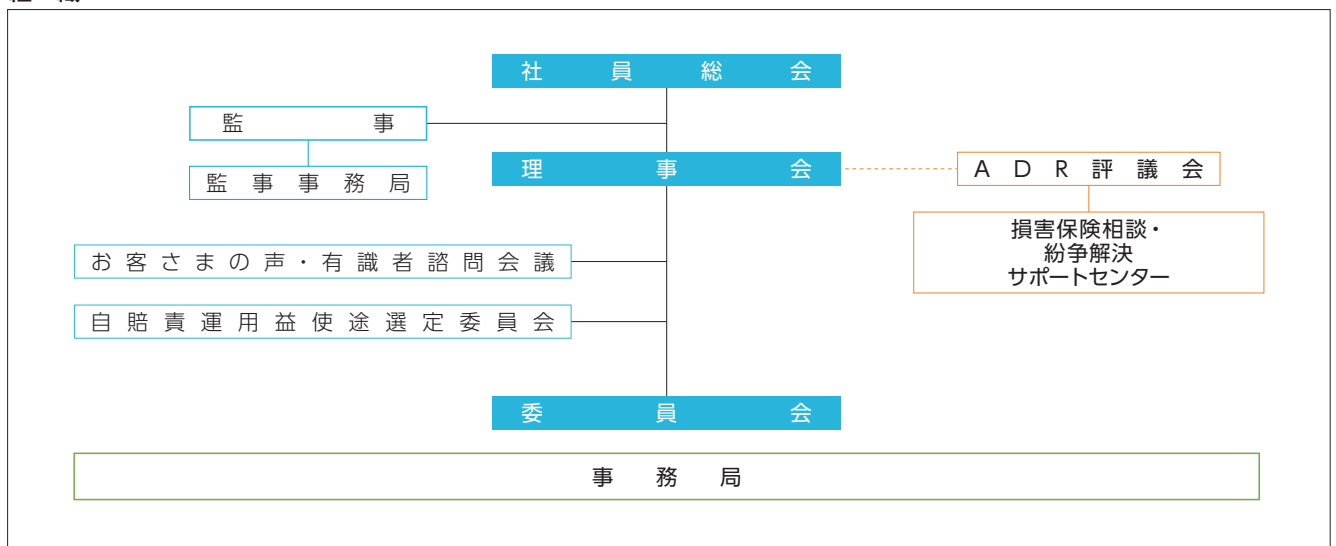
わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

事業内容

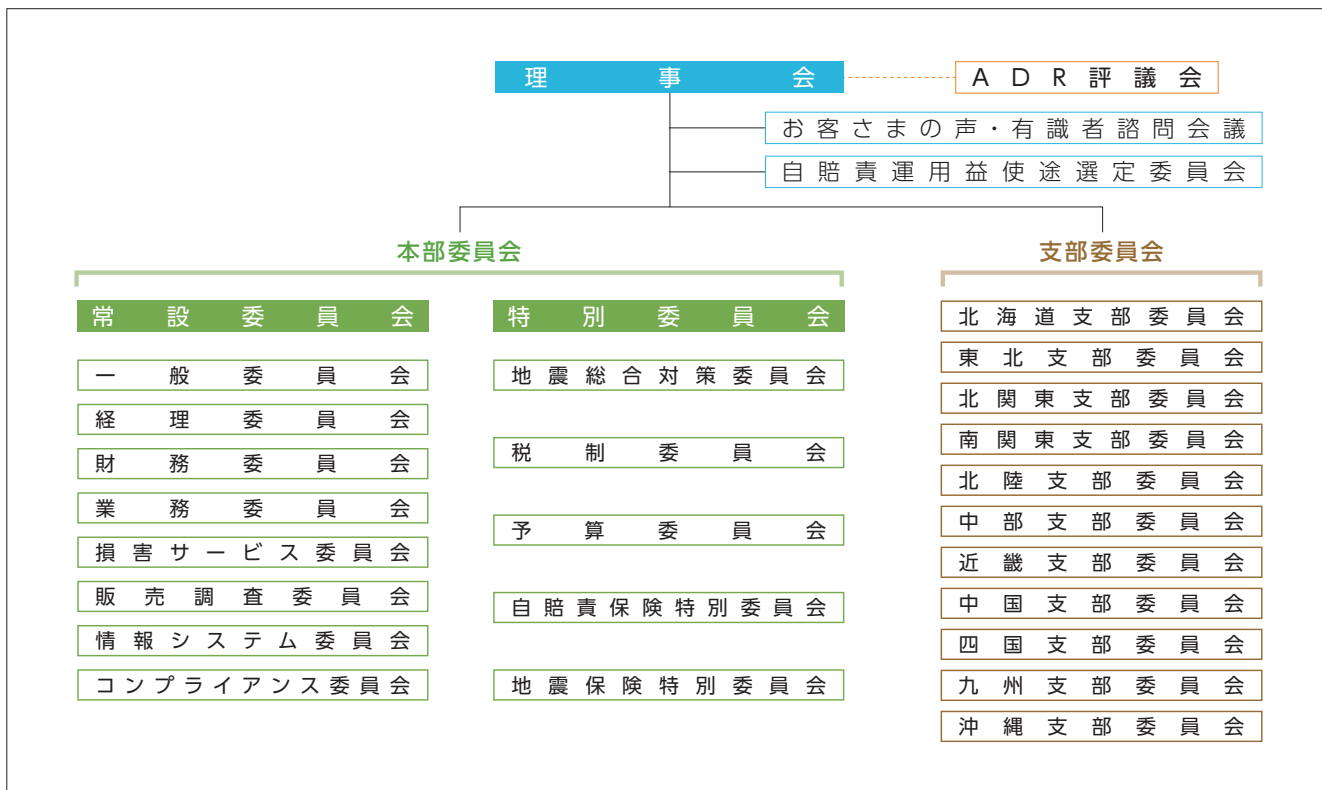
1. 損害保険の普及啓発・理解促進に資する事業
2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決に資する事業
3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業
4. 損害保険業の基盤整備に資する事業
5. 事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する事業
6. 損害保険業に関する研修、試験および認定等の事業

機構一覧(2014年7月1日)

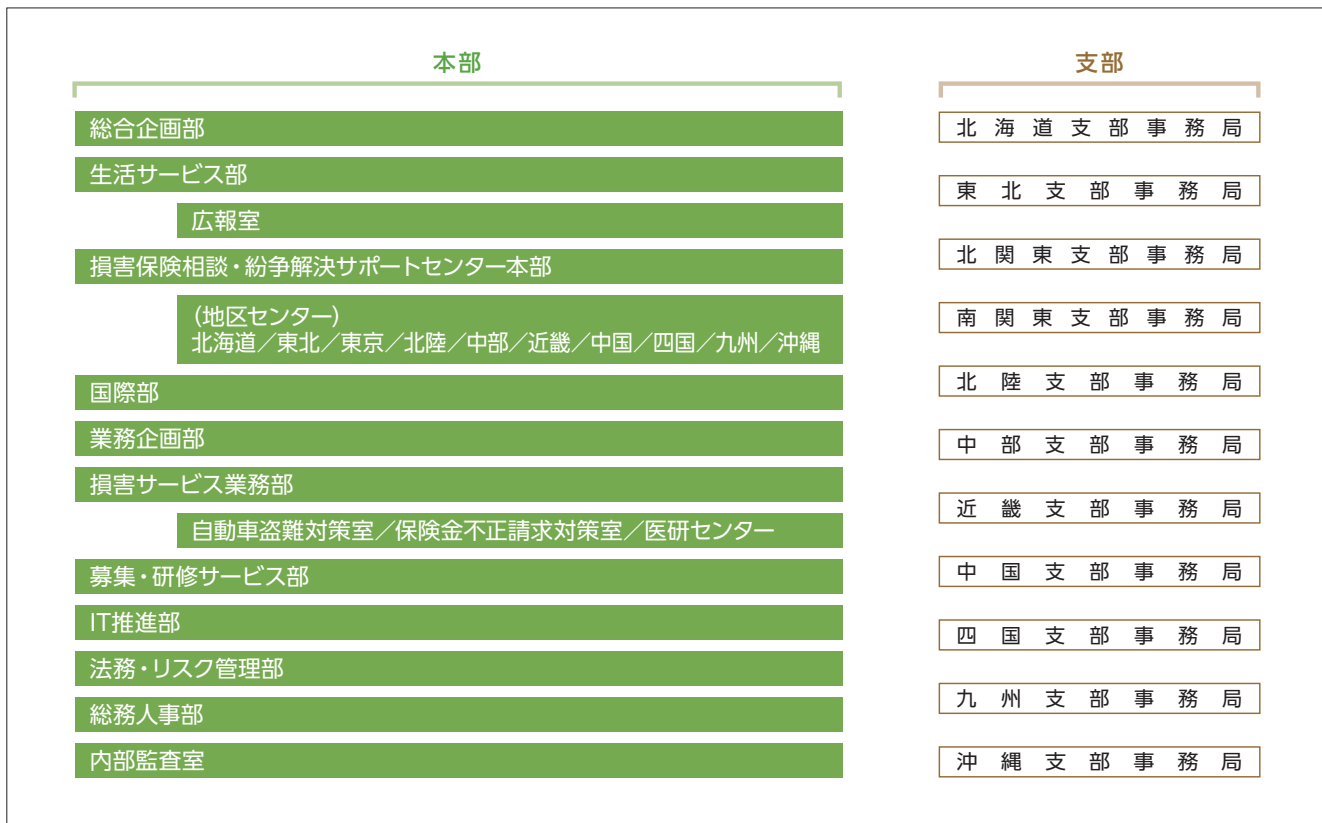
組織



委員会機構



事務局機構



▶ 行動規範

1991年、損保業界が社会・国民からの信頼に応じていくことを目的として、「行動規範」を制定しました。

企業は持続可能な社会の発展に向けて、主体的に行動することが求められています。損保協会では、損保業界の社会的存在意義をより高めていくことを目的に、2005年3月に行動規範を抜本的に改定しました。

損保協会 行動規範 (抜粋)

制定 1991年10月17日
改定 2005年 3月17日
2012年 4月 1日

安全で安心できる社会の創造と、経済および国民生活の安定と向上に向けた相互扶助制度を円滑に運営することが、損害保険事業の社会的使命として求められている。

また企業および団体は、広く社会にとって有用な存在でなければならない。

そのため日本損害保険協会は、安全・安心で持続可能な社会の発展に貢献するとともに、損害保険事業の健全な発展を図るため、その事業活動にあたり、次の基本原則および行動指針を定める。会員各社は、この定めを尊重し、個々の経営方針のもと、経営トップ自らが先頭に立って、自主的にこれらを実践していくこととする。

1 基本原則

会員各社は、事業の経営にあたって、次の原則を遵守するとともに、役員および従業員の業務遂行についても、この原則が遵守されるように努めることとする。

※「環境保全に関する行動計画」および「環境問題に関する目標」についてはP.45に、「環境方針」についてはP.47に記載しています。

人間尊重の原則

事業に関わる全ての関係者に対し、人間尊重を行動の基本精神とする誠意ある行動をとる。

法令等遵守(コンプライアンス)の原則

法令・ルールについては、その制定された目的も十分に理解してそれを誠実に遵守し、社会の期待に応える。

積極的な社会参画の原則

わかりやすく親しみのある損害保険を目指すとともに、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、関係者とのコミュニケーションを実践しながら、社会に対し有益な働きかけを積極的・主体的に行う。

2 行動指針

1. 商品・サービス提供に関する指針
2. お客さまへの対応に関する指針
3. 個人情報等の取扱いに関する指針
4. 関係者とのコミュニケーションに関する指針
5. 雇用および職場環境に関する指針
6. 地球環境に関する指針
7. 安全な社会の創造に関する指針
8. 社会貢献に関する指針
9. 資産の運用に関する指針
10. 内部統制システムの強化に関する指針
11. 国際的な事業活動に関する指針
12. 危機対応に関する指針

3 行動指針の実現

日本損害保険協会は、前記行動指針の実践に向けて、必要に応じて、具体的な行動基準やマニュアル等を整備・作成する。

第6次中期基本計画の概要

損保協会では、第6次中期基本計画（2012年度～2014年度）を策定し、事業において3か年で最優先で達成すべき課題を、以下のとおり「3か年の重点課題」として定め、その達成に向けた各取組みを強化し推進しています。

3か年の重点課題

1. 事故・災害・犯罪の防止・軽減による社会的損失の低減

事故・災害・犯罪の防止・軽減によって社会的損失を低減させることは、社会全体にとって有益であると同時に、会員会社の経営基盤の安定に資することから、これらの取組みを強化します。

2. 共通化・標準化の推進による消費者利便の向上と業務効率化

業界単位の共通化・標準化は、消費者にとってのわかりやすさの向上、代理店・募集人にとっての業務効率化、会員会社にとってのコスト削減など、それぞれに大きなメリットがあることから、あらゆる事業分野においてこれらの取組みを積極的に推進します。

3. 消費者の声を起点とした業務品質の向上

業界全体での業務品質向上に向けた取組みに終わりではなく、一層の努力を重ねる必要があります。また消費者の目線に合った業務品質の高い損保業界を構築していくという視点でも重要な課題であることから、損保協会という中立的な立場を活かし、消費者の声を起点として真に業務品質向上に貢献する事業を見出し実施します。

4. 要望・提言機能の強化による事業環境の維持・改善

業界の様々な主張を関係各方面に要望・提言として発信していくことは、会員会社にとってより適切な事業環境を形成していくために重要であることから、業界他団体との連携や基礎となる調査・研究機能を強化しながら、あらゆる局面・機会をとらえて、より積極的・効果的に、国内外の各種規制や法制度等に対する的確な要望・提言を行います。

5. 東日本大震災の経験を活かした地震保険の一層の普及と巨大災害に備えた業界態勢の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、地震保険の一層の普及、今後の巨大災害に備えた体制整備や地震保険制度のあり方等について確実に検討・実行していくことは重要な課題であることから、これらの取組みを着実に推進します。また社会全体の自然災害への意識の高まりを踏まえ、地震保険の一層の普及、自然災害リスクへの理解促進を推進します。

主要指標

損害保険会社の数

52社が事業活動を行う。

国内損害保険会社*1が30社（日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社*2を含む）、外国損害保険会社*3が22社、あわせて52の損害保険会社があります。（2014年9月1日現在）

また、損害保険会社で働く従業員（役員、一般社員、外務員および嘱託を含む）は、93,229人（2014年4月1日現在。損保協会会員会社ベース）となっています。

国内損害保険会社 **30**社

外国損害保険会社 **22**社

合計 **52**社

	国内損害保険会社	外国損害保険会社
元受および再保険業	28	13
再保険専業	2	5
船主責任保険専業	-	4
合計	30	22

参照 P.56

資料・データ 日本国内で損害保険業を営む会社

- *1 国内損害保険会社 日本法人として損害保険免許を受けている会社。
- *2 外資系国内会社 外国資本が50%以上の国内損害保険会社。
- *3 外国損害保険会社 支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社。

保険料

元受正味保険料は4.6%増、正味収入保険料も5.4%増。

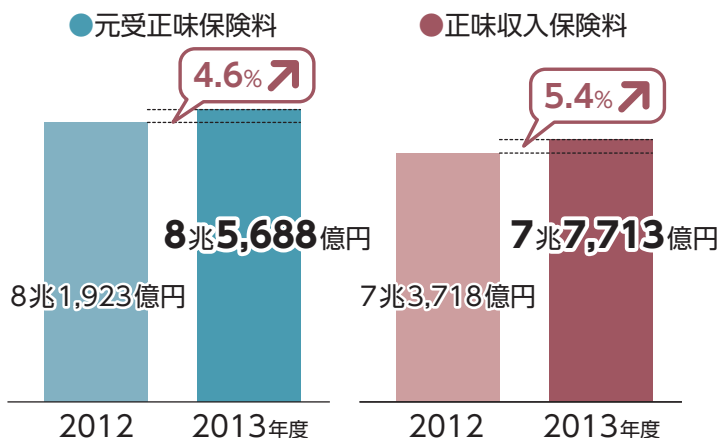
全保険種目合計の元受正味保険料*4（収入積立保険料を含む）は、前年度に比べ4.6%増の8兆5,688億円、自動車保険・自賠責保険や火災保険等の伸びもあり、正味収入保険料*5は5.4%増の7兆7,713億円となっています。（損保協会会員会社ベース）

元受正味保険料

8兆5,688億円

正味収入保険料

7兆7,713億円



参照 P.64、65

資料・データ 主要指標関係

- *4 元受正味保険料 お客さま（保険契約者）との直接の保険契約に係る収入を表す。
「元受正味保険料」＝「元受保険料」－「諸返戻金（満期返戻金を除く）」
- *5 正味収入保険料 元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。
「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

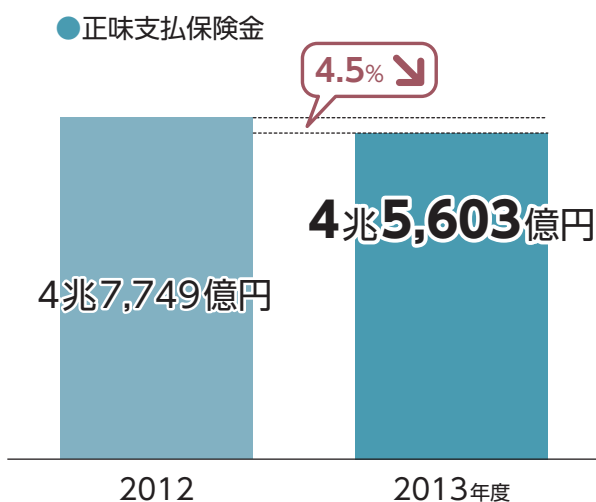
保険金

正味支払保険金は**4.5%**減。

正味支払保険金*6は、自動車保険の事故件数が減少したことなどから、前年度に比べ全種目合計で4.5%減の4兆5,603億円となっています。(損保協会会員会社ベース)

正味支払保険金

4兆5,603億円



参照 P.66

資料・データ 主要指標関係

*6 正味支払保険金 支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。
「正味支払保険金」=「元受正味保険金」+「受再正味保険金」-「回収再保険金」

損害率・事業費率

損害率は**6.3**ポイント減、事業費率は**0.7**ポイント減。

損害率*7は、正味支払保険金の減少と正味収入保険料の増収により、前年度に比べ6.3ポイント減の64.1%となっています。

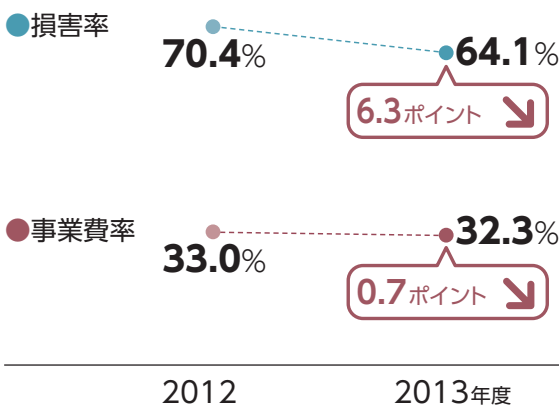
事業費率*8は、正味収入保険料の増収により、前年度に比べ0.7ポイント減の32.3%となっています。(損保協会会員会社ベース)

損害率

64.1%

事業費率

32.3%



*7 損害率 保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標。数値が高いほど保険料に占める保険金の支払割合が高いことを示す。

*8 事業費率 保険料に対して保険募集や保険の維持管理のための費用をどの程度支出したかを示す指標。数値が低いほど経営効率がよいことを示す。

主要指標

総資産・運用資産

総資産は1.7%増、運用資産も2.8%増。

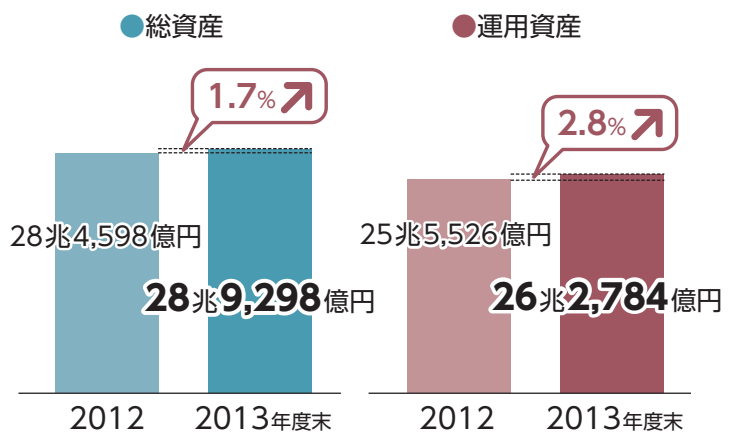
総資産*9は、円安による外国証券の評価増や株式相場の上昇等による株式時価の増加などから、前年度に比べ1.7%増の28兆9,298億円、運用資産*10は2.8%増の26兆2,784億円となっています。(損保協会会員会社ベース)

総資産

28兆9,298億円

運用資産

26兆2,784億円



参照 P.67

資料・データ 主要指標関係

*9 総資産 運用資産およびその他資産(代理店貸、再保険貸など)の合計。

*10 運用資産 預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などの合計。

経常利益・当期純利益

経常利益は368億円の増益、当期純利益も472億円の増益。

経常利益*11は、保険引受損失が拡大したものの資産運用費用の減少により、前年度に比べ368億円増益の4,146億円となっています。

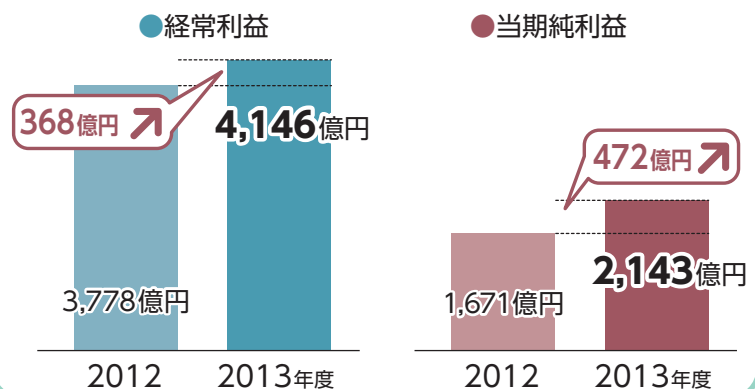
当期純利益*12は、前年度の1,671億円から472億円増益の2,143億円となりました。(損保協会会員会社ベース)

経常利益

4,146億円

当期純利益

2,143億円



*11 経常利益

損害保険会社が保険引受や資産運用などによって経常的に得られる収益から、保険引受や資産運用などの経常的に掛かる費用を引いた利益のこと。

*12 当期純利益

経常利益に特別利益を加え、特別損失、法人税および住民税等を控除して得られた利益のこと。

代理店実在数・募集従事者数

代理店実在数は1.4%減、募集従事者数は2.0%減。

全国にある損害保険代理店*13は約19万店で約205万人が損害保険の募集に従事しています。(国内会社・外国会社合計)

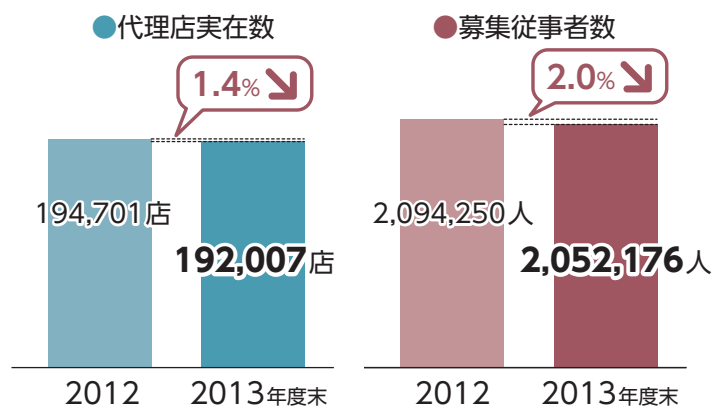
また、2013年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の91.6%となっています。

代理店実在数

19万2,007店

募集従事者数

205万2,176人



(注) 代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。

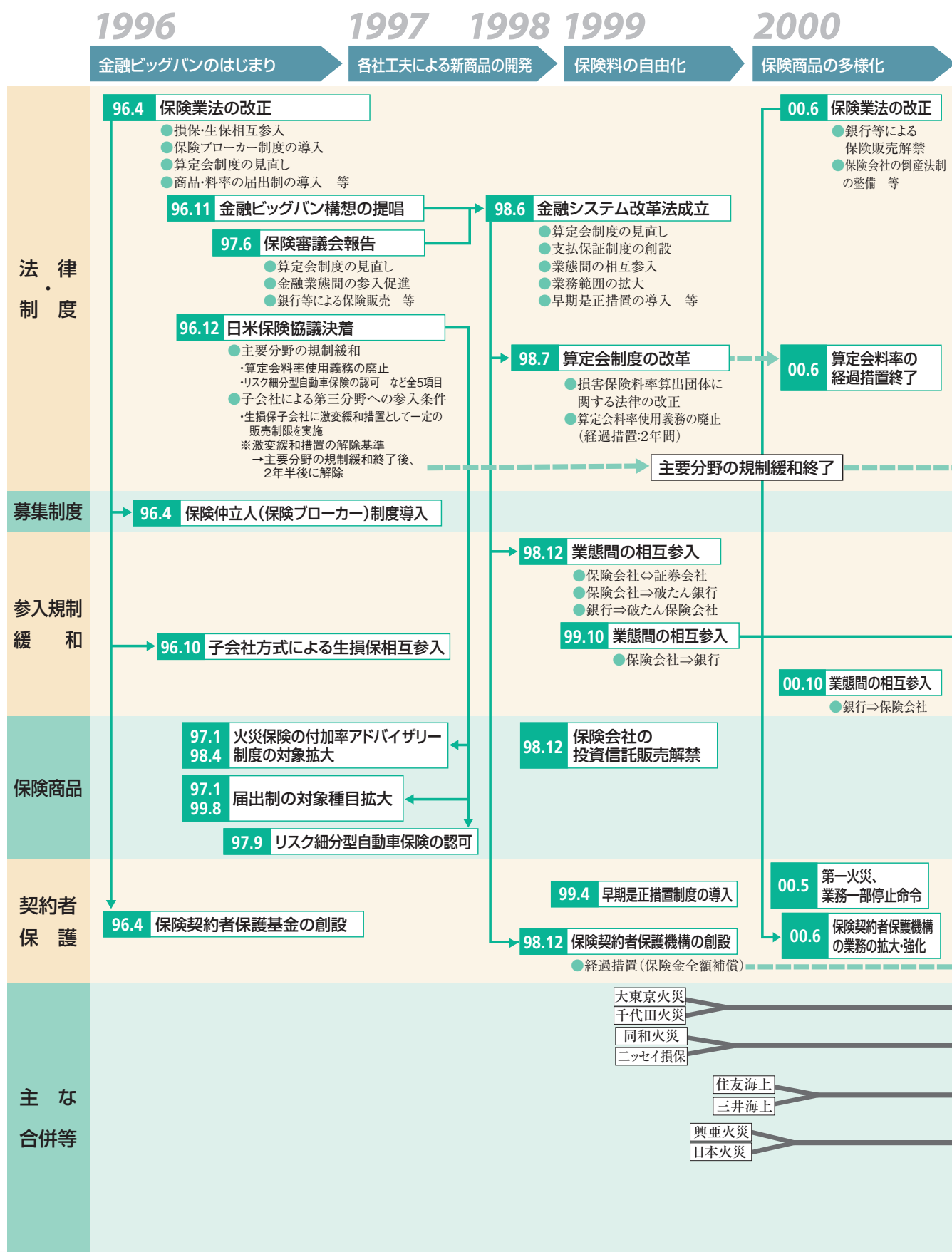
参照 P.68、69

資料・データ 代理店関係

*13 損害保険代理店 損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っている。



自由化以降の損害保険業界の動向

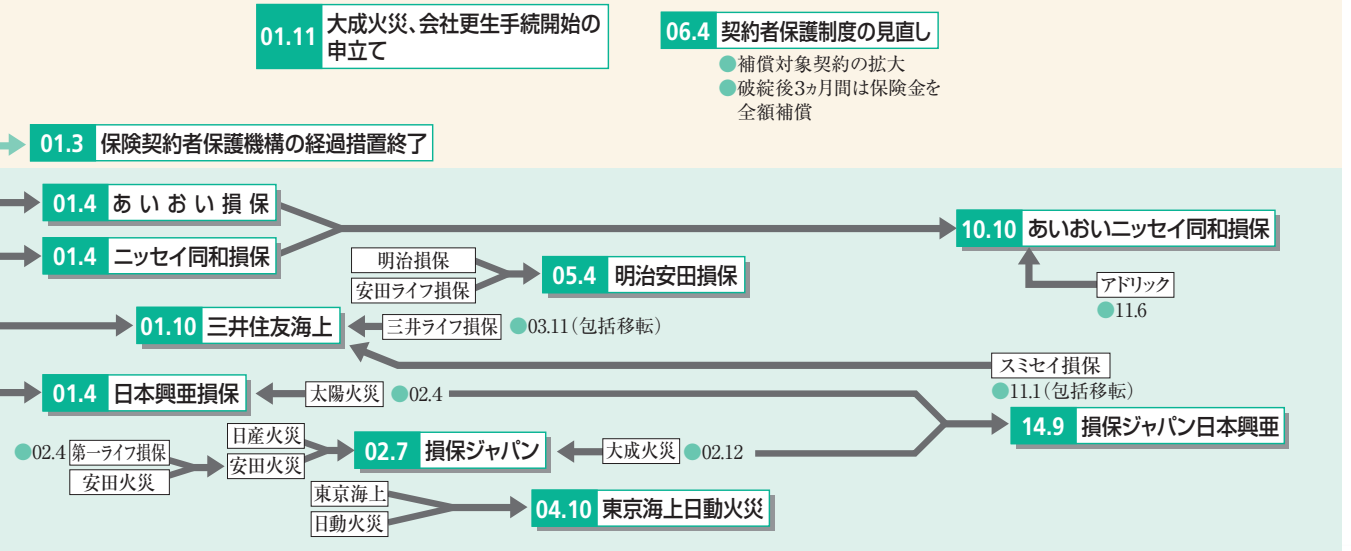
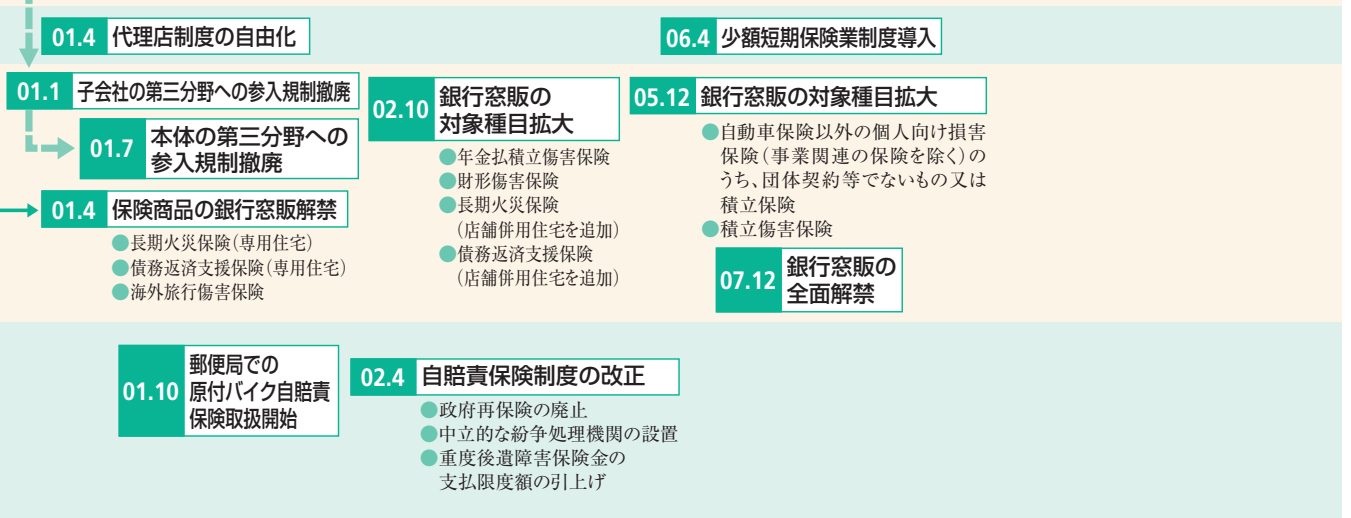
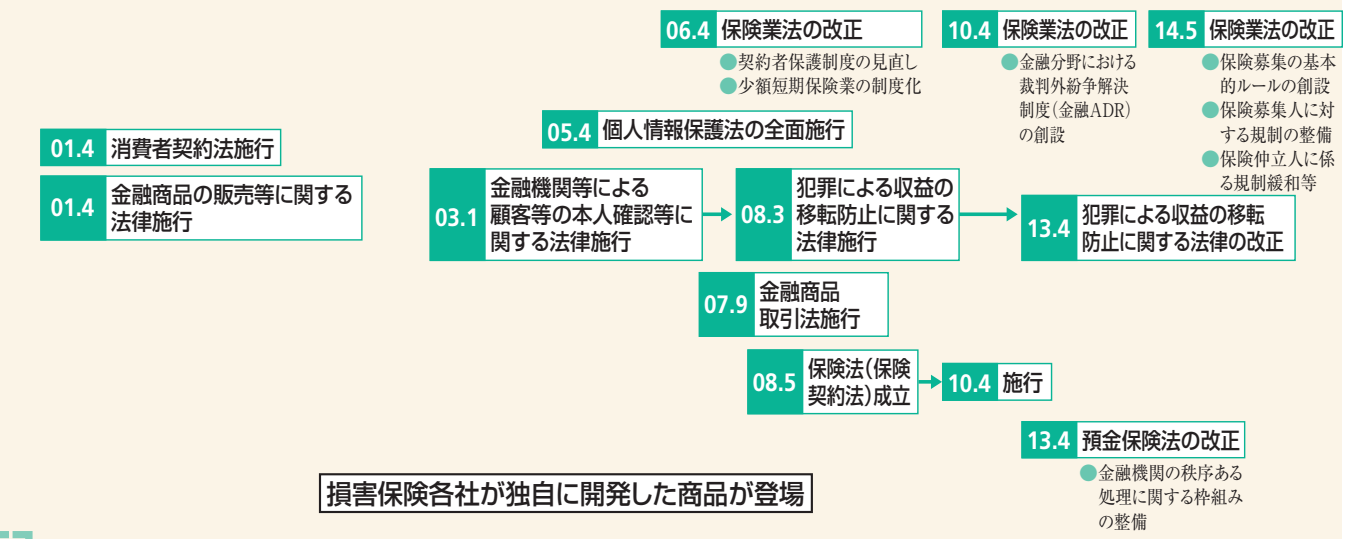


2001 2002 2008 2010 2014

金融ビッグバンの完了

さらなる業界再編・規制緩和

消費者保護の推進



多様な損害保険

損害保険はわたしたちの生活を取り巻くさまざまな危険(リスク)によって生ずるであろう万が一の損害に対する経済的な備えです。

▶ 暮らしの安心を支える保険



くるま



自動車事故等での損害に備える保険です。

法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意の自動車保険の大きく2種類に分類されます。

●自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

●自動車保険

- 対人賠償保険
- 対物賠償保険
- 人身傷害保険
- 搭乗者傷害保険
- 車両保険

など

すまい



建物や家財の損害に備える保険です。

総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。

「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。

●火災保険

●地震保険

●積立型(貯蓄型)の保険*

など

からだ 老後の生活



ケガや病気、老後の生活に備える保険です。

●傷害保険

●所得補償保険

●介護(費用)保険

●年金払積立傷害保険*

●積立型(貯蓄型)の保険*

●医療保険

●がん保険

など

暮らし レジャー



スポーツやレジャー中のケガ・用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。

また、ペットの病気やケガに備える保険もあります。

●海外旅行保険

●国内旅行傷害保険

●ゴルファー保険

●個人賠償責任保険

●ペット保険

など

※ 積立型(貯蓄型)の保険とは・・・

- ・保険期間(契約期間)が例えば3年から6年程度と長期であり、保険本来の補償機能と、満期時には満期返戻金が支払われるという貯蓄機能を併せ持った保険です。
- ・特に高齢社会における年金ニーズに対しては、積立型(貯蓄型)の保険の仕組みを用いた個人年金商品(年金払積立傷害保険)や確定拠出年金に対応した積立傷害保険などもあります(個人年金商品の保険期間(契約期間)は、最長60年程度)。

▶ 事業活動の安心を支える保険



<p>自動車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車損害賠償責任保険（自賠責保険） ●自動車保険 	<p>など</p>
<p>建物財物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●火災保険 ●風水害保険 ●動産総合保険 ●コンピュータ総合保険 ●盗難保険 ●機械保険 ●ガラス保険 	<p>など</p>
<p>売上利益</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●企業費用・利益総合保険 ●店舗休業保険 ●興行中止保険 ●生産物回収費用保険 	<p>など</p>
<p>輸送</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●運送保険 ●貨物海上保険 ●船舶保険 ●航空保険 ●船客傷害賠償責任保険 	<p>など</p>
<p>損害賠償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●施設賠償責任保険 ●PL保険（生産物賠償責任保険） ●自動車管理者賠償責任保険 ●D&O保険（会社役員賠償責任保険） ●個人情報漏えい保険 	<p>など</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●労働災害総合保険 ●建設工事保険 ●組立保険 ●土木工事保険 ●公共工事履行ボンド ●信用保険 ●原子力保険 	<p>など</p>

▶ 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

- 自賠責保険は、交通事故の被害者保護を目的としている保険であり、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき、原動機付自転車（原付バイク）を含む全ての自動車に契約することが義務付けられています。なお、法律に基づいた保険であるため、補償内容・保険料については、自賠責保険を扱う保険会社間で差異はありません。
- 自賠責保険の保険料は、「地域別（沖縄本島、沖縄離島、沖縄以外の離島、それ以外）」、「車種別」、「契約期間別」に定められています。

<保険料例>

2014年9月現在（2013年4月1日以降の契約、単位：円）

車種	契約期間							
	12ヵ月	13ヵ月	24ヵ月	25ヵ月	36ヵ月	37ヵ月	48ヵ月	60ヵ月
自家用乗用自動車 (例) 白の3・5・7ナンバー	16,350	17,310	27,840	28,780	39,120	40,040	-	-
小型二輪自動車 (例) 250 cc超のバイク	9,180	9,550	13,640	14,010	18,020	18,380	-	-
検査対象軽自動車 (例) 三輪・四輪の軽自動車	15,600	16,500	26,370	27,240	36,920	37,780	-	-
検査対象外軽自動車 (例) 250 cc以下のバイク	9,510	-	14,290	-	18,970	-	23,560	28,060
原動機付自転車 (例) スクーター(125 cc以下)	7,280	-	9,870	-	12,410	-	14,890	17,330

※いずれも離島以外の地域（沖縄県を除く）に適用する保険料。

- 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償（対人賠償）のみを補償する保険であり、ご自身のケガや他人のモノなどに対する損害賠償（対物賠償）は補償されません。また、右のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。自賠責保険の支払限度額を超える部分、対物賠償、ご自身のケガや車両損害について備えるためには任意の自動車保険に加入する必要があります。

<支払われる保険金の限度額>

損害の内容		被害者1名あたりの限度額
ケガによる損害		120万円
後遺障害による損害（注）	神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する後遺障害	4,000万円
	上記以外の後遺障害	3,000万円
	上記以外の後遺障害	(第1級) 3,000万円 ～(第14級) 75万円
死亡による損害		3,000万円

（注）後遺障害における「等級」の認定…
後遺障害による損害は、障害の程度により第1級～第14級の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に定められています。

△ 満期年月にご注意ください △

自動車検査登録制度（車検制度）の対象となっている自動車や250ccを超えるバイクは、車検のときに自賠責保険に契約していることが求められますが、車検制度の対象ではない250cc以下のバイク（原付バイクなど）は、自賠責保険の契約期間が切れていないかご注意ください。自賠責保険を契約すると、保険の満期年月を示すステッカー（保険標章）も交付されますので、ナンバープレートの左上部などに貼り付け、いつでも確認できるようにすることが必要です。



※この例では、平成27年9月が満期年月です。契約の更新を忘れないように注意が必要です。

自動車保険

- 自動車保険は、自動車事故によるさまざまな損害を補償する保険で、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車に被った損害を補償する保険などがあります。
- 自動車保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と区別する意味で、契約者が任意で契約するため「任意の自動車保険」と呼ばれることがあります。
- 各保険会社では、さまざまなタイプの自動車保険を開発・販売しています。例えば、自家用自動車を対象とする自動車保険では、「対人賠償保険」「対物賠償保険」「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせ販売しています。
- 自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

		死 傷		財 物	
相手への賠償	● 相手を死傷させた ・ 自賠責保険	● 相手を死傷させた ・ 対人賠償保険	損害の種類と 対応する自動車の保険		
	● 自分や搭乗中の者が死傷した ・ 人身傷害保険 ・ 搭乗者傷害保険	● 相手の財物を壊した ・ 対物賠償保険			
自分への補償	● 自分や搭乗中の者が死傷した ・ 人身傷害保険 ・ 搭乗者傷害保険		● 自分の車が壊れた ・ 車両保険		

相手への賠償

- 【対人賠償保険】自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償されます。
- 【対物賠償保険】自動車事故により、他人の自動車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害が補償されます。

自分への補償

- 【人身傷害保険】自動車事故により、死傷した場合には、過失割合に関わらず損害額が補償されます。補償範囲を、契約時に特定した自動車に乗車中の場合に限定した商品のほか、他の自動車に乗車中や歩行中の場合も補償の対象としている商品があります。

- 【搭乗者傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【無保険車傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死亡または後遺障害を被った場合であって、加害者からの十分な損害賠償が受けられないときに、その損害額が補償されます。
- 【自損事故保険】電柱に自ら衝突するような単独事故などによって運転者自身が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【車両保険】事故によって、契約時に特定した自動車に損害を受けた場合に保険金が支払われます。

▶ 火災保険

- 火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害によって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保険です。
- また、泥棒に入られて家財が盗まれたり、自動車か建物に飛び込んできて建物が壊された場合など、日常の思いがけない事故による損害を補償する商品もあります。
- 火災保険の主な補償内容は以下のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金が支払われるものがあります。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認する必要があります。

【損害保険金をお支払いする主な場合】

- ・火災・落雷・破裂または爆発
- ・風災・雹（ひょう）災・雪災*
- ・水濡れ
- ・騒擾（じょう）および集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・盗難*
- ・水災*
- ・日常の不測・突発的な事故による破損・汚損*

【主な費用保険金】

- ・損害防止費用
- ・災害時の臨時費用*
- ・残存物の取り片づけ費用*
- ・失火見舞費用*
- ・地震火災費用*

※一定の制限付で補償される場合があります。

● 住宅修理に関するトラブルにご注意 ●

住宅修理（リフォーム）に関し「保険が使える」と言って勧誘する業者と利用者とのトラブルが増加しています。「解約しようとする高額な料金を請求された」「うその理由により保険金を請求するように言われた」といった事例が見受けられます。

このような勧誘については、住宅の修理を業者と契約する前に、ご契約している損害保険会社または代理店へご相談ください。

地震保険

- 地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする保険です。「地震・噴火またはこれらによる津波」(以下「地震等」)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に損害を被った場合に、生活を再建するための資金を保険金としてお支払いします。
- 「地震等」による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、火災保険では補償されません。これらの損害に備えるには、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営している地震保険を契約する必要があります。この地震保険は、補償内容・保険料について保険会社間で差異はありません。
- 地震保険の補償の対象となる損害は、地震等を直接または間接の原因とするものであり、具体例としては次のような損害が該当します。
 1. 地震による倒壊、破損
 2. 地震によって生じた火災による焼損
 3. 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失、埋没
 4. 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
- 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没
- 津波によって生じた流失、倒壊
- 地震保険は単独では契約できず、必ず火災保険に付帯(セット)して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯していない場合には、火災保険の保険期間の中途でも地震保険を付帯することができます。
- 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額に対して、30%~50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

	火災保険の保険金額 に対する割合	限度額
建物	30%~50%	5,000万円
家財		1,000万円

建物  ※住居のみに使用される 建物および併用住宅	家財  ※30万円を超える貴金属・ 宝石などは含まれません
---	--

損害の程度	保険金	状態(建物については次のいずれかの場合)
全 損	保険金額の 100%	1. 基礎・柱・壁・屋根など ^{※1} の損害額が 建物の時価の50%以上の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上の場合
半 損	保険金額の 50%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の20%以上50%未満 ^{※2} の場合 2. 焼失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上70%未満の場合
一部損	保険金額の 5%	1. 基礎・柱・壁・屋根などの損害額が 建物の時価の3%以上20%未満の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らないとき

※1 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※2 津波によって建物(「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)»)に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物(上記と同じ)に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」、「半損」、「一部損」を認定します。詳しくは、お近くの損害保険会社までお問い合わせください。

すまいの保険

- 地震保険料は、建物の構造および所在地により異なります。建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造*とロ構造*の2つに区分されています。

〈1年間の保険料（契約金額100万円あたり）〉

2014年9月現在（2014年7月1日以降の契約）

都道府県	構造区分	イ構造*	ロ構造*
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		650円	1,060円
福島県		650円	1,300円
北海道・青森県・宮城県・新潟県・山梨県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県		840円	1,650円
茨城県・愛媛県		1,180円	2,440円
徳島県・高知県		1,180円	2,790円
埼玉県・大阪府		1,360円	2,440円
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・三重県・和歌山県		2,020円	3,260円

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

（イ構造…主として鉄骨・コンクリート造の建物 ロ構造…主として木造の建物）

〈割引制度〉

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

○免震建築物割引：50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：10～50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合

○耐震診断割引：10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：10%

1981年6月1日以降に新築された建物である場合

（注1）上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

（注2）割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただく必要があります。

- 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構という中立機関が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。

- 地震保険は、「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受けるしくみとなっています。

損害保険会社は利潤をいただかず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

国の防災基本計画には、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。

- 地震保険法により、1回の地震等による保険金の総支払限度額は関東大震災クラスの大震災が発生しても保険金の支払いに支障がないように最大7兆円（2014年9月現在）に設定されており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が大きな負担をするしくみとなっています。

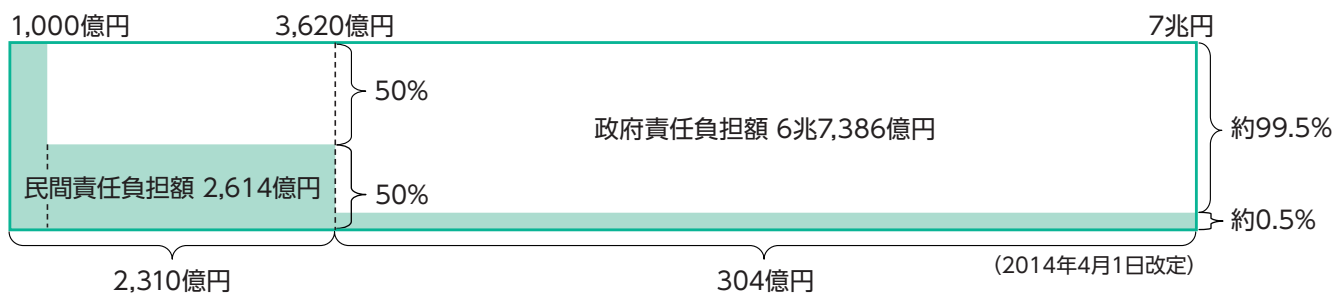
- 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。「地震保険料控除」というもので、所得税、個人住民税の計算をする際に、所得金額からその年に支払った地震保険料のうち一定の金額を控除することができ、税金が軽減されます。

控除することができる金額は以下のとおり、所得税で地震保険料の全額（5万円限度）、個人住民税で地震保険料の2分の1（2.5万円限度）となっています。

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額（最高50,000円）
個人住民税	地震保険料の1/2（最高25,000円）



【政府と民間の地震再保険のしくみ】



●警戒宣言発令後は新たに契約できません●

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、右記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内にある建物・家財について、新たに地震保険を契約することはできません。

また、すでにご契約いただいている地震保険の契約金額を増額することもできませんので、ご注意ください。



からだの保険・その他の保険

▶ 傷害保険

- 傷害保険は、被保険者が「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡した場合などに保険金が支払われる保険です。主として交通事故によるケガの補償に限定したタイプの保険もあります。また、被保険者の範囲を「本人のみ」「家族向け」「夫婦のみ」などパターン別に用意して販売されています。
- 傷害保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要件
死亡保険金	ケガにより、死亡したとき
後遺障害保険金	ケガにより、後遺障害が生じたとき
入院保険金	ケガにより、平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき
手術保険金	入院保険金が支払われる場合で、そのケガの治療のため、所定の手術をしたとき
通院保険金	ケガにより、平常の業務または生活ができなくなり、通院したとき（平常の業務または生活に支障がない程度にケガがなおったときまでの通院に限ります）

▶ 医療保険

- 医療保険は、被保険者がケガをしたり病気になった結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。
- 医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

	保険金の種類	要件
入院関係	傷害入院保険金	ケガにより、平常の業務または生活ができなくなり、入院（注）したとき
	疾病入院保険金	病気で入院（注）したとき
手術関係	傷害手術保険金	傷害入院保険金が支払われる場合で、そのケガの治療のため、所定の手術をしたとき
	疾病手術保険金	疾病入院保険金が支払われる場合で、その病気の治療のため、所定の手術をしたとき
その他	傷害通院保険金	傷害入院保険金が支払われる場合で、そのケガの治療のため、通院したとき（平常の業務または生活に支障がない程度にケガがなおったときまでの通院に限ります）
	疾病通院保険金	疾病入院保険金が支払われる場合で、その病気の治療のため、通院したとき
	葬祭費用保険金	被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき
	先進医療費用保険金	ケガや病気で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき

（注）医療保険における「入院」…

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院については、医療保険では補償されません。

海外旅行保険

- 海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、最近では必

要な補償だけを選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。

- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合に補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合に補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあたり壊れた場合の損害を補償
救済者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
偶然事故対応費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用（交通費、宿泊代、食事代、通信費など）を補償

（参考）「被保険者」…

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

個人賠償責任保険

- 日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。本人とその家族（同居の親族、別居の未婚の子）が補償対象となります。

- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約するケースが多くなっています。

1. 自転車で走行中に歩行者とぶつかりケガを負わせた。	4. 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
2. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。	5. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭に当たり死亡させた。
3. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。	

自転車事故への備え

近年、自転車による事故が増えており、社会的な関心が高まっています。特に自転車が加害者となる事故では、9,000万円を超える高額な損害賠償事例も発生しており（73頁参照）、東京都などの条例において、自転車利用者に対し歩行者にケガをさせてしまった場合などに補償される保険への加入を努力義務として規定する動きもあります。

自転車事故によって歩行者にケガをさせてしまった場合などには「個人賠償責任保険」（「個人賠償責任保険」参照）で、また自身のケガには「傷害保険」（「傷害保険」参照）で補償されます。こうした保険に加入することで自転車事故によるリスクに備えることができます。

<自転車事故に備える保険>

保険の種類	対 象		自分
	生命・からだ	事故の相手	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

1 普及啓発・理解促進

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

消費者向け専用サイト「そんぽのホント」

消費者の皆さまに損害保険を正しく、そして楽しく理解いただくために、損害保険のしくみや種類、契約に関するの注意事項などを学べる消費者向け専用ウェブサイト「そんぽのホント」を作成しています。損害保険のしくみや基礎知識について体系的に学べるコンテンツのほか、クイズコーナーでは自身の知識を点検することができます。

さらに学校の現場でご利用いただける教材を紹介する「スクールナビ」のコーナーなども設けています。



講師派遣活動

消費者の皆さまと直接、コミュニケーションができる機会として、各種講演会を積極的に開催しています。

一般消費者向けには、「身近な損害保険の種類やしくみ」、「自然災害に備える損害保険」などをテーマとして実施しています。

消費生活相談員向けには、一般消費者からの損害保険に関する相談等に対応するにあたっての相談対応マニュアル「そんぽ相談ガイド」を使用した勉強会を実施しています。

大学生向けには、連続講座（単位講座）や単発講座などの実学講座を実施しています。連続講座については、15大学で実施しています。

高校生向けには、損保協会からの講師派遣に加え、教師が自ら授業を行える副教材「授業実践プログラム」を提供しています。



2013年度講師派遣実績

・一般消費者等向け	: 132回
・消費生活相談員向け	: 54回
・大学生向け	: 331回
・高校生向け（PTA・教師含む）	: 65回
・授業実践プログラム実施校	: 246校

主な連続講座実施校

北海道大学、東北大学、埼玉大学、上智大学、一橋大学、金沢大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学、香川大学、長崎大学、琉球大学

2 意見聴取・対話・交流

そんぽ消費者安心懇話会 (消費者行政機関等との懇談会)

全国の消費者行政機関等との懇話会を開催し、損害保険業界・各社の施策、取組みについての情報提供を行っているほか、損害保険業界に関する意見・要望等を頂戴し、業務改善に役立てています。

消費者団体との懇談会

消費者のオピニオンリーダーが所属する各消費者団体等と意見・情報交換を実施しています。

3 報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

▶ 記者会見

金融記者クラブにおいて協会長定例記者会見を開催しています。(年5回)



協会長定例記者会見

▶ 報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇談会を開催しています。

▶ 情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、ニュースリリース等により情報提供を行っています。

4 地震保険広報活動

地震保険の理解促進および加入促進を図るため、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損保関係者によるテレビ番組出演など、マスメディアを通じた「地震保険広報活動」を1995年から毎年実施しています。



地震保険広報ポスター

5 自賠責保険広報活動

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため「自賠責保険広報活動」を1966年から各種マスメディア等を通じて実施しています。



自賠責保険広報ポスター

はじめに・
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

資料・データ

6

相談・苦情・紛争解決対応

▶ **そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）**

お客さま対応窓口である「そんぽADRセンター」を全国10か所に設置して、損害保険に関する一般的な相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、お客さまと保険会社との間のトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続および紛争解決手続を行っています。（手続費用無料）

そんぽ出張相談

そんぽADRセンターの所在地以外の地域では、月1回程度、そんぽADRセンターの相談員による出張相談を実施（予約制・無料）しています。*

※詳しくはP.94に記載の最寄りのそんぽADRセンターまでお問い合わせください。

「交通事故弁護士相談」紹介サービス

交通事故損害賠償問題など法律問題に関する相談を希望されるお客さまに対し、弁護士による無料相談（予約制）の機会を提供しています。*

※詳しくはP.94に記載の最寄りのそんぽADRセンターまでお問い合わせください。

ADRとは

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な解決が可能な手段です。

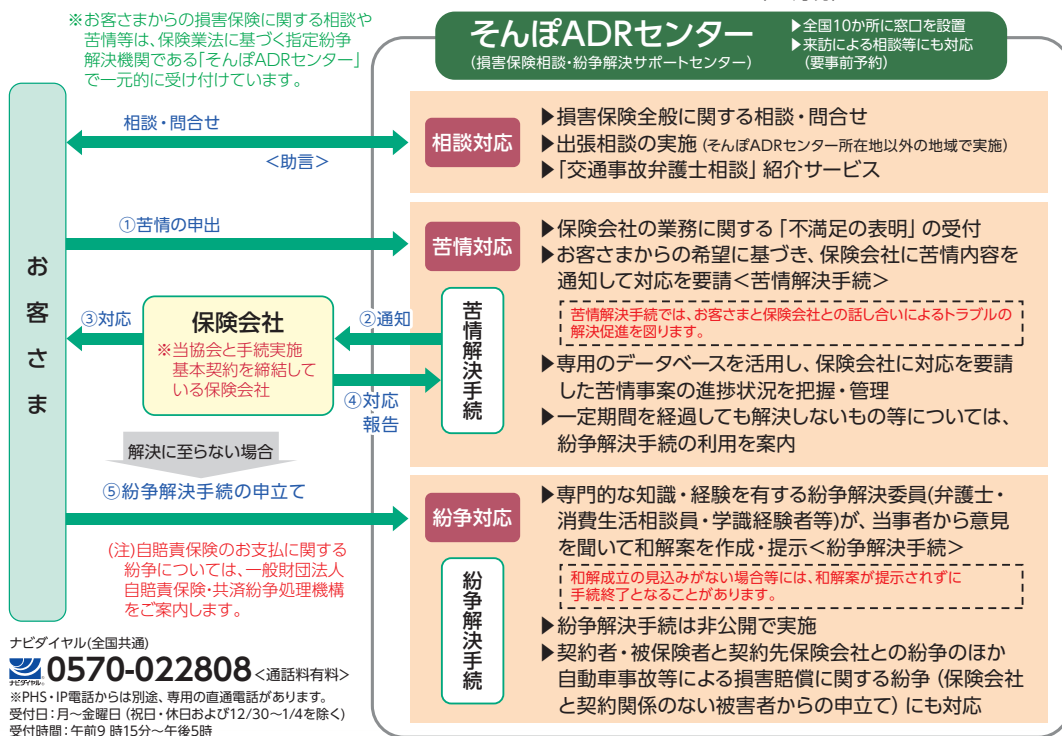
指定紛争解決機関とは

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情および紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約（手続実施基本契約）を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、一定の条件で時効の中断および裁判所が訴訟手続を中止することができるという法的効果が設けられています。

日本損害保険協会における相談・苦情・紛争対応体制（概略） 2014年9月現在



苦情解決手続

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があったときは、その相談に応じ、必要な助言をし、苦情に係る事情を調査するとともに保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求めます。

紛争解決手続

お客さままたは保険会社から紛争解決の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員(紛争解決委員)を選任し、中立・公正な立場からトラブルの解決支援(和解案の提示等)を行っています。

※和解成立の見込みがない場合等には和解案が提示されず
に手続終了となることがあります。

また、紛争解決委員は、事案の性質等を踏まえ相当であると認めるときは、保険会社に受諾義務が課される特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。

苦情・紛争対応機能の一層の充実策

お客さまからの苦情の早期解決のための取組み

- ・お客さま、保険会社へ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に対応を求めた苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・苦情の申出から一定期間を経過しても解決しない事案であって、紛争解決手続の利用対象となる場合には、お客さまに紛争解決手続の利用をご案内しています。

お客さまの満足度向上のための取組み

- ・2012年4月に、損保協会のお客さま対応窓口を一

元化するとともに、そんぽADRセンターの窓口を全国に拡大する等して、お客さまの利用利便性向上を図っています。

- ・相談員の応対力向上のための研修を継続して行っています。

紛争解決機能の拡充

- ・保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案のほか、自動車事故等による法律上の損害賠償(対人・対物)に関する被害者と加害者側保険会社間の紛争事案も対象としています。
- ・保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案について、紛争解決委員による意見聴取が実施される場合に、テレビ会議システムを利用して、お客さまの最寄りのそんぽADRセンターで手続を実施できる環境を用意しています。

周知活動、各種関係機関との連携等

- ・パンフレットやポスター等を作成するなどして、そんぽADRセンターの周知に努めています。
- ・消費者行政機関や他の相談機関との連携を通じて、そんぽADRセンターの利用促進を図っています。

苦情・紛争受付事案の分析・活用

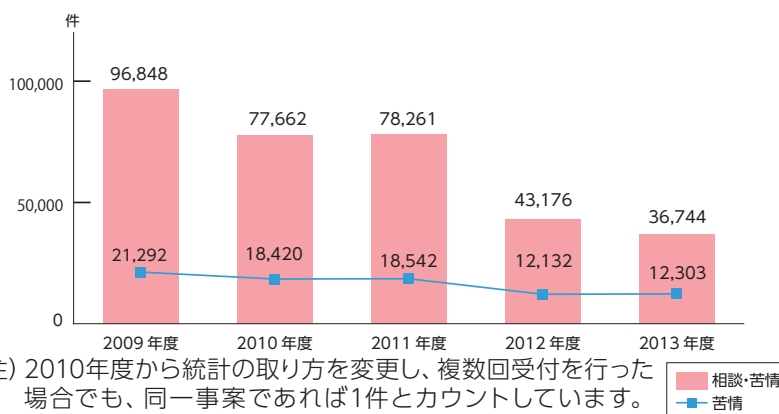
「そんぽADRセンター統計号」の発行

そんぽADRセンターに寄せられた苦情や紛争の統計および概要を、「そんぽADRセンター統計号」としてホームページで公表するとともに、保険会社の経営層に提供しています。

苦情情報のフィードバック

保険会社ごとに傾向分析を行うなどして、業務改善に役立つ情報として各社にフィードバックしています。

損保協会における相談・苦情受付総件数の推移



7 ガイドライン等

▶ 各種ガイドライン等の策定

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイドラインを策定しています。会員各社では、これらのガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやすい保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向上を図っています。

これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。

保険契約募集や保険金支払に関するもの

第三分野商品（疾病または介護を支払事由とする商品）に関するガイドライン

適正な保険募集および保険金支払確保の観点から、第三分野商品固有の留意すべき事項等をまとめています。

保険募集の適正な活動に関するガイドライン

適正な募集活動の基本方針や保険募集管理等に係るコンプライアンス態勢のポイント、保険募集における不適正な行為の考え方および不適正な行為の防止に向けた留意事項等をまとめています。

高齢者に対する保険募集のガイドライン

高齢者に対する保険募集のきめ細やかな対応を推進する観点で、お客さまの理解力・判断力や、商品特性に応じた対応など、保険会社が取り組みを検討するうえでの考え方をまとめています。

傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク（保険金の不正取得の危険）防止を図ることを目的として、傷害保険等における契約締結時および保険事故発生時の留意事項をまとめています。

損害保険の保険金支払に関するガイドライン

会員各社が保険金支払に関して留意する必要がある事項等をまとめています。



● 会員各社の取組みの例

● 事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある保険金を書面等によりお客さまにご案内しています。この書面等をご活用いただくことにより、お客さまご自身が受け取る可能性のある保険金をご確認いただくことが可能となっています。

● 第三者によるチェック体制の整備（支払審査会の設置等）

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を委員とした審査会を設置し、保険金のお支払いに関して医学的・法的判断を要する事案を中心に、定期的にチェックしています。

募集文書等に関するもの

契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関する
ガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要事項である「契約概要」および「注意喚起情報」に関し、特にわかりやすさ向上の観点から、記載すべき項目と留意点をまとめたうえで、標準例を作成しています。

募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただけるよう、募集ツールや広告を作成する際の基本的な考え方や留意事項をまとめています。

保険約款や保険用語に関するもの

保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、難解な文章等を是正する方策や、表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等をまとめています。

保険約款および募集文書等の用語に関する
ガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を正確に理解できるようにすることを目的として、保険約款および募集文書等に使用する用語を「原則として使用を控える用語」、「使用にあたって何らかの説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

会員各社の取組みの例

●わかりやすい重要事項説明書の作成

重要な事項をお客さまに説明する際に使用する「重要事項説明書」について、表や箇条書きの活用、平易な表現の使用、文字数の一定の制限等を行い、わかりやすさの向上と簡素化に取り組んでいます。

●保険証券、パンフレット、チラシ等の工夫

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフレット、チラシ等についても、文字や冊子を大きくする、イラストや図を挿入する、配置・配色等を改善する等の工夫を行っています。また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい情報を正確に伝えるためのツール等を作成しています。

会員各社の取組みの例

●商品数の削減、各種特約の整理・統合
(商品のシンプル化) 等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減や各種特約の整理・統合（商品のシンプル化）等を進めています。また、専門用語について解説を加えるなど、わかりやすさに配慮した取組みを行っています。

8

コンプライアンス・プログラム

▶ 活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点からチェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取し、コンプライアンスの徹底を図っています。

主なチェック内容

- ・委員会下部組織（部会等）設置への同意
- ・委員会議事録の点検
- ・各委員会、事務局からの相談への対応 等

▶ コンプライアンス・セミナー

会員会社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、消費者代表、行政担当官等によるセミナーを開催しています。

過去の主なセミナーテーマ

- ・金融行政の方向性と保険会社のコンプライアンス
- ・監督行政から見た損保業界の課題
- ・近時の立法動向を踏まえた保険会社のコンプライアンス
- ・保険会社における反社会的勢力への対応 等



コンプライアンス・セミナー

▶ 好取組み事例の意見交換

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、会員会社における好取組み事例の意見交換を実施しています。

過去の主な意見交換テーマ

- ・会員各社において認識しているコンプライアンス上の課題と「コンプライアンス・プログラム」の対応について
- ・効果的・効率的なコンプライアンスの推進のための取組み
- ・代理店・社員のコンプライアンス教育・研修
- ・反社会的勢力との取引遮断に向けた取組み 等

▶ その他

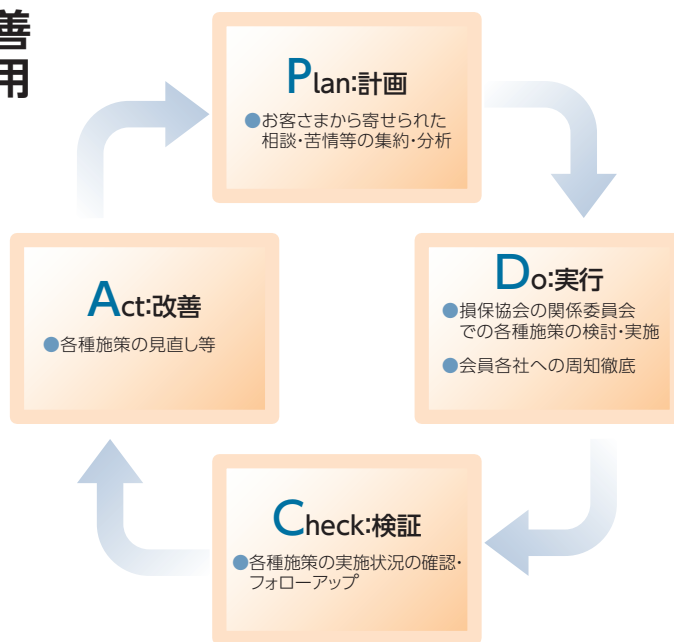
上記のほか、コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直し、コンプライアンスに関する各種情報や法令改正に関する情報の提供などの活動を通じ、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

9 消費者の声の活用

消費者の声を起点とした業務改善スキーム(PDCA サイクル)の運用

損保協会および各地の消費者行政機関等に寄せられた相談・苦情等に基づき、損保協会で策定した各種ガイドライン等の見直しを行うなど、業務改善に結び付けるスキーム(消費者の声を起点としたPDCAサイクル)を構築・運用しています。

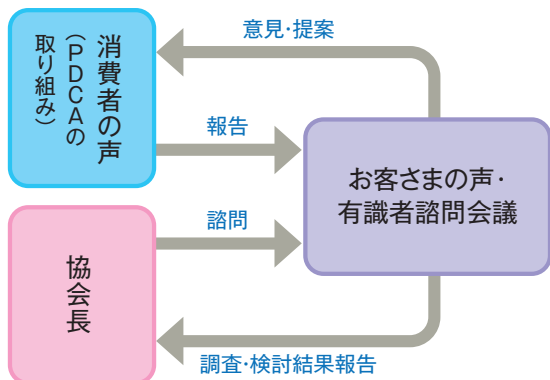
2012年度からは、この取組みを強化し、従来のガイドライン等の見直しに留まらず、保険商品や制度上の課題等についてもアプローチしていくこととしています。



「お客さまの声・有識者諮問会議」

損保協会では、消費者の皆さまの声を真摯にお聴きし、業界全体の業務運営に反映させるための仕組みとして、2006年9月に「消費者の声」諮問会議を設置し、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等について論議してきました。

本諮問会議について、2012年7月に「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組し、従来の取組みに加え、協会長の諮問に応じて、損害保険制度の改善に関する事項や損害保険の健全な発展のために必要な事項を調査・検討しています。



お客さまの声・有識者諮問会議メンバー

<2014年7月1日現在>

- 古笛 恵子 : 弁護士
- 洲崎 博史 : 京都大学大学院法学研究科 教授
- 高橋 潤 : 一般社団法人 共同通信社 論説委員
- 丹野 美絵子 : 独立行政法人 国民生活センター 理事
- 宮本 和夫 : 元警察大学校長
- 八代 尚宏 : 国際基督教大学教養学部 客員教授

*敬称略、五十音順



はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する研修、試験および認定等

資料・データ

交通事故防止・交通事故 被害者への支援

損害保険各社の自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に活用しています。損保協会では、損害保険各社の運用益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支援事業を行っています。

自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入から保険金の支払いまでの間の滞留資金から生じた収益(運用益)については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、その全額を準備金として積み立てることが義務付けられています。この運用益を将来の自賠責保険の収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援、救急医療体制の整備等に活用することとしています。

自動車事故防止対策

- ・交通事故防止機器の寄贈
- ・飲酒運転根絶に向けた取組み支援
- ・体調変化に起因する事故防止に向けた取組み支援



交通事故防止機器

自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用の補助
- ・高次脳機能障害者支援の専門家育成支援
- ・高次脳機能障害者の自動車運転再開認定基準の策定に向けた研究支援



リハビリテーション講習会

救急医療体制の整備

- ・高規格救急自動車の寄贈(累計251台)
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターヘリ体制整備補助等
- ・救急外傷看護の研修会開催費用の補助



高規格
救急自動車



ドクターヘリ
講習会



救急外傷看護の
研修会

11 法制・行政課題対応

▶ 各種法改正対応

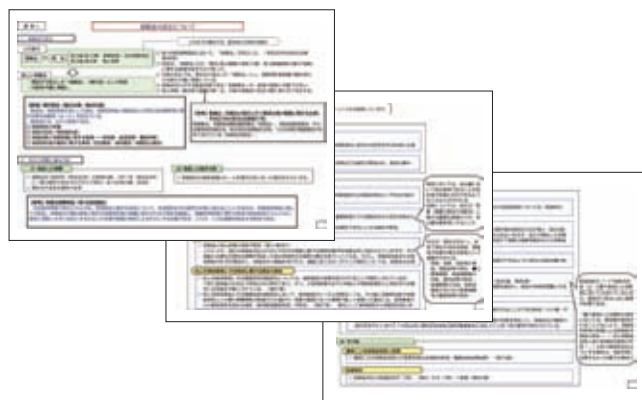
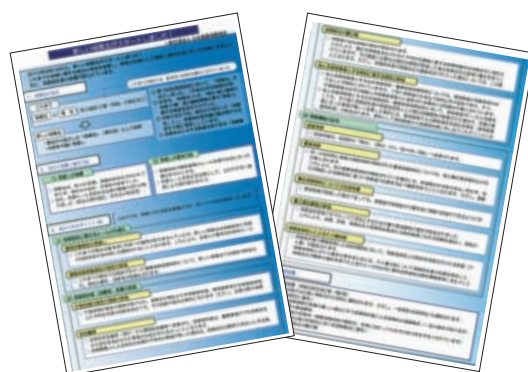
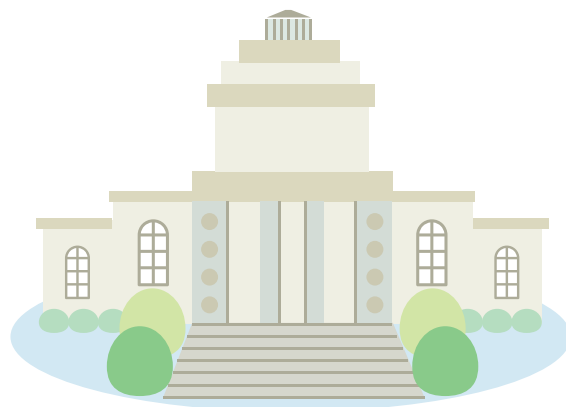
損害保険業に關係する法律の制定および改正に係る各種対応を行っています。具体的には、法律の制定および改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展の実現の観点から、金融審議会等の政府の各種審議会における意見表明、要望・提言活動、パブリックコメントへの意見提出（参照 P.35）等を行っているほか、各種の情報提供や説明会・講演会の開催等を行っています。

例えば、保険法改正時の検討（参照 P.60）では、法制審議会保険法部会において保険契約に係る基本ルールにより良い発展の観点から数次にわたる意見表明を行ったほか、迅速かつ円滑な移行を実現すべく、各種説明会の開催や実務対応の留意点等の取りまとめ等を行いました。

最近の主な法制課題

- 保険業法等の各種法令改正についての検討★
- 金融審議会関連事項
 - ・保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討
- 法制審議会関連事項
 - ・民法（債権関係）の見直しについての検討（約款規制、中間利息控除等）★
- 消費者関連法制についての検討
 - ・消費者契約法の見直しについての検討（約款規制、契約締結過程の情報提供義務等）★
 - ・景品表示法の見直しについての検討（課徴金制度の導入等）★
- パーソナルデータの利活用についての検討★
- 銀行等による保険販売の見直しについての検討
- 保険法の改正・施行についての取組み
- 金融ADR制度についての検討
（参照 P.26）

（注）★印は、現在取り組んでいる課題



はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

資料・データ

12 要望・提言

▶ 税制改正要望

損害保険業界は、自然災害をはじめとした社会を取り巻く様々なリスクに対して、迅速かつ確実に保険金をお支払するという社会的使命を負っています。

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

昨年度の平成26年度税制改正要望においては、積立

保険の契約者に対して支払う利子に係る特別利子の取り扱いを要望し、実現しました。

平成27年度税制改正要望においては、損害保険業界として、損害保険業の健全な発展を通じて、わが国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与していく観点から、次の項目を要望しています。

平成27年度 (2015年度) 税制改正要望項目

1. 受取配当等の二重課税の排除 **重点要望項目**
 - ・受取配当等の益金不算入割合を50%から100%に引き上げること
2. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて **消費税制に係る要望項目**
 - ・税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題を解消する抜本的な対策を検討すること
 - ・税率の引き上げに際しては、①グループ納税制度の導入、②法人税法上の繰延消費税の廃止および③保険料に織り込まれていない消費税相当額に対応した経過措置を講じること
3. タックスヘイブン対策税制の見直し
 - ・タックスヘイブン対策税制におけるトリガー税率の引き下げおよび適用除外基準の見直しを行うこと
4. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
 - ・洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること
5. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化
 - ・破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること
6. 確定拠出年金に係る税制上の措置
 - ・確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止
 - ・完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること
8. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続
 - ・既に収入金額を課税標準 (100%外形標準課税) としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

規制改革要望

損保協会では、国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供の妨げとなっている規制や意義の薄れた規制の改革を推進することにより、自由で効率的な経済活動が可能となるよう、2013年10月に政府（内閣府）が実施した「規制改革ホットライン集中受付」に規制改革要望を提出しました。具体的な規制改革要望の内容は、損保協会ホームページで公表しています。

なお、これまでの規制改革要望の取組みを通じて、損保協会から要望していた次の事項については、2011年4月以降、関係法令等の改正が行われています。

- ・「**保険会社の業務の代理、事務の代行**」の届出制への移行
(平成23(2011)年5月保険業法改正)
- ・**保険持株会社の子法人等(子会社を除く)、
関連法人等の業務範囲規制の撤廃**
(平成23(2011)年6月保険会社向けの総合的な監督指針改定)
- ・**確定拠出年金の資格喪失年齢の引上げ**
(平成23(2011)年8月確定拠出年金法改正)
- ・**保険契約移転単位の見直し**
(平成24(2012)年3月保険業法改正)
- ・**保険会社による資産別運用比率規制の撤廃**
(平成24(2012)年4月保険業法施行規則改正)
- ・**共同行為の認可申請における記載事項の簡素化**
(平成24(2012)年4月保険業法施行規則改正)
- ・**届出事項の簡素化(代表者の住所変更)**
(平成24(2012)年4月保険業法施行規則改正)
- ・**少額短期保険主要株主承認申請に係る
取締役等の住民票の抄本提出の廃止**
(平成26(2014)年2月少額短期保険業者向けの監督指針改定)
- ・**海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に
係る特例の適用対象の追加**
(平成26(2014)年5月保険業法改正)

パブリックコメントを通じた要望活動

各省庁の施策ならびに法令の制定および改正等に係る意見募集(パブリックコメント)を通じて意見・要望を提出することにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意見・要望の提出、民法(債権関係)改正に係る法務省へ

の意見・要望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望の提出のほか、内閣府・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・農林水産省・公正取引委員会等におけるパブリックコメントにも取り組んでいます。また、海外保険監督当局や国際会計基準審議会(IASB)が実施する国際的なパブリックコメントへの対応に加え、保険監督者国際機構(IAIS)等の国際機関による意見照会への対応を通じて、意見表明を行っています。

参照 P.36

確定拠出年金制度に関する要望

確定拠出年金制度は、将来受け取る年金の給付額が、拠出された掛金の運用成績によって決まる年金制度であり、公的年金を補完する従来の確定給付型年金に加えての新たな選択肢として、2001年10月から導入されました。

損保協会では、制度のさらなる発展のため、次の5項目の要望をとりまとめ、2014年6月に厚生労働省に提出しました。

確定拠出年金制度に関する要望事項

1. 特別法人税の撤廃

事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税の撤廃を要望

2. 中途引出要件の緩和

中途退職時に退職所得として一時金受給を可能とすること、もしくは、脱退一時金の支給要件の緩和および課税したうえで中途引出しを可能とすることを要望

3. 加入対象者の拡大

家事専従者など第3号被保険者、公務員を制度(個人型)の加入対象者とするよう要望

4. 中小企業退職金共済制度からの制度移行

中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能とするよう要望

5. 運用商品の除外要件の緩和

運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でない判断される運用商品については、速やかに除外できるよう、除外要件の緩和を要望

13 国際関係業務

保険事業のグローバル化や損害保険各社の海外事業展開が進む中、各種の要望・提言活動により国際的な規制の調和や通商障壁の除去等に努めています。また、海外の保険協会等との交流、保険技術協力、情報発信等を通して、要望・提言活動の実現性を高めるとともに、アジアを中心とした海外損保市場の健全な発展にも寄与しています。

▶ 要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対応を通じ、日本の損保業界の要望・意見を表明するとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的に対応しています。また、世界貿易機関 (WTO) のサービス貿易自由化交渉や日米等の二国間レベルでの通商課題等に関し、日本の損保業界の要望実現に向けて、海外の保険協会等とも緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っています。

▶ 国際会議

東アジア保険会議 (EAIC)

東アジア保険会議 (EAIC) は、1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジア保険市場における「国際協力の促進と発展」を図ることを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000人を超え、取り上げられるテーマも、東アジア固有のものだけでなく、グローバルな観点のものが増えています。損保協会では、同会議のプログラム策定からスピーカー派遣に至るまで、積極的に参画しています。

国際海上保険連合 (IUMI)

1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣しています。

▶ 海外保険協会との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問やマーケットに関する情報交換のほか、国際保険監督基準策定やサービス貿易自由化交渉対応をはじめとした各種の国際的な課題について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。2012年には国際保険協会連盟 (GFIA) が設立され、当協会もGFIAの活動を通じて情報交換、共同意見発出、保険協会間の交流を行っています。(P37コラム参照) なお、損保協会ではこれまでに以下の11の保険協会と協力覚書を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の損害保険業界の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会 (1997年10月)
- (2) 英国保険協会 (2001年4月)
- (3) ドイツ保険協会 (2001年5月)
- (4) 中国保険行業協会 (2003年5月)
- (5) 米国保険協会 (2003年6月)
- (6) 韓国損保協会 (2003年11月)
- (7) インド損保協会 (2007年3月)
- (8) ベトナム保険協会 (2009年9月)
- (9) インドネシア損保協会 (2010年1月)
- (10) モンゴル保険協会 (2010年12月)
- (11) マレーシア損保協会 (2011年1月)



ASEAN保険会議 (2013年12月、ベトナム)
モンゴル保険協会来訪と深田常務 (2014年6月)

保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、日本国際保険学校 (ISJ) を開催しています。ISJには、各地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員を日本に招いて講義やワークショップを行う一般コース・上級コースと、日本から講師を派遣して各地域のニーズに応じたテーマで講義を行う海外セミナーがあります。このほか、損保協会では、OECDのセミナーへの講師派遣や金融庁のキャパシティ・ビルディング (能力開発) への協力等を通じ、アジアを中心とした各国保険業界への保険技術協力を推進しています。

<参考>

- ・一般コースおよび上級コースの卒業生: 1,834人 (累計)
- ・海外セミナーの参加者: 4,205人 (累計)



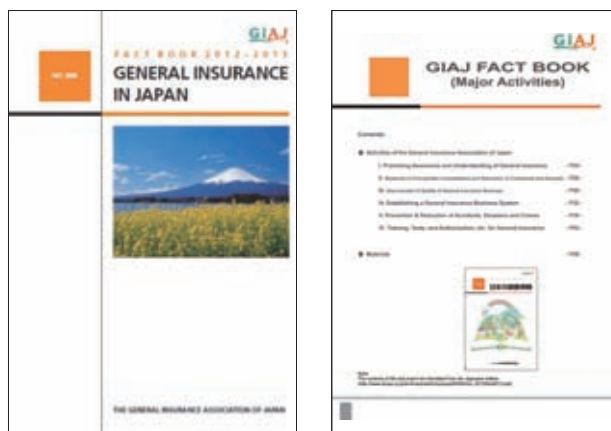
ISJ海外セミナー (ハノイ、ホーチミン、2013年9月)



ISJ上級コース (2014年5月)

情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/en/>) による情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損保マーケットの正しい理解の促進と海外の保険マーケットの健全な発展への貢献に努めています。



(左) 英文ファクトブック2012-2013
(右) 協会活動・英語版

国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations:GFIA)

国際保険協会連盟 (GFIA) は、意見発出・情報交換活動の強化および国際的な監督規制の議論における業界のプレゼンスの向上を目的として、各国の保険協会の集まりである国際保険協会ネットワーク (INIA) を改組して発足した、法人格を有する機関です。

2012年10月9日に設立会合が米国・ワシントンD.C.にて開催され、損保協会を含む計38の保険協会が加盟しています (2014年8月現在)。

14 情報交換制度

損害保険会社（外国損害保険会社および損害保険契約者保護機構を含む）および共済事業を営む協同組合・連合会では、損害保険（共済）に係る契約内容、事故状況、保険金（給付金）の請求内容等に関する個人情報について、共同利用する制度を実施しています。

自動車保険契約・事故確認制度

・1～5等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとの申出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

・無事故・事故確認制度

自動車保険を契約した損害保険会社等を変更された場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社等に契約されている自賠責保険を含め、一括して保険金を支払う場合、当該損害保険会社等の間で確認し、立替払いした自賠責保険金の決済を行うための制度です。

・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム ※1

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

・中断特則に関する保険契約確認制度

契約車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検切れまたは契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険の契約を一時的に中断した場合、中断後の新たな契約に、中断前の契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認するための制度です。

・複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たに加える2台目以降の車の契約に対し、所定の割引を適用するために、1台目の車の保険契約の有無・等級等について、1台目の車の契約の損害保険会社等に確認する制度です。

・重複契約に関する保険契約確認制度

1台の車に対し、複数の損害保険会社等と契約していないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結してもらうための制度です。

・既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金の支払いにあたり、適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害保険会社等の間で確認する制度です。

・不正請求等防止制度 ※2

保険金の請求ならびに支払いに係る不正請求等（不正請求または不正の疑いのある事案）について、必要がある場合、損害保険会社等の間で情報交換を行うことにより、適正な保険金支払いを目的とする制度です。

・保険金不正請求通報制度 ※3

組織もしくは個人により行われた保険金不正請求行為の事実またはそのおそれが認められる事実の内容について通報する窓口を設置し、通報された情報について損害保険会社と共有することにより、わが国における損害保険事業の社会的信頼の維持および業務運営の公平性確保に資することを目的とする制度です。

火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

・傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約（傷害保険契約等）の内容を損保協会に登録し、損害保険会社が重複保険契約の有無を確認する制度です。

・人保険事故等情報交換システム

※1と同様

・火災・新種保険における重複契約・事故歴照会制度

火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、損害保険会社等が受け付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・事故受付の有無を確認する制度です。

・地震保険損害処理支援システム

地震保険に関して、損害保険会社等が引き受けた契約内容を蓄積することにより、地震発生時に迅速な保険金支払いが可能となるよう、重複契約等を把握、確認する制度です。

・不正請求等防止制度

※2と同様

・保険金不正請求通報制度

※3と同様

15 不正請求排除に向けた取組み

▶ 保険金不正請求への対応

損害保険防犯対策協議会

地域の警察と損害保険各社で構成する「損害保険防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協力等を行っています。

警察庁との連携

警察からの捜査照会等にスムーズに対応するため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関する意見交換を行っています。



啓発ポスター

保険金不正請求防止事案担当者を表彰

2014年3月に「保険金不正請求防止事案担当者表彰制度」を新設し、3月17日(月)に第1回表彰式を開催しました。

保険犯罪防止セミナーの開催

弁護士や調査会社等を講師に招き、不当・不正請求の排除を目的としたセミナーを開催しています。



保険犯罪防止セミナー(愛知)

保険金不正請求対策室

2013年1月に「保険金不正請求対策室」を設置し、通報窓口(保険金不正請求ホットライン)に寄せられた情報を不正請求対策に役立てています。

保険金不正請求ホットライン
0120-271-824 (不正は通報)



不正請求ホットラインチラシ

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研究、試験および
認定等

資料・データ

16 交通安全対策

交通事故の削減に向けた啓発活動

全国交通事故多発交差点マップの啓発

交差点は、人や車が多く集中するため、交通事故が起きやすい場所です。交差点での事故削減を目的として、危険な交差点の特徴や注意点等を知ってもらうために、ウェブサイト「全国交通事故多発交差点マップ」を公開し、毎年秋に更新しています。このウェブサイトでは、全国47都道府県の人身事故（発生）件数ワースト5交差点を掲載しており、行政やマスコミ等からも高い評価を得ています。



全国交通事故多発交差点マップ



自転車事故の防止

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか？自転車事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。



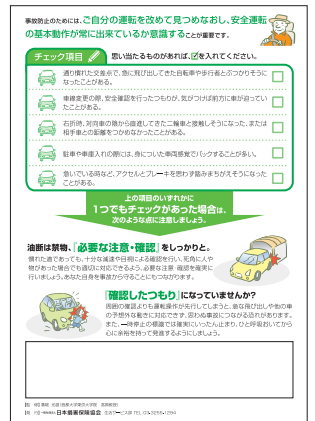
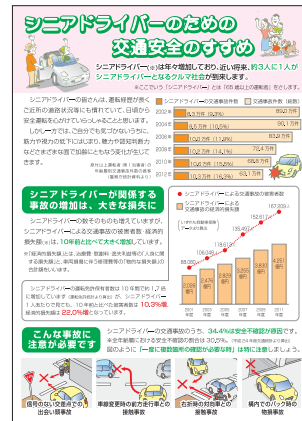
知っていますか？
自転車の事故



小学生のための
自転車安全教室

シニアドライバーの交通事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故が増加していることから、シニアの方が当事者となる自動車事故を防ぐために、チラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成して、シニアドライバーに安全運転の呼びかけを行っています。



シニアドライバーのための交通安全のすすめ

自動車保険データによる交通事故の分析

交通事故の防止・軽減対策に資することを目的として、自動車保険や自賠責保険の保険金支払いデータをもとに、各年度の交通事故による経済的損失額の算出や、被害者数の推移等の分析を行い、公表しています。

本統計データは、損保協会ホームページ上にエクセルファイルでも公開しており、全国の交通安全関連機関や団体、研究者をはじめ、各方面で広く活用いただいています。

後部座席シートベルト着用推進チラシの作成

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシ*を作成しています。

本チラシは、2008年6月の義務化後も後部座席でのシートベルト着用率が一般道路で30%台にとどまっており、前席の着用率と比べても大幅に低い状況となっていることを踏まえ、全ての座席でのシートベルト着用を啓発するものです。

※PDFファイルでの提供になります。



後部座席シートベルト着用推進チラシPDF

飲酒運転防止の取組み

飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等の皆さまが飲酒運転防止の社員教育や研修を行う際の手引きとして、「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。発行以来、累計で91.5万部配布しています。

[掲載内容例]

- ・飲酒運転事故の現状
- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールの与える影響
- ・新しい視点で予防対策を
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒（運転）問題に取り組む団体等
- ・飲酒運転事故に対する自動車保険の補償範囲等



飲酒運転防止マニュアル

飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会への参画

東京都の推進委員会に参画し、情報の提供、イベントへの出展・協力等を行っています。

各種フェアへの協賛・協力

国や地方自治体等が交通安全の啓発を目的として主催する「交通安全キャンペーン」等のイベントに協賛・協力し、損保協会の交通安全の取組みを積極的に紹介しています。

17 防災・防犯対策

▶ 防災教育の推進

「ぼうさい探検隊」の実施

「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設・設備を発見して、マップにまとめる実践的安全教育プログラムです。マップ作成後は、発表を通してまちの安全・安心を振り返ります。子どもたちの防災意識が高まるだけでなく、コミュニティの強化にもつながります。

この「ぼうさい探検隊」は、内閣府のホームページ「災害被害を軽減する国民運動のページ」でも紹介されています。



① まちなかを探検
防災、防犯や交通安全に関するさまざまな施設や設備をチェックします。



② マップを作成
集めた情報や写真を使って、オリジナルのマップを作成します。



③ 探検の成果を発表
グループごとに発表し合い、あらためて探検を振り返り、防災・防犯・交通安全への意識を高めていきます。

<マップコンクールの開催>

ぼうさい探検隊で作成したマップを対象に、マップコンクールを開催しています。

第10回となる2013年度は、全国449の小学校・団体から、2,191作品の応募がありました。応募作品の中から入賞7作品と審査員特別賞8作品および佳作100作品を選定し、2014年1月に表彰式を行いました。



2013年度文部科学大臣賞作品

<活動支援ツールの提供>

ぼうさい探検隊の活動支援ツールとして、小学校や団体の指導者向けに、実施する際のヒントやアドバイスをまとめた「実施マニュアル」や、実施時に役立つ文房具等をまとめた「実施キット」などを提供しています。



実施マニュアル



実施キット

「ぼうさい探検隊」リーダー養成講座の開催

大学やNPO団体等と連携し、2013年度は全国で19回の「ぼうさい探検隊」リーダー養成講座を開催しました。

「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の一步」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。2013年度は支部防災博士等が中心となって、全国で74回実施しました。



eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう! ハザードマップ」の提供

多くの自治体で作成し、地域住民に提供されているハザードマップの活用を促進し、防災・減災への意識を高めることを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう! ハザードマップ」を損保協会ホームページ上で公開しています。

このeラーニングコンテンツは、ハザードマップの活用方法等をビデオクリップ(音声付動画)で学習し、その内容をクイズ形式で確認する内容になっています。このほか、講習用レジュメや災害時用チェックリスト等も掲載しています。



防災教育カリキュラムの提供

左記の「ぼうさい探検隊」「ぼうさい探検隊リーダー養成講座」「ぼうさいダック」について、園児・児童・生徒の年齢層や学習段階に応じて、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして、学校教諭向けの指導案もセットした「防災教育カリキュラム」を作成しました。また、高校・大学・一般向けに、左記の「eラーニングコンテンツ」「ぼうさい探検隊リーダー養成講座」の内容をとりまとめた「防災教育カリキュラム」も作成しています。



防火標語、ポスター制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国统一防火標語」として、防火ポスター(総務省消防庁後援・約44万



枚作成)に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。

過去5年間の全国统一防火標語・ポスターモデル

年度	全国统一防火標語	ポスターモデル
2010年度	「消したかな」 あなたを守る 合言葉	忽那 汐里(くつな しおり)さん
2011年度	消したはず 決めつけてないで もう一度	橋本 愛 (はしもと あい)さん
2012年度	消すまでは 出ない行かない 離れない	三吉 彩花(みやし あやか)さん
2013年度	消すまでは 心の警報 ONのまま	刈谷 友衣子(かりや ゆいこ)さん
2014年度	もういいかい 火を消すまでは まあだだよ	優希 美青(ゆうき みお)さん

(参考) 火災発生状況 (2013年)

出火件数合計	48,095件	うち建物	25,053件
損害棟数	35,031棟		
建物焼損床面積	1,183,724㎡		
損害額	907億8,239万円		

※総務省消防庁資料より。

※出火件数は1973年の73,072件が最大。

17 防災・防犯対策

軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、1952年度から消防自動車を寄贈しています。これまでに消防自動車2,835台、小型動力ポンプ517台を寄贈しました。



軽消防自動車

「予防時報」の発行

損害保険事業のノウハウを活かし、特定の分野にとどまらない多種多様なリスクに関して、質の高い情報発信や積極的な政策提言を行うことを通じて、安全・安心な社会の実現に向けた社会的責任の一端を果たすことを目的に、リスク情報専門誌「予防時報」を年4回発行しています。(1950年創刊)



予防時報

防犯に係る啓発活動

「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもでいっしょに対策を考えてもらうことを目的に「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。



子どもを犯罪・事故から守る手引き

18 環境問題対策

環境保全に関する行動計画

「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。また、本計画は、2006年3月に改定を行い、他の組織や企業との協働を盛り込みました。

行動計画の主な項目

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

環境問題に関する目標

経団連が産業界の自主的な取組みとして策定した「低炭素社会実行計画」および「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」の趣旨を踏まえ、損保協会および会員各社は、地球温暖化の大きな原因である「CO₂の排出削減」および循環型社会形成に向けた「廃棄物の削減」に関する目標を定め、取り組んでいます。

CO₂の排出削減に関する目標 (低炭素社会実行計画の取組み)

経団連の「低炭素社会実行計画」に参加し、CO₂排出削減に関する目標を定めて取組みを進めています。

<計画の概要>

1. 国内の企業活動における2020年の削減目標
2020年度の床面積あたりの電力使用量を、2009年度比で年平均1%、10.5%削減する。
2. 主体間連携の強化
 - ・低炭素社会への取組みを後押しするような商品やサービスを積極的に開発して提供する。
 - ・約款や証券のWeb化により紙使用量を削減する。
 - ・ハイブリッド車や電気自動車などの次世代自動

車の導入率を向上させるなど、営業活動等に使用する社有車のCO₂排出量削減を図る。

- ・エコ安全ドライブの取組みを普及させるため、行政、NPO、教育機関、企業等に広く働きかける。
- ・自動車修理時に、リサイクル部品を活用するよう、協力団体とともに普及啓発を行う。

3. 国際貢献の推進

進出している海外の国や地域において、保険商品や金融サービスを通じた地球環境の保全に役立つ取組み等を推進する。

4. 革新的技術の開発

保険商品や金融サービスを軸にした研究開発を行い、気候変動リスクに対応した商品やサービス等を社会に広く提供する。

廃棄物の削減に関する目標(環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の取組み)

経団連が「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕」の目標を定めたことを踏まえ、損保業界も独自目標を定め、廃棄物の削減に向けた取組みを進めています。

<各保険会社の取組み>

1. 社内の廃棄物処理体制を確立し、事業所から排出される一般事業系廃棄物量の削減を推進させるとともに、収集業者等との連携によって、分別回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
2. 事務用品の購入に際しては、環境配慮製品の利用率の向上に努める。
3. OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2in1コピーの積極的な活用によって、それぞれが定める削減率等の目標に向けて使用量を抑制する。

<自動車保険を通じた社会への働きかけ>

自動車リサイクル部品の活用を推進する。



はじめに・
損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

資料・データ

18 環境問題対策

▶ エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

エコドライブ普及連絡会（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）が定めた「エコドライブ10のすすめ」のうち、交通安全に関係の深い3項目を、特に「エコ安全ドライブ3か条」として、二酸化炭素の削減による環境保全と交通事故の少ない社会を実現するために、損保業界全体で推進しています。

● エコ安全ドライブ3か条

3つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

1. ふんわりアクセル『eスタート』
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう

■ 「エコ安全ドライブ」実施前・後の推移

	参加事業所数	事故削減率	燃費向上率	1台あたりのCO ₂ 削減量
平成20年度	3,860	31.5%	7.7%	988kg-CO ₂
平成21年度	9,733	29.5%	6.5%	1,024kg-CO ₂
平成22年度	12,224	32.7%	15.9%	1,099kg-CO ₂

出典：独立行政法人 環境再生保全機構発行
「エコドライブコンテスト エコドライブ活動実践事例集」
(平成20年度～平成22年度)より作成

「エコ安全ドライブ」の実践により交通事故が、32.7%減少し、燃費が平均15.9%改善した（※1）という結果が出ています。

「ゆっくり発進・ゆっくり停止」（※2）を心がけることで運転にゆとりが生まれ、交通事故の防止に役立ちます。

※1 交通事故削減効果は、独立行政法人環境再生保全機構「平成22年度エコドライブコンテスト エコドライブ活動実践事例集」による。

※2 「ゆっくり発進・ゆっくり停止」は、経済産業省・資源エネルギー庁作成の「エコドライブ推進マニュアル」による。

「エコ安全ドライブ」ビデオクリップ、チラシの作成

「エコ安全ドライブ」の普及促進のために、「エコ安全ドライブ3か条」を紹介した5分間のビデオクリップ（DVD）とチラシを作成しています。



「エコ安全ドライブ」チラシ 「エコ安全ドライブ」ビデオクリップ

運転免許センターでのビデオクリップ放映

各地の運転免許センターでビデオクリップを放映し、「エコ安全ドライブ」の効果や必要性について啓発しています。



運転免許更新の講習時
「エコ安全ドライブ」ビデオクリップ放映の様子

自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用を推進しています。

例えば、乗用車（1500cc 2005年式）のフロントバンパーを交換する場合に、新品部品ではなく、リサイクル部品を使うことにより、CO₂の排出量を24.8kg（200ℓドラム缶で約63本分）削減することができます。

※CO₂排出量は早稲田大学環境総合研究センターとグリーンポイントクラブの共同研究により、株式会社早稲田環境研究所が管理・運営を行っている「グリーンポイントシステムver.1305」による。



リサイクル部品活用推進チラシ

環境方針

「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」の具体的行動の一環として、社会に率先して環境保全への取組みを推進するため、損害協会は2001年4月に「環境方針」を策定しました。2005年5月には、環境保全は社会的責任であることを明確にしています。損害協会は、この「環境方針」に基づき、環境改善に関する各種取組みを推進しています。

基本理念

一般社団法人 日本損害保険協会は、「行動規範」、「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を踏まえ、当協会としての環境マネジメントシステムを構築し、継続的な改善を進めることにより、地球環境の保全に積極的に取り組んでいきます。

環境改善への取組み推進活動

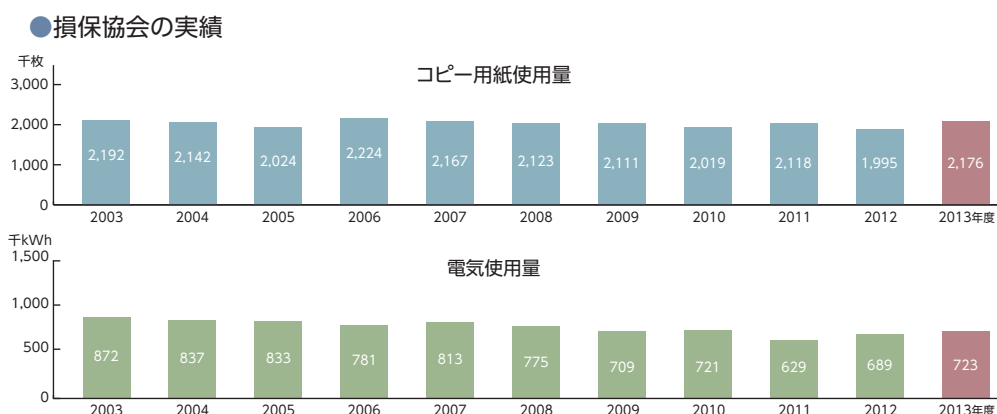
1. 啓発活動の推進
2. 省資源・省エネルギー活動の推進
3. 環境関連法規等の順守

18 環境問題対策

▶ 省資源・省エネルギー対策

損保協会は、紙使用量削減に積極的に取り組むとともに、地球温暖化抑制に向け、電気の使用量削減等省資源・省エネルギーに取り組んでいます。具体的には、「社内情報ネットワーク」の活用によるペーパー

レス化、両面コピーの促進や不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用（夏28℃、冬20℃）等を行っています。



▶ ISO14001 の認証取得

2001年9月に、金融関係の業界団体に初めてISO14001の認証を取得しました。2013年の更新審査では、省資源、省エネ活動、啓発活動等が適切に維持運用されているとの評価を受け、認証を継続しました。



19 自動車盗難防止対策

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研究、試験および
認定等

資料・
データ

49

トー ナン 10月7日(盗難防止の日) の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、全国の主要駅頭等で自動車盗難防止に対する啓発活動を実施しています。



盗難防止の日の街頭活動(東京駅)

自動車盗難の防止

官民合同プロジェクトチームへの参画

官民合同プロジェクトチームに民間側の事務局として参画し、自動車盗難の防止に取り組んでいます。官民合同プロジェクトチームの主な取組みは次のとおりです。

<イモビライザ(盗難防止装置)の普及促進>

イモビライザの装着可能車種が、37車種(2001年12月)から158車種(2013年12月末時点)に拡大しました。

<カーナビ盗難対策>

車上ねらいの被害品でカーナビの割合が多いことから、ユーザーに盗難防止対策としてセキュリティコード機能(暗証番号)が搭載されたカーナビを推奨しています。

また、取り外しのできるタイプのカーナビは自宅に持ち帰ることを呼びかけています。

<盗難自動車の不正輸出防止対策>

輸出申告者に輸出抹消仮登録証明書の提出を求め、また税関ではコンテナ貨物に関しては大型X線検査装置によるチェックの実施等、盗難車の発見に努めています。

自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム

4省庁、19民間団体で構成されるプロジェクトチームで、2001年9月に設置されました。損保協会は民間側事務局として本プロジェクトチームに参画しています。

自動車ユーザーへの啓発活動

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。



自動車盗難防止チラシ
(北海道、石川、千葉で実施)



プロ野球・プロサッカーチームのロゴ入り盗難防止啓発うちわ
(千葉、愛知、大阪、兵庫で実施) ※写真は愛知

20 地域特性に応じた各地の取組み

地域特性に応じた各地の取組み(例)

●北海道支部

寒冷地特有の「水道凍結事故」や「自動車のスリップ事故」、道内特有の「エゾシカと自動車との衝突事故」の防止に向け、北海道庁や北海道警等の関係機関と緊密な連携を図り、注意喚起を行いました。また、依然として後を絶たない「住宅修理に関するトラブル」や「駐車場での車両事故」についても同様に注意を呼びかけました。さらに、地震保険の普及のため、「防災セミナー」を開催して道民の防災意識の向上に努めました。



●東北支部

宮城県警提供の自転車事故データを分析した結果、加害者・被害者となった双方のケースとも小学生から大学生に相当する年齢層の割合が高いことから、宮城県および仙台市と連携し、県内の高校、仙台市内の小中学校に対して、自転車事故とそれに備える保険を紹介したリーフレットによる注意喚起を行いました。



東北6県の駐車場内事故の実態調査を行った結果、車両事故の約3割が駐車場で発生していることから、NEXCO東日本などと連携し、駐車場事故防止ポスターによる注意喚起を行いました。

このほか、「住宅修理に関するトラブル」や冬季に注意したい災害・事故についての包括的な注意喚起リーフレットを作成し、東北各県内の消費生活センター等の協力の下、一般消費者への注意喚起を行いました。また、地震保険の普及に関し、行政に対して、地域防災計画への掲載を働きかけました。

●北関東支部

交通事故防止活動として、群馬県で県警および損害保険代理業協会と連携して県内の事故多発交差点を取り上げて通行時の注意を呼びかけるチラシを作成し、啓発活動を行いました。

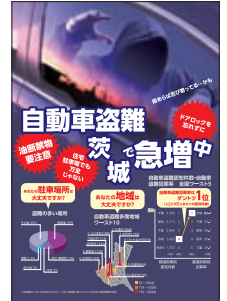


●南関東支部

自動車盗難が増加している千葉県と茨城県で、盗難防止を訴えるチラシやポスターを作成・配布し、広く地域住民に、注意喚起を行いました。

自動車盗難件数全国ワースト1位の千葉県では、日立柏レイソルの協力を得て、柏スタジアムで、県警や自動車盗難等防止協議会とともに、啓発うちわ5,000枚を配布しました。また、柏市の「ららぽーと柏の葉」で、自動車盗難防止イベントを開催しました。

交通事故防止活動として、茨城県で県警および損害保険代理業協会と連携して県内の事故多発交差点を取り上げて通行時の注意を呼びかけるチラシを作成し、啓発活動を行いました。



●北陸支部

冬期に増加するスリップ事故への注意を呼びかけるため、石川県警察本部と連携して、冬期の交通安全対策や雪道のスリップ事故防止対策を記載した啓発チラシを作成し、会員各社・代理店経由で契約者や一般消費者に配布したほか、県内の警察署にも設置して広く注意を呼びかけました。

石川県内の海岸愛護活動「クリーン・ビーチいしかわ」にボランティアリーダーとして参加し、損保関係者472人で海岸清掃活動を実施し、環境保護・社会貢献活動を行いました。



●中部支部

自動車関連窃盗多発地域である愛知県で、地元プロ野球チームの協力を得て、チームロゴの入った盗難防止啓発うちわを作成し、警察や愛知県自動車盗難等防止協議会とともに球場へ観戦に来たファンに配布を行ったほか、ハーフタイム時にはアナウンス付で電光掲示板による啓発も行いました。



静岡県が、毎年11月を「地震防災強化月間」と定め、県民に向けて自主的な防災取組を呼びかけるなど防災啓発活動を行っていることに協力し、防災ホイッスル1,000個を静岡県地震防災センターに寄贈し、来場者等に配布しました。

●近畿支部

近畿地区で多発している自動車盗難や車上ねらいなどの自動車関連犯罪の防止に向け、人気ゲームのキャラクターを採用した盗難防止啓発ポスターやオリジナルのうちわを作成し、大阪・兵庫・京都の3府県警察と合同で被害防止を呼びかけるキャンペーンを行いました。



また、自動車関連犯罪の件数が全国最多となる大阪府では、自動車盗難等の現状や防止対策をまとめた「自動車盗難防止ガイド」を作成し、カー用品店や自動車教習所へ設置するなど、注意を呼びかけました。

●中国支部

中国新聞と連携して、毎週2回夕刊の紙面にコラム「損保協会便り」を掲載し、損保協会の防災、交通安全などの活動や損害保険の仕組みなどの紹介を通じて、安全・安心な生活を送るための知識やヒントを提供しました。



防災意識を高めることを目的に、広島市では、広島県損害保険代理業協会との共催で、気象キャスターを講師に招いたセミナー、倉敷市では、支部防災博士と連携して「女性防火クラブ連絡協議会」で「自然災害と損害保険」をテーマとした講演を行いました。



自転車の事故防止については、NPO法人と連携して、サイクリストを対象としたイベントに参加して、自転車の事故防止と事故に備える保険の啓発を行いました。

●四国支部

香川県損害保険代理業協会、香川大学危機管理研究センターと共催で、「市民防災セミナー」を高松市で開催し、地域の災害特性を知り南海トラフの巨大地震に備えることの必要性和、復興に向けて公助・共助・自助（地震保険）の果たす役割を地域住民に訴えました。



春・秋の交通安全運動および年末年始交通安全県民運動に合わせ、「自転車事故防止、夕方以降の外出時に反射材の着用」を呼びかける街頭キャンペーンを行いました。

●九州支部

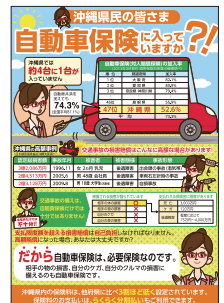
福岡県や福岡市、福岡県警、福岡の企業、団体等が連携して行っている「飲酒運転撲滅運動」に参画、「飲酒運転ゼロへのポスターコンクール」では、九州支部賞を選定、「飲酒運転撲滅キャンペーン」では「飲酒運転防止マニュアル(冊子)」の配布等を行いました。



自転車事故対策では、福岡県警と連携して「自転車の交通事故に注意！」のチラシを作成し、県内の警察署を通じて広く配布しました。また、福岡のラジオ番組に出演し、「自転車事故と保険」について説明して自転車事故防止と個人賠償責任保険の重要性を呼びかけました。

●沖縄支部

沖縄県の自動車保険加入率が全国最下位と低迷しているため、加入率向上に向けたチラシの作成や、沖縄県の飲酒運転事故率が24年連続ワースト1位のため、沖縄県警と連携して飲酒運転根絶を呼びかけるチラシを作成し、各方面に配布するとともに、モノレール車内に掲出することで、注意喚起を行いました。



沖縄県警と連携して、県内の交通事故多発交差点チラシを作成し、各方面に配布することで注意喚起を行いました。

台風襲来前にラジオ放送を活用して県民に台風被害に備えた予防策を呼びかけました。

21 代理店・募集人試験・教育等

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客さまの窓口となるのは主に損害保険代理店（以下「代理店」）です。

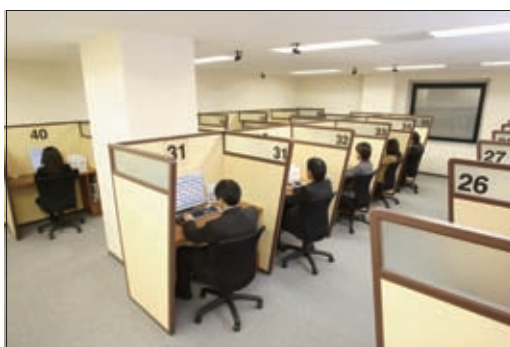
このため、損保協会では、保険募集のさらなる品質向上を図るために、代理店の募集人に対して、次の試験制度等を実施しています。

損害保険募集人一般試験（損保一般試験）

募集人がお客さまのニーズに応じた、よりわかりやすい説明が行えるよう、「損害保険募集人一般試験（以下「損保一般試験」）」を実施しています。

「損保一般試験」は、「基礎単位」、「商品単位（「自動車保険」、「火災保険」、「傷害疾病保険」）」により構成されており、試験の合格を保険募集のための要件としています。

また、更新制を採用し、最新の業務知識や商品知識を5年ごとに検証しています。



試験はパソコンを使用する方式で実施

損害保険大学課程（損保大学課程）

「損保一般試験」に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す仕組みとして、「損害保険大学課程（以下「損保大学課程」）」を実施しています。

「損保大学課程」は、保険募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、実践的な知識・スキルを修得するための「コンサルティングコース」により構成されており、5年ごとの更新制を採用しています。

認定されたコースに応じ、次の称号およびシンボルマークを使用することができます。

現在、「損害保険プランナー」として45,291人が、「損害保険トータルプランナー」として7,548人が活躍しています。（2014年7月末時点）

コース	専門コース	コンサルティングコース
称号	一般社団法人 日本損害保険協会認定 損害保険プランナー	一般社団法人 日本損害保険協会認定 損害保険トータルプランナー
シンボル マーク		

※実際に発行されるシンボルマークには「sample」の文字は入りません。

損保一般試験

自動車保険単位

火災保険単位

傷害疾病保険単位

基礎単位

ステップアップ

損保大学課程

コンサルティングコース

<認定要件>

- ・教育プログラムの受講・修了
- ・コンサルティングコース試験合格
- ・専門コース認定取得
- ・募集人としての適格性 等

専門コース

<認定要件>

- ・法律単位および税務単位試験合格
- ・募集人としての適格性 等

募集人・資格情報システム

募集人の資格情報等を一元的に管理する「募集人・資格情報システム」を運営しています。

本システムにより、募集人自身が「損保一般試験」や「損保大学課程」等の資格の有効期限等を確認し、各種試験の受験管理等ができるようになっています。

「募集コンプライアンスガイド」の策定

会員各社が募集人を指導するための指針として、「募集コンプライアンスガイド」を策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべき事項についてわかりやすく解説しています。



募集コンプライアンスガイド

会員各社の取組みの例

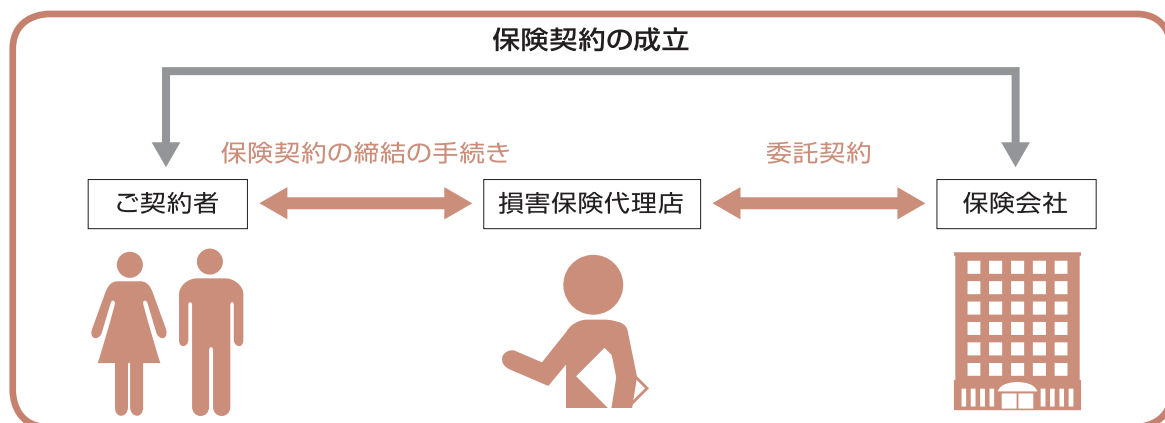
●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品（医療保険、がん保険等）専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。お客さまからの回答を分析・検証し、保険募集のさらなる品質向上に向けた取組みに活用しています。

参考：代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

契約者が代理店に対して「申込書」により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

※保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が「媒介」となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

22 損害調査関係の試験・研修

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金支払を実現するため、次のように損害調査体制を整備しています。

損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生してもただちに対応できるよう、損害保険会社（損保協会会員会社25社計）は、全国1,773か所の損害調査拠点を設け、そこに32,594人の損害調査担当社員を配置しています。

また、損害調査担当社員の技能向上を図るため、損害保険各社は医療研修をはじめとする各種の研修を実施しています。

自動車保険のアジャスター

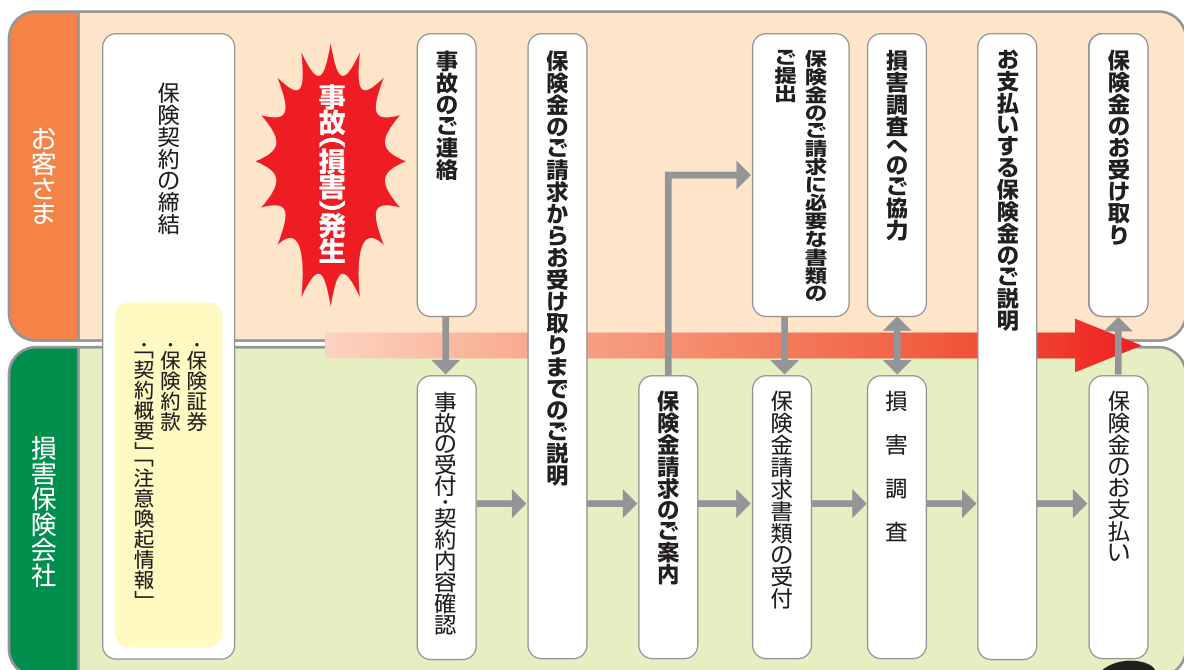
自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、8,371人（2014年7月1日現在）が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、3,038人（2014年7月1日現在）が損保協会に登録されています。

参考：事故の連絡から保険金の受け取りまでの流れ

事故の連絡から、保険金の受け取りまでの一般的な流れです。万一の事故により保険金を請求される時に、参考にしてください。不明な点は損害保険会社に必ず相談ください。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出を行ってください。保険金の請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。（特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。）



23 医研センター

医療研修

交通事故被害者に対する適切な対応

被害者救済を目的とする自賠責保険にとって重要なことの一つに、被害者の「一日も早い社会復帰」の達成があり、それを支援する力を備えた損害サービスに携わる損害保険会社等の社員の育成は大切な使命です。医療研修を通じて信頼される損害保険を目指していきます。

医療知識の必要性

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目指して、損害サービスに携わる損害保険会社等の社員を対象に最良の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。

質の高い研修内容

第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎え、通信教育、集合研修、各都市で開催する医療セミナーを通じて医療知識の向上を目指しています。



東京研修室における集合研修



医療セミナー研修風景

交通事故医療に関する研究助成

助成の目的

自賠責保険の運用益を活用し、交通事故医療に関する研究助成を行っています。これは個々の医師等またはグループの臨床研究を助成することで、交通事故医療の進歩発展を促進し、被害者の早期社会復帰に寄与しようとするものです。

公募による選考

毎年1回公募し、学識経験者で構成される選考委員会による厳正な選考のうえで助成対象者を決定しています。

採用件数

1994年度より実施している本研究助成は2013年度までに採用件数は合計560件になりました。これらの研究成果は被害者の早期社会復帰に貢献するものと期待されます。

●研究テーマ例

- ・頭部外傷によるびまん性軸索損傷にかかる基礎的・臨床的研究
- ・骨折治癒を妨げる因子の特定とその影響の解明
- ・中枢神経外傷におけるリハビリテーションによる回復メカニズムの解明
- ・MRIにおける頸椎加齢変化
- ・神経系の画像診断に関する基礎および臨床研究
- ・高齢外傷患者における問題と対策
- ・てんかんにおける問題点：外傷との関係を中心に
- ・軽症脳外傷後の高次脳機能障害の評価



研究助成贈呈式風景

はじめに・
損害保険の概況

損害保険協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社

● 国内損害保険会社〔30社〕

2014年9月1日現在
●印は、損保協会会員会社

(1) 元受および再保険業〔28社〕

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- アイペット損害保険株式会社
- アクサ損害保険株式会社
- 朝日火災海上保険株式会社
- アニコム損害保険株式会社
- アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
- アリアンツ火災海上保険株式会社
- イーデザイン損害保険株式会社
- エイチ・エス損害保険株式会社
- SBI損害保険株式会社
- エース損害保険株式会社
- AIU損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- セゾン自動車火災保険株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- そんぽ24損害保険株式会社
- 大同火災海上保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
- 日立キャピタル損害保険株式会社
- 富士火災海上保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 明治安田損害保険株式会社

(2) 再保険専業〔2社〕

- トーア再保険株式会社
- 日本地震再保険株式会社

● 外国損害保険会社〔22社〕

2014年7月1日現在
—支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社—

(1) 元受および再保険業〔13社〕

- アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
- アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ
- エイチディーアイ・ゲーリング・インドゥストリー・
フェアジツヒャルング・アクツィーエンゲゼルシャフト
- カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
- コンパニー・フランセーズ・ダシュアランス・プール・ル・
コムルス・エクステリユール
- ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
- スイス・リー・インターナショナル・エスイー
- スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティー・カンパニー
- チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- 現代海上火災保険株式会社
- フェデラル・インシュアランス・カンパニー
- ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼ
ルシャフト

(2) 再保険専業〔5社〕

- アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
- ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
- スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
- トランスアトランティック リインシュアランス カ
ンパニー
- ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼル
シャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン

(3) 船主責任保険専業〔4社〕

- アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
- ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・ア
ンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
- ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアラン
ス・アソシエーション・リミテッド
- ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・ス
ティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション
(ヨーロッパ)リミテッド

主な損害保険の関連団体

損害保険料率算出機構(2002年設立)

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」(1948年設立)および「自動車保険料率算定会」(1964年設立)が統合した。火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っている。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置している。
(TEL:03-6758-1300)
URL:<http://www.giroj.or.jp/>

損害保険契約者保護機構(1998年設立)

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護を図っている。
(TEL:03-3255-1635)
URL:<http://www.sonpohogo.or.jp/>

日本原子力保険プール(1960年設立)

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っている。
(TEL:03-3255-1231)

公益財団法人 損害保険事業総合研究所(1933年設立)

損害保険および関連分野に関する教育研修、調査研究、資料の収集、機関誌・図書の発行等を行っている。
(TEL:03-3255-5511)
URL:<http://www.sonposoken.or.jp/>

一般社団法人 外国損害保険協会(1949年設立)

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループ(事業免許取得の段階にある外国の保険会社を含む。)が加入している。
(TEL:03-5425-7963(一般のお客様向け相談窓口))
URL:<http://www.fnlia.gr.jp/>

一般社団法人 日本損害保険代理業協会(1948年設立)

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動等を行っている。
(TEL:03-3201-2745)
URL:<http://www.nihondaikyo.or.jp/>

一般社団法人 日本保険仲立人協会(1997年設立)

保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っている。
(TEL:03-6659-4911)
URL:<http://www.jiba.jp/>

一般社団法人 日本少額短期保険協会(2006年設立)

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談事業等を行っている。
(TEL:03-6222-4422)
URL:<http://www.shougakutanki.jp/general/>

一般社団法人 日本損害保険鑑定人協会(2010年設立)

鑑定業務に関する各種研修会、調査・研究、資料・情報の収集と提供や、会員間の情報交換・交流事業等を行っている。
(TEL:03-3254-6454)
URL:<http://www.kanteinin.or.jp/>

全国技術アジャスター協会(1975年設立)

アジャスターの登録、試験、基礎研修等、会員に係わる基本業務の他、技術資料・情報の提供や研修会、事故車修理簡易見積りシステムの開発・メンテナンス・データ作成等を行っている。
(TEL:03-3864-8841)
URL:<http://www.zengikyo.gr.jp/>

はじめに・
損害保険の概況

損害保協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

資料・データ

契約者保護のしくみ

● 早期是正措置

早期是正措置とは、保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置を保険会社に命じることにより、経営改善を促す監督措置です。

是正措置の発動基準としてはソルベンシー・マージン比率が適用されており、200%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るため、金融庁長官によってソルベンシー・マージン比率の水準により、適時・適切な早期是正措置が講じられます。

2012年3月末からリスク計測の厳格化等が行われており、2011年度の比率に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

なお、2012年3月末から、従来から公表している保険会社単体のソルベンシー・マージン比率のほか、子会社等を有する保険会社についてはグループ全体の連結ソルベンシー・マージン比率を公表しています。

$$\text{■ ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

早期是正措置の主な内容

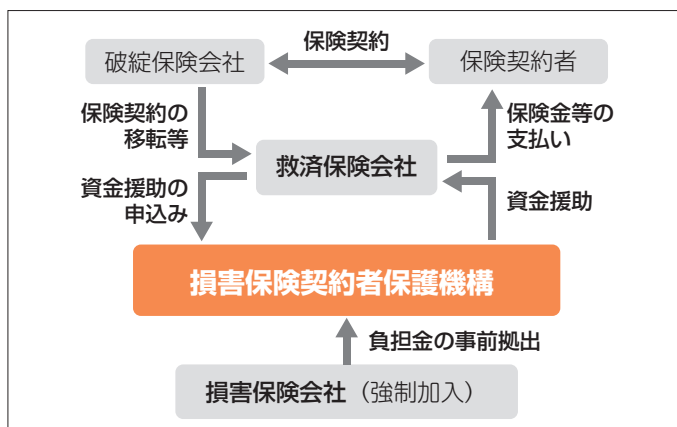
保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	● 経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	● 保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ● 配当、役員賞与の禁止または抑制 ● 営業所、事務所などの業務の縮小など
第三区分	0%未満	● 期限を付した業務停止命令(全業務または一部の業務)

● 損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護が図られます。

損害保険契約者保護機構のしくみ

● 救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合



救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります(全ての保険契約が引き継ぎの対象となります)。

損害保険契約者保護機構により子会社として設立された保険会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ方法もあります。

損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約

● 保険契約者が、個人・小規模法人^{※1}・マンション管理組合^{※2}である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。

● 下表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

	保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金など
損害保険（下記以外）	自賠責保険、家計地震保険 ★	補償割合100%
	自動車保険 ★	破綻後3ヵ月間は保険金を全額支払（補償割合100%） 3ヵ月経過後は補償割合80%
	火災保険 その他の損害保険 賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険など	
疾病・傷害に関する保険	短期傷害 ^{※3} 特定海旅 ^{※4} ★	補償割合90% ^{※6}
	年金払型積立傷害保険 ^{※5} ★ 財産形成貯蓄傷害保険 確定拠出年金傷害保険	
	その他の疾病・傷害保険 ★ 上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護（費用）保険 など	補償割合90% ^{※6} 積立型保険の場合、積立部分は80%となります。

（注）上記保険契約の区分は、主契約（基本的に普通保険約款）の保険金支払事由に従うこととなります。

- ※1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含まず）をいいます。
①日本法人
②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人
- ※2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。
- ※3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。
- ※6 「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率（2014年7月時点では3%）を常に超えていた保険契約をいいます（保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります）。
- 注1 「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人等」といいます）以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を事実的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、左記補償の対象となります。
- 注2 破綻保険会社の財産状況により左記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。
- 注3 いわゆる共済や2006年4月施行の改正保険業法に基づく少額短期保険業者の引受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

個人情報保護の取組み

損保業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取り扱いの確保のための業務を行っています。

参照 P.63

資料・データ 損害保険に関する主な法律
（個人情報の保護に関する法律）

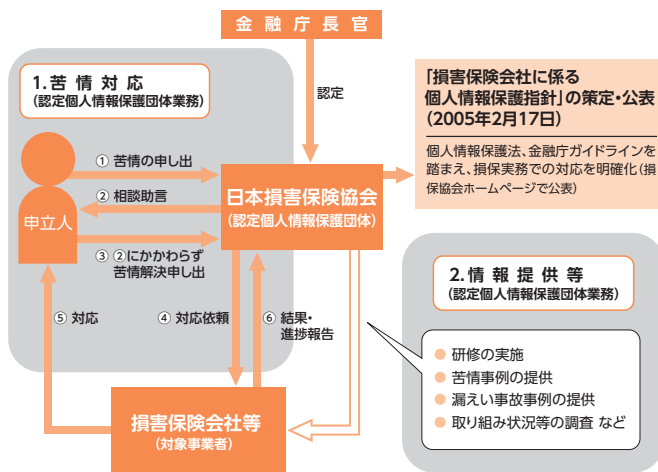
認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報の適正な取り扱いの確保を目的として、主務大臣の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

- 対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者への情報提供 等

また、対象事業者の個人情報の適正な取り扱いの確保のために、個人情報保護法の規定の趣旨に沿った指針を作成し、公表すること、あわせて対象事業者に対し、同指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めることとされています。

● 損保協会が行う認定個人情報保護団体業務の概要



損害保険に関する主な法律

保険法 (2008年)

保険契約に関して、保険契約者等と保険会社との間の権利義務等の基本的事項を定めている。

具体的には、保険契約を、損害保険、生命保険および傷害疾病定額保険に分類し、保険契約の成立時、保険給付時、保険契約の終了時等について、以下のようルールを定めている。

1. 保険契約の成立 (保険契約の目的、告知義務、保険契約締結時の書面交付)
2. 保険契約の効力 (第三者のためにする保険契約、超過保険、保険価額の減少、危険の減少)
3. 保険給付 (損害の発生および拡大の防止、損害発生の通知、保険者の免責、損害額の算定、一部保険、重複保険、保険給付の履行期)
4. 保険契約の終了 (保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、解除の効力) 等

● 保険法の改正の主なポイント (例)

2010年4月1日に施行された保険法は、従来の保険に関する商法の規定を変更し、単独の法律として制定し現代社会に合った内容にするとともに、保険契約者の保護が図られている。

※保険会社および保険の種類等により、取り扱いが異なる場合がある。

改正前

保険法 = 商法

(第2編第10章「保険」の規定など)

新しい保険法

- ・商法から独立した「保険法」(単行法)として制定
- ・内容を大幅に見直し

(1) 保険契約に関するルールの共通化

■ 適用対象契約の見直し

- 従来の商法は基本的に共済への適用はなかったが、新しい保険法は保険契約と同等の内容を有する共済にも適用されることとなった。

■ 傷害疾病保険契約の規定の新設

- 従来の商法では規定がなかった傷害疾病保険契約に関する規定が新設された。

(2) 保険契約者 (消費者) 保護の実現

■ 片面的強行規定の規律の新設

- 片面的強行規定の規律が設けられたことにより、保険法の規定よりも保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効となる (企業分野の保険は、適用除外)。

■ 告知義務

- 自発的申告義務から質問応答義務へ変更され、保険契約者は、重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項のみ告知すればよいこととなった。
- 保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合は、保険会社は解除できないとする規定が新設された。

■ 保険給付の履行期

- 保険金の支払時期の規定が新設されたことにより、適正な保険金支払のための調査に必要な合理的な期間が経過した後は保険会社は遅滞の責任を負うこととなった。

■ 他人を被保険者とする契約に関する規定の新設

- 他人を被保険者とする傷害疾病保険契約について、被保険者の同意を取り付けることが原則とされた (一定の場合は同意不要)。
- 他人を被保険者とする傷害疾病保険契約において、被保険者がいったん同意をしても、その後保険契約者や保険金受取人との間の信頼関係が破壊された場合や、同意の基礎となった事情が著しく変更した場合には、被保険者からの解除請求を認める規定 (被保険者離脱制度) が新設された。

(3) 保険機能の拡充**■ 超過保険**

□ 保険金額（契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える超過保険については、超過部分「無効」から「取り消し可能」へ変更された。

■ 重複保険

□ 同一の目的物に複数の損害保険契約が締結された重複保険契約については、独立責任額全額支払方式が導入された。

これにより、他の損害保険契約が締結されている場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負うこととなった。

■ 責任保険契約についての先取特権

□ 被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように特別の先取特権の制度が導入された。

■ 重大事由解除の新設

□ 保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための重大事由解除の規定が新設された。

これにより、故意、詐欺、および保険契約者または被保険者に対する保険会社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できることとなった。

■ 保険金受取人による介入権制度

□ 保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続することができる制度（介入権）が創設された。

保険金受取人が介入権を行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1か月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められた。（傷害疾病定額保険）

保険業法（1995年）

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定された。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、主務官庁の免許、業務範囲、経理事項、保険商品の審査、保険会社の健全性維持のための措置、保険会社が破綻した場合の契約者保護のための措置などの規定を設けている。また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合においても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督する規定を設けている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の禁止行為に関する事項などを定めている。



損害保険に関する主な法律

1

事業の開始

- 内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険、損害保険の2種類
- 生命保険業、損害保険業の兼営を禁止
- 会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

2

保険会社の事業運営

※外国保険会社に関しても同様の規定あり

- 1 業務**： 保険会社は、保険の引受け等の固有業務のほか、それに付随する業務、また、固有業務を妨げない限度において、証券業務等の法定他業を行うことができる。
 - 固有業務**：①保険の引受け、②資産の運用
 - 付随業務**：①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の引受けまたは募集の取り扱い、④金融等デリバティブ取引等
 - 法定他業**：①公共債（国債、地方債等）の売買（公共債ディーリング業務）、②証券投資信託の受益証券等の販売業務等
 - 業務運営に関する措置
 - 保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等
 - 独禁法適用除外制度
 - 他の保険会社との共同行為が可能（主務官庁の許可が必要）
- 2 子会社**： 保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、保険会社、銀行、証券会社、従属業務会社、金融関連業務会社等を子会社とすることができる。
- 3 経理**： 保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。
- 4 監督**： 保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなければならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。
 - 事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制 ●立入検査 ●業務改善命令等
 - ソルベンシー・マージン（保険金等の支払能力の充実の状況）比率による早期是正措置命令の発出
- 5 株主**： 保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。

3

保険募集

- 1 保険募集の制限**： 保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。
 - 『保険募集』＝保険契約締結の代理または媒介
 - 保険会社（役員・使用人）、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止
- 2 損保代理店、生保募集人の登録**： 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集を行うことができない。
- 3 保険募集に関する禁止行為**： 保険契約の締結または保険募集に関して、以下の行為を行ってはならない。
 - 保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
 - 保険契約者等に対する特別利益（保険料の割引等）の提供
 - 他の保険契約との比較で誤解を招く表示 等
- 4 監督**： 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。
 - 損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
 - 業務改善命令、登録の抹消等

4

その他

- 1 クーリング・オフ制度**： 保険契約の申込者は、契約から一定期間、書面により契約の申込みの撤回または解除ができる。
- 2 金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）**
- 3 保険契約者保護制度**
- 4 罰則**

損害保険料率算出団体に関する法律(1948年)

保険会社が公正な損害保険料率を算出するための基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者などの利益保護を目的として制定された。この法律に基づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

自動車損害賠償保障法(1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定された。自動車人身事故の加害者の賠償資力を確保するために、特殊な例外を除き、全ての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)または自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)の契約締結を強制している。

地震保険に関する法律(1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保険として引受けることによって地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定された。

消費者契約法(2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑」した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とするほか、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度などにより、消費者保護を図っている。

金融商品の販売等に関する法律(2000年)

金融商品販売業者が金融商品の販売に際して、顧客に対し重要事項(「価格変動リスク」「信用リスク」等)を説明することを義務付け、この重要事項を説明しなかったことによって顧客に損害が生じた場合、金融商品販売業者が損害賠償責任を負うことを定めている。

また、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為を行ってはならないと定めている。その他、金融商品販売業者に対し、商品の販売に関する方針(「勧誘方針」)を策定し公表する義務を課すことなどにより、消費者保護を図っている。

個人情報の保護に関する法律(2003年)

個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業員・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

金融商品取引法(2006年)

投資者保護のための、幅広い金融商品についての包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的としている。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制(販売・勧誘ルール)として、次の事項を定めている。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適用される。

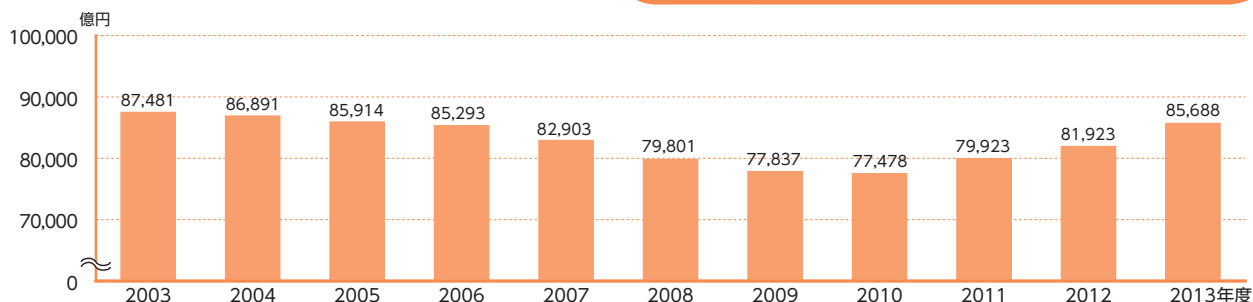
- ① 広告の規制
- ② 契約締結前および締結時の書面交付義務(説明義務)
- ③ 各種禁止行為(虚偽のことを告げる行為等)
- ④ 損失補てんの禁止 等

主要指標関係

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

2013年度
元受正味
保険料

8兆5,688億円



※元受正味保険料とは、お客さま(保険契約者)との直接の保険契約に係る収入を示すもの。

「元受正味保険料」=「元受保険料」-「諸返戻金(満期返戻金を除く)」

※元受正味保険料(含む収入積立保険料)の最高額は、1996年度の10兆6,220億円。

(金額:百万円、増減率:%)

項目	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,398,189	△ 0.3	1,315,875	△ 5.9	1,377,306	4.7	1,413,374	2.6	1,452,324	2.8
(うち積立)	(244,666)	(△ 3.4)	(213,204)	(△ 12.9)	(201,925)	(△ 5.3)	(179,301)	(△ 11.2)	(151,889)	(△ 15.3)
自動車	3,413,500	△ 1.0	3,431,368	0.5	3,476,089	1.3	3,592,707	3.4	3,750,511	4.4
(うち積立)	(2,823)	(△ 46.7)	(1,001)	(△ 64.5)	(106)	(△ 89.4)	(-)	(-)	(-)	(-)
傷害	1,025,566	△ 7.6	1,040,314	1.4	1,067,749	2.6	1,029,505	△ 3.6	1,013,391	△ 1.6
(うち積立)	(390,755)	(△ 17.2)	(396,559)	(1.5)	(409,703)	(3.3)	(362,265)	(△ 11.6)	(337,238)	(△ 6.9)
新種	892,174	4.5	896,566	0.5	922,273	2.9	964,808	4.6	1,048,629	8.7
(うち積立)	(489)	(△ 65.5)	(424)	(△ 13.3)	(765)	(80.4)	(250)	(△ 67.3)	(317)	(26.8)
盗難	11,196	△ 13.3	10,286	△ 8.1	9,856	△ 4.2	9,283	△ 5.8	9,200	△ 0.9
硝子	915	△ 12.4	820	△ 10.4	791	△ 3.5	758	△ 4.2	717	△ 5.4
航空	20,700	△ 12.5	19,503	△ 5.8	16,845	△ 13.6	14,506	△ 13.9	16,152	11.3
風水害	197	△ 24.2	68	△ 65.5	58	△ 14.7	58	0.0	61	5.2
保証	10,908	△ 9.6	10,343	△ 5.2	10,600	2.5	11,622	9.6	12,513	7.7
信用	39,306	1.0	35,754	△ 9.0	34,973	△ 2.2	33,165	△ 5.2	31,318	△ 5.6
労働者災害補償責任	53,450	△ 8.4	48,866	△ 8.6	48,510	△ 0.7	57,296	18.1	61,912	8.1
(うち積立)	(152)	(△ 88.2)	(△ 24)	(△ 115.8)	(15)	(-)	(8)	(△ 46.7)	(2)	(△ 75.0)
ボイラ・ターボセット	2,368	4.0	2,333	△ 1.5	2,295	△ 1.6	2,381	3.7	2,197	△ 7.7
動物	2,940	△ 11.0	2,926	△ 0.5	3,102	6.0	3,089	△ 0.4	3,488	12.9
賠償責任	474,757	7.9	474,877	0.0	476,378	0.3	489,241	2.7	517,299	5.7
機械	32,317	△ 5.8	31,273	△ 3.2	30,661	△ 2.0	30,976	1.0	30,489	△ 1.6
船客傷害賠償責任	709	△ 3.3	644	△ 9.2	639	△ 0.8	609	△ 4.7	602	△ 1.1
建設工事	36,231	△ 11.2	32,121	△ 11.3	36,346	13.2	39,923	9.8	42,857	7.3
原動力	10,747	4.3	10,088	△ 6.1	8,602	△ 14.7	5,761	△ 33.0	4,557	△ 20.9
動産総合	86,359	△ 9.4	82,254	△ 4.8	82,485	0.3	81,276	△ 1.5	83,972	3.3
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
費用・利益	100,000	38.2	123,467	23.5	143,187	16.0	164,719	15.0	207,374	25.9
(うち積立)	(334)	(149.3)	(447)	(33.8)	(748)	(67.3)	(240)	(△ 67.9)	(314)	(30.8)
ペット	8,980	39.4	10,858	20.9	16,872	55.4	20,065	18.9	23,844	18.8
海上・運送	248,395	△ 16.8	257,315	3.6	257,085	△ 0.1	261,031	1.5	281,048	7.7
船舶	73,405	0.4	71,408	△ 2.7	71,528	0.2	75,795	6.0	84,475	11.5
貨物海上	112,392	△ 28.1	125,113	11.3	123,325	△ 1.4	122,073	△ 1.0	132,187	8.3
運送	62,590	△ 9.5	60,790	△ 2.9	62,225	2.4	63,159	1.5	64,386	1.9
小計	6,977,872	△ 1.9	6,941,482	△ 0.5	7,100,544	2.3	7,261,468	2.3	7,545,947	3.9
自賠責	805,834	△ 7.2	806,334	0.1	891,712	10.6	930,807	4.4	1,022,883	9.9
合計	7,783,706	△ 2.5	7,747,816	△ 0.5	7,992,256	3.2	8,192,275	2.5	8,568,830	4.6
(うち積立)	(638,733)	(△ 12.7)	(611,188)	(△ 4.3)	(612,499)	(0.2)	(541,816)	(△ 11.5)	(489,444)	(△ 9.7)

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

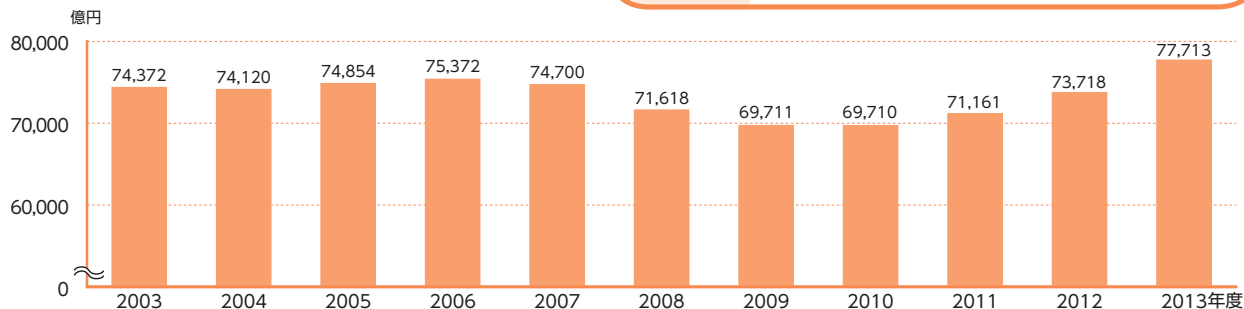
VI 損害保険業に関する
研究、試験および
認定等

資料・データ

正味収入保険料

2013年度
正味収入
保険料

7兆7,713億円



※正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したものの。

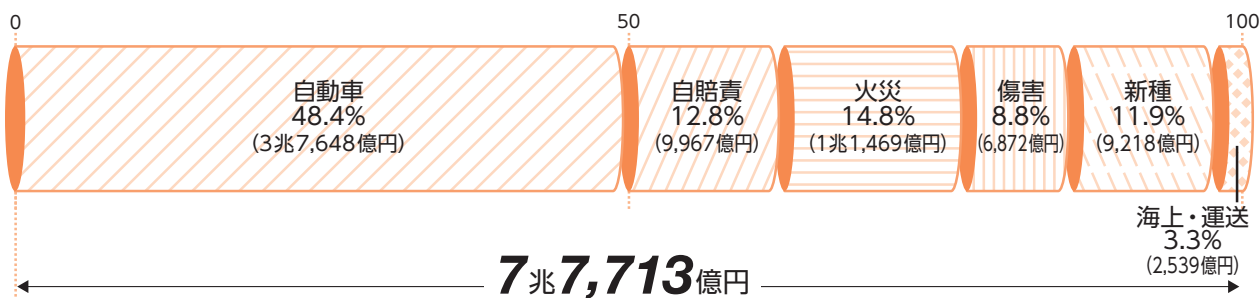
「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

※正味収入保険料の最高額は2013年度の7兆7,713億円。

(金額：百万円、増減率：%)

項目	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,054,132	△ 1.0	1,007,338	△ 4.4	1,032,508	2.5	1,071,890	3.8	1,146,888	7.0
自動車	3,426,637	△ 0.9	3,456,389	0.9	3,501,458	1.3	3,614,716	3.2	3,764,820	4.2
傷害	639,568	△ 1.2	647,717	1.3	661,840	2.2	678,049	2.4	687,210	1.4
新種	826,385	△ 0.9	818,851	△ 0.9	826,369	0.9	854,719	3.4	921,776	7.8
海上・運送	224,793	△ 18.4	232,396	3.4	231,868	△ 0.2	233,739	0.8	253,876	8.6
(船舶)	(56,898)	(3.1)	(55,306)	(△ 2.8)	(56,114)	(1.5)	(58,411)	(4.1)	(64,549)	(10.5)
(貨物海上)	(108,724)	(△ 29.7)	(119,774)	(10.2)	(117,610)	(△ 1.8)	(116,728)	(△ 0.7)	(129,649)	(11.1)
(運送)	(59,162)	(△ 9.9)	(57,310)	(△ 3.1)	(58,138)	(1.4)	(58,592)	(0.8)	(59,671)	(1.8)
小計	6,171,571	△ 1.7	6,162,740	△ 0.1	6,254,095	1.5	6,453,161	3.2	6,774,620	5.0
自賠責	799,543	△ 9.5	808,254	1.1	862,038	6.7	918,644	6.6	996,660	8.5
合計	6,971,114	△ 2.7	6,970,994	△ 0.0	7,116,133	2.1	7,371,805	3.6	7,771,280	5.4

正味収入保険料の保険種目別構成比 (2013年度)

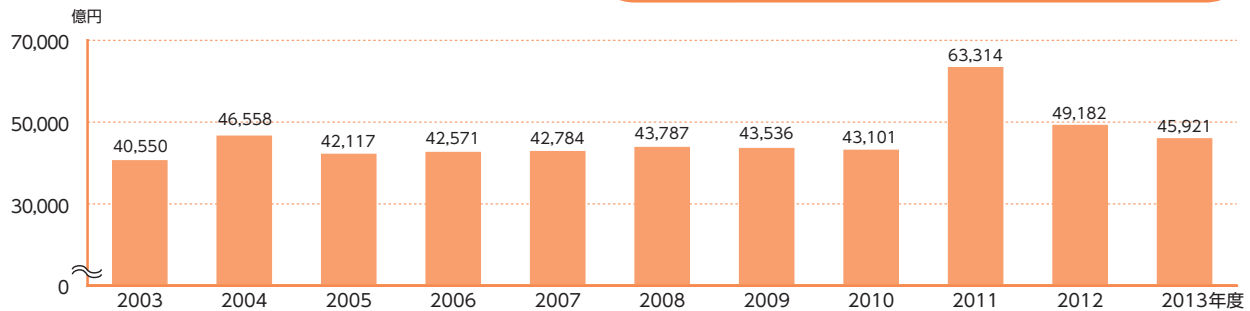


主要指標関係

元受正味保険金

2013年度
元受正味
保険金

4兆5,921億円



※元受正味保険金とは、お客さまとの直接の保険契約に係る保険金支払いを示すもの。

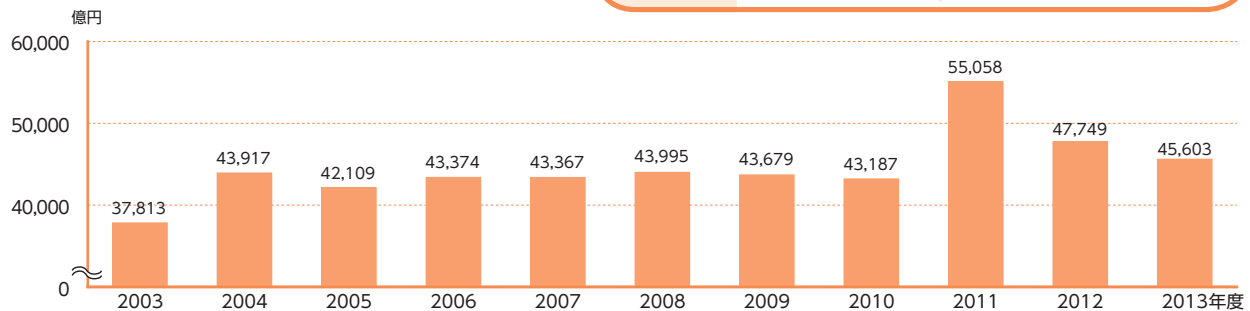
なお、積立保険に係る満期返戻金は含まれない。「元受正味保険金」＝「元受保険金」－「保険金戻入」

※元受正味保険金は2011年度の6兆3,314億円が最大。

正味支払保険金

2013年度
正味支払
保険金

4兆5,603億円



※正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したものの。

「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

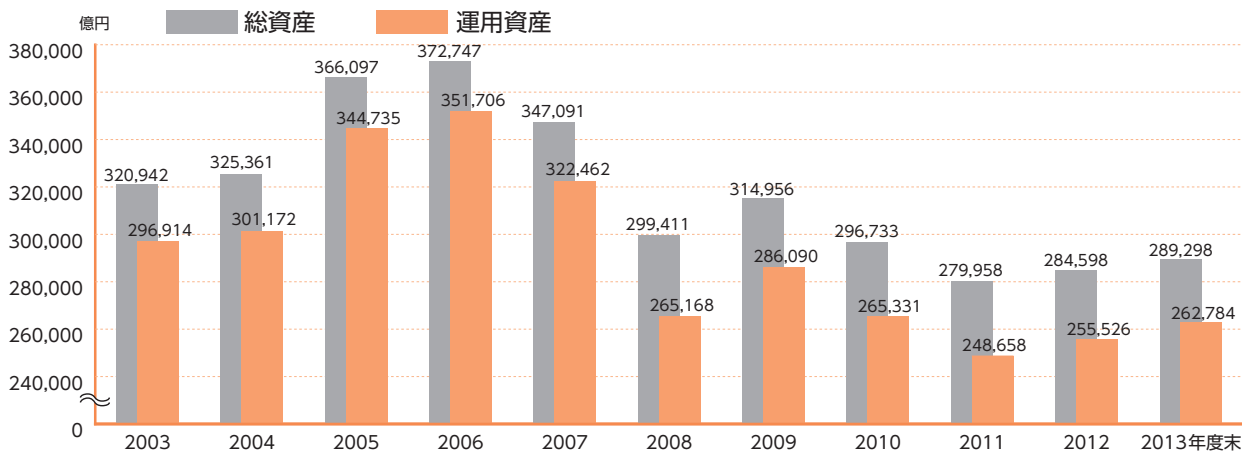
※正味支払保険金は2011年度の5兆5,058億円が最大。

(金額：百万円、増減率：%)

項目	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	398,525	△ 2.8	366,528	△ 8.0	1,537,698	319.5	818,865	△ 46.7	671,305	△ 18.0
自動車	2,187,809	1.0	2,231,745	2.0	2,252,933	0.9	2,233,775	△ 0.9	2,154,111	△ 3.6
傷害	343,487	1.1	342,265	△ 0.4	341,808	△ 0.1	343,056	0.4	354,664	3.4
新種	537,866	△ 0.6	480,937	△ 10.6	449,771	△ 6.5	459,052	2.1	462,058	0.7
海上・運送	126,130	△ 12.3	118,267	△ 6.2	140,332	18.7	130,550	△ 7.0	136,779	4.8
(船舶)	(44,161)	(8.1)	(43,945)	(△ 0.5)	(49,373)	(12.4)	(48,074)	(△ 2.6)	(46,518)	(△ 3.2)
(貨物海上)	(56,539)	(△ 23.2)	(46,754)	(△ 17.3)	(58,786)	(25.7)	(56,370)	(△ 4.1)	(66,477)	(17.9)
(運送)	(25,423)	(△ 13.3)	(27,559)	(8.4)	(32,164)	(16.7)	(26,101)	(△ 18.9)	(23,779)	(△ 8.9)
小計	3,593,873	△ 0.2	3,539,796	△ 1.5	4,722,587	33.4	3,985,347	△ 15.6	3,778,974	△ 5.2
自賠責	773,978	△ 3.1	778,906	0.6	783,171	0.5	789,544	0.8	781,279	△ 1.0
合計	4,367,851	△ 0.7	4,318,702	△ 1.1	5,505,758	27.5	4,774,891	△ 13.3	4,560,253	△ 4.5

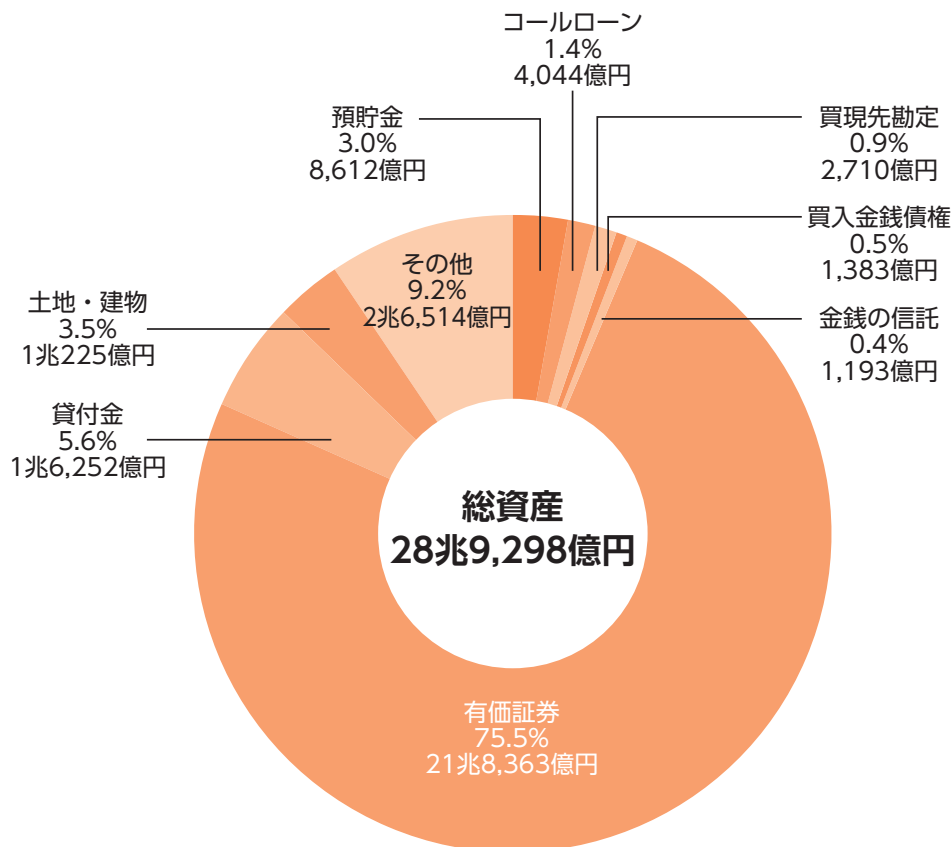
総資産・運用資産

2013年度 総資産額 **28兆9,298億円** 運用資産額 **26兆2,784億円**



※総資産・運用資産は2006年度末の総資産額37兆2,747億円、運用資産額35兆1,706億円が最大。

総資産の内訳 (2013年度)



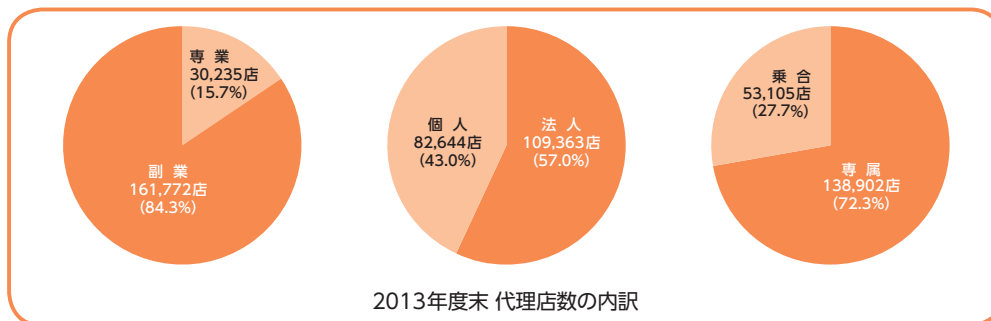
代理店関係

※代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。

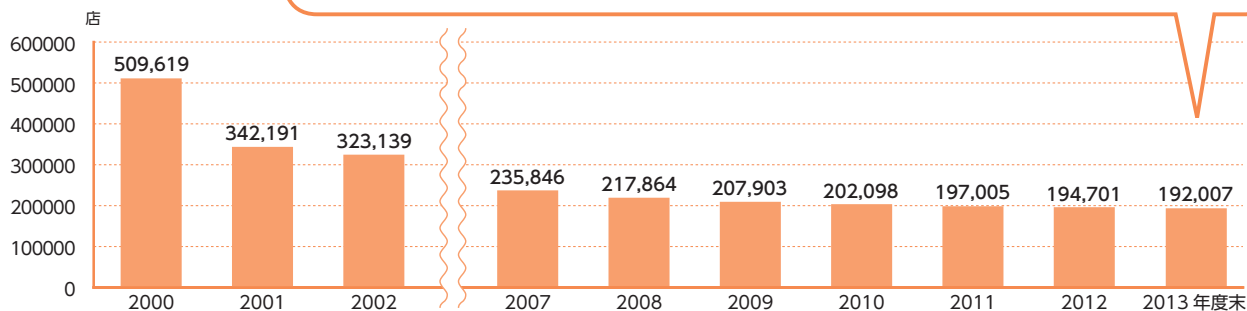
代理店実在数の推移

2013年度
代理店実在数

19万2,007店



2013年度末 代理店数の内訳

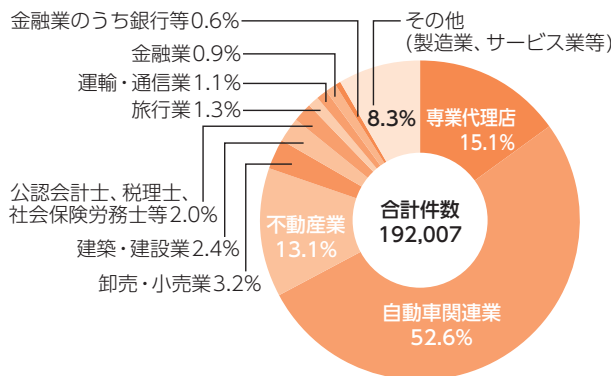


※都道府県別データについては、損保協会ホームページを参照。

※代理店実在数は1996年度末の62万3,741店が最大。

※代理店実在数は2001年度に大幅に減少した(2000年度:50万9,619店、2001年度:34万2,191店、対前年度比-16万7,428店)。これは保険業法の改正により、生保会社本体が損保代理店になることが可能となり、それまで個々に登録していた生保営業職員の個人代理店が大量に廃止されたためと推測される。

●チャネル別の構成比



参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2014年3月末現在)

損害保険が契約できるお店・場所の種類	店数	構成比	
保険商品の販売を専門に行う代理店(専業代理店)	29,005	15.1%	
専業代理店以外の代理店(副業代理店)	自動車関連業(自動車販売店、自動車整備工場)	100,999	52.6%
	不動産業(賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社)	25,234	13.1%
	卸売・小売業(自動車関連業を除く)	6,110	3.2%
	建築・建設業	4,568	2.4%
	公認会計士、税理士、社会保険労務士等	3,888	2.0%
	旅行業(旅行会社、旅行代理店)	2,442	1.3%
	運輸・通信業	2,005	1.1%
	金融業(銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社)	1,736	0.9%
	うち銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、農協)	(1,161)	(0.6%)
	その他(製造業、サービス業等)	16,020	8.3%
合計	192,007	100%	

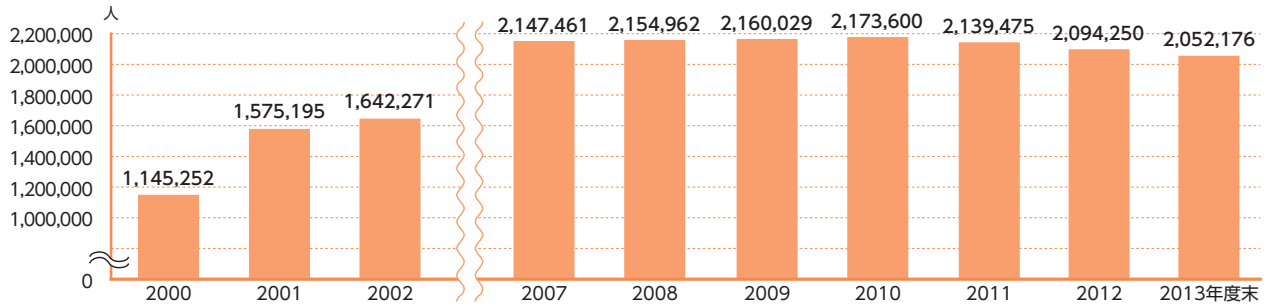
※1 上記の「代理店数の内訳」とは、「専業代理店」の店数が異なっている。これは、「代理店数の内訳」と「チャネル別の構成比」の統計において、損害保険と生命保険の両方を販売している代理店を専業とするのか副業とするのかが保険会社によって異なっていることが理由。

※2 専業代理店以外の代理店の場合は、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合がある。

損害保険の募集従事者数の推移

2013年度
損害保険の
募集従事者数

205万2,176人



※募集従事者数は2010年度末の217万3,600人が最大。

※募集従事者数は2001年度に大幅に増加した(2000年度:114万5,252人、2001年度:157万5,195人、対前年度比42万9,943人)。これは銀行等の金融機関の窓口において保険販売が解禁されたことに伴い、銀行員等が募集従事者になったためと推測される。

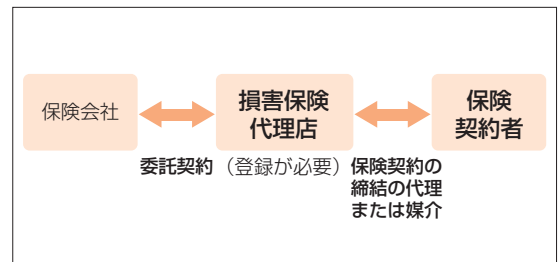
●代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。

損害保険代理店は、損害保険会社との間の損害保険代理店委託契約に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。

損害保険代理店の主な業務

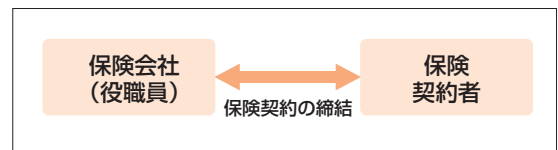
- 損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- 保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- 保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告 など



●直扱

直扱とは、損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。

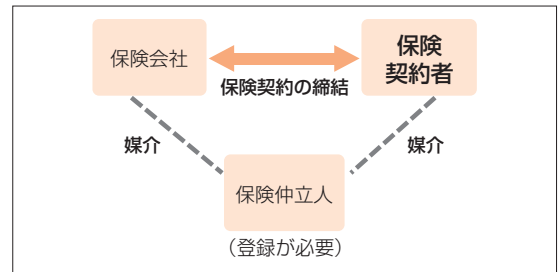
新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。



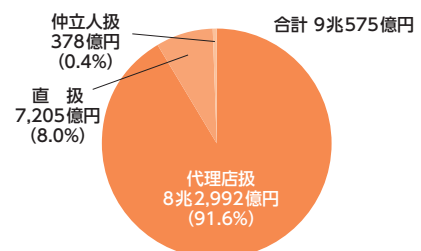
●仲立人扱

仲立人扱は保険仲立人(保険ブローカー)を通じて行われる募集形態です。

保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間に立って、中立的な立場で保険契約の締結の媒介を行います。



●募集形態別元受正味保険料割合(2013年度)

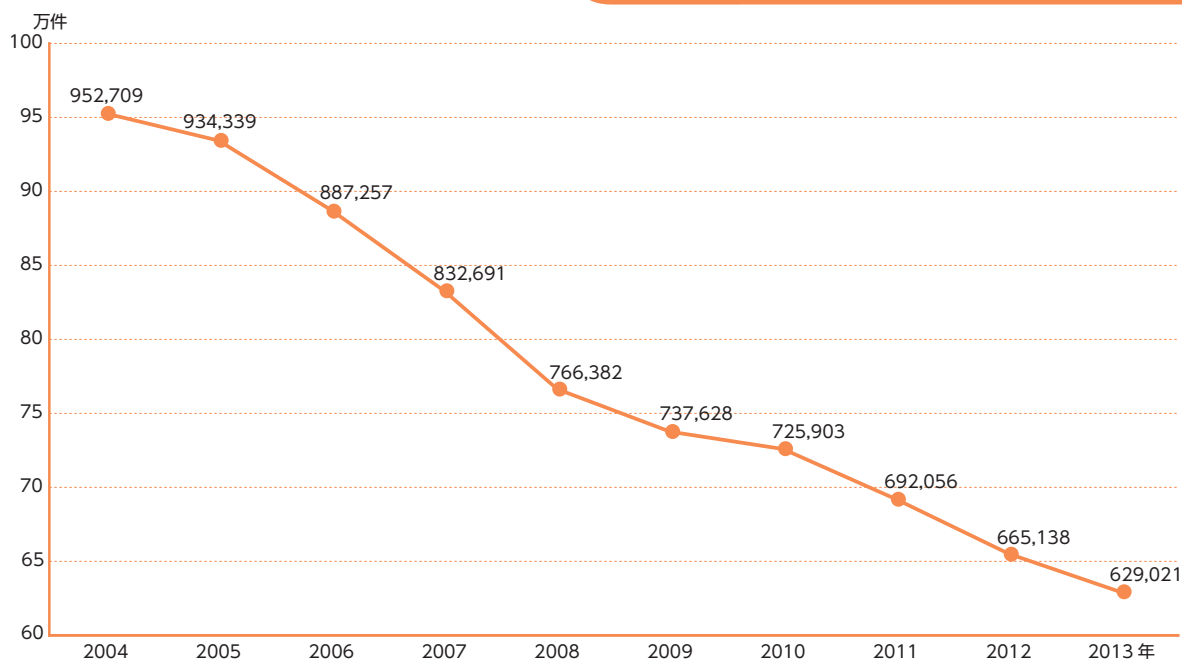


自動車保険関係等

交通事故の発生件数

2013年

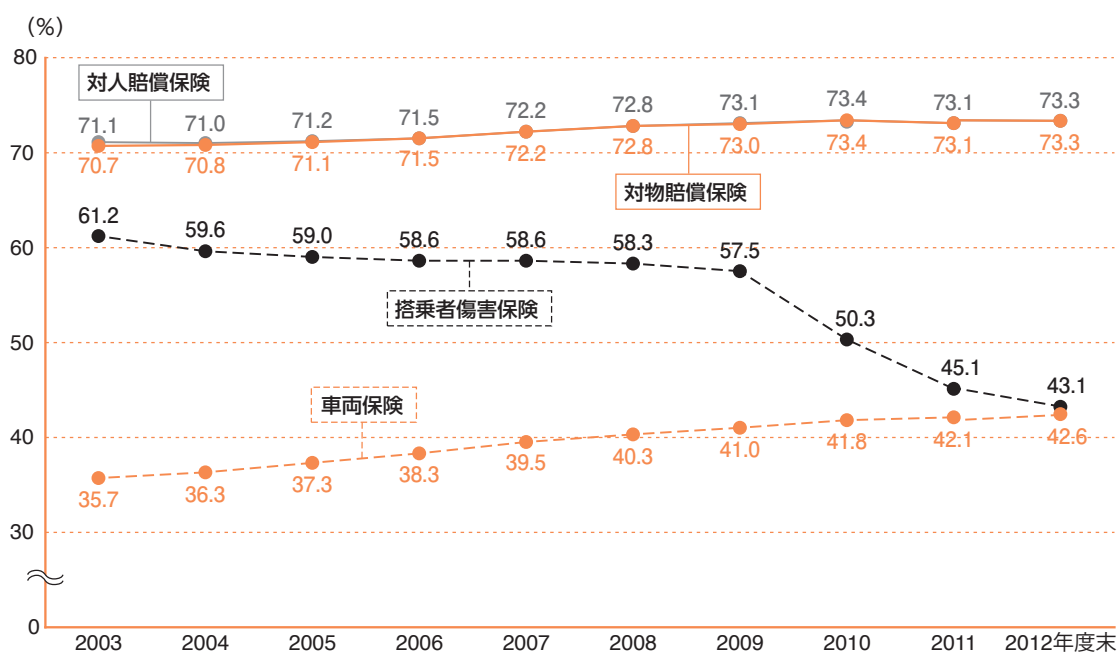
62万9,021件



※交通事故の発生件数は2004年の95万2,709件が最大。

※警察庁統計より

自動車保険加入率



※損害保険料率算出機構資料より

●自動車保険 都道府県別加入率 (2013年3月末)

都道府県名	保有車両数(台)	対人賠償保険	対物賠償保険	搭乗者傷害保険	車両保険
北海道	3,675,117	70.2	70.4	42.6	46.0
青森	995,077	68.6	68.7	41.2	38.8
岩手	1,003,080	61.8	61.7	30.9	33.8
宮城	1,633,023	72.2	72.2	44.6	40.2
秋田	817,545	58.7	58.8	32.7	34.8
山形	925,738	63.9	63.9	33.6	39.6
福島	1,598,443	65.7	65.7	37.8	36.9
茨城	2,519,130	74.0	73.9	48.3	38.0
栃木	1,677,166	71.6	71.6	43.5	36.3
群馬	1,752,083	70.8	70.7	43.5	38.9
埼玉	3,969,302	77.6	77.5	44.2	41.9
千葉	3,522,279	78.5	78.5	47.7	46.7
東京都	4,408,801	78.0	78.3	45.8	44.2
神奈川県	3,961,185	79.4	79.5	48.2	45.1
新潟	1,824,876	68.5	68.6	40.0	35.3
富山	887,282	72.1	71.9	42.4	43.4
石川	882,678	72.0	71.8	42.9	38.2
福井	651,967	71.7	71.6	44.5	41.2
山梨	737,858	62.3	62.2	38.9	27.8
長野	1,867,189	63.8	63.9	35.1	34.7
岐阜	1,661,793	77.0	76.9	41.8	55.4
静岡県	2,835,479	75.8	75.8	46.1	44.0
愛知県	5,043,063	80.9	80.9	43.8	56.9
三重	1,483,601	75.9	75.8	40.8	47.0
滋賀	996,016	73.7	73.6	39.5	42.5
京都	1,328,963	78.9	78.9	45.8	44.7
大阪	3,699,402	82.1	82.2	49.2	49.8
兵庫	2,975,852	77.8	77.8	47.4	44.6
奈良	824,046	79.4	79.3	46.9	44.9
和歌山	744,926	74.0	73.8	43.8	34.2
鳥取	457,930	65.1	65.1	36.5	44.1
島根	545,506	55.9	55.8	28.2	33.2
岡山	1,500,549	73.1	73.0	42.6	41.3
広島	1,852,712	75.6	75.6	40.6	41.3
山口	1,062,296	71.3	71.3	41.6	45.0
徳島	613,516	71.5	71.4	39.4	38.6
香川	767,196	74.7	74.6	43.4	40.5
愛媛	1,002,908	69.9	69.7	38.9	36.3
高知	556,018	57.9	57.7	34.2	28.6
福岡	3,255,487	75.9	75.9	47.1	46.8
佐賀	659,792	65.3	65.2	41.0	36.3
長崎	930,222	65.9	65.7	37.3	36.2
熊本	1,336,845	65.2	65.1	38.8	40.4
大分	901,501	64.7	64.6	38.0	36.6
宮崎	924,546	57.8	57.7	36.9	33.7
鹿児島	1,328,788	59.1	58.9	36.7	31.1
沖縄	1,026,431	52.6	52.6	39.9	25.1
全国	79,625,203	73.3	73.3	43.1	42.6

※保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(平成25年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)による。

対人賠償保険・対物賠償保険・搭乗者傷害保険・車両保険は、「自動車保険の概況 平成25年度(平成24年度データ)」(損害保険料率算出機構発行)による。

※自動車共済は含まれていない。

自動車保険関係等

● 高額判決例

人身事故

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横浜地裁	2011年11月1日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死亡
39,725	横浜地裁	2011年12月27日	2003年9月14日	男21歳	大学生	後遺障害
39,510	名古屋地裁	2011年2月18日	2007年4月13日	男20歳	大学生	//
38,281	名古屋地裁	2005年5月17日	1998年5月18日	男29歳	会社員	//
37,886	大阪地裁	2007年4月10日	2002年12月11日	男23歳	会社員	//
36,750	大阪地裁	2006年6月21日	2002年11月9日	男38歳	開業医	死亡
36,551	仙台地裁	2009年11月17日	2004年1月21日	男14歳	中学生	後遺障害
35,978	東京地裁	2004年6月29日	1997年4月24日	男25歳	大学研究科在籍	//
35,618	名古屋地裁	2012年3月16日	2007年10月26日	男25歳	美容室店長	//
35,332	千葉地裁佐倉支部	2006年9月27日	2001年10月4日	男37歳	アルバイト	//

(注1) 上記判決例は、「自動車保険の概況平成25年度(平成24年度データ)」(損害保険料率算出機構発行)による。

(注2) 認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の金額である。

物損事故

認定総損害額 (万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神戸地裁	1994年7月19日	1985年5月29日	積荷(呉服・洋服・毛皮)
13,580	東京地裁	1996年7月17日	1991年2月23日	店舗(パチンコ店)
12,037	福岡地裁	1980年7月18日	1975年3月1日	電車・線路・家屋
11,798	大阪地裁	2011年12月7日	2007年4月19日	トレーラー
11,347	千葉地裁	1998年10月26日	1992年9月14日	電車
6,124	岡山地裁	2000年6月27日	1996年9月26日	積荷
4,141	大阪地裁	2008年5月14日	1999年9月25日	積荷
3,391	名古屋地裁	2004年1月16日	2001年3月9日	大型貨物車・積荷
3,156	東京地裁	2001年12月25日	1999年11月5日	4階建ビル
3,052	東京地裁	2001年8月28日	1999年5月16日	店舗(サーフショップ)

(注1) 上記判決例は、「自動車保険の概況平成25年度(平成24年度データ)」(損害保険料率算出機構発行)による。

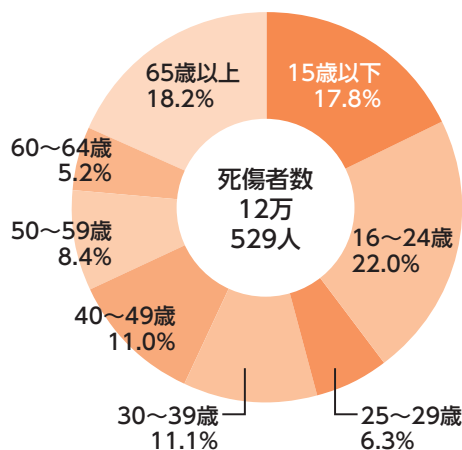
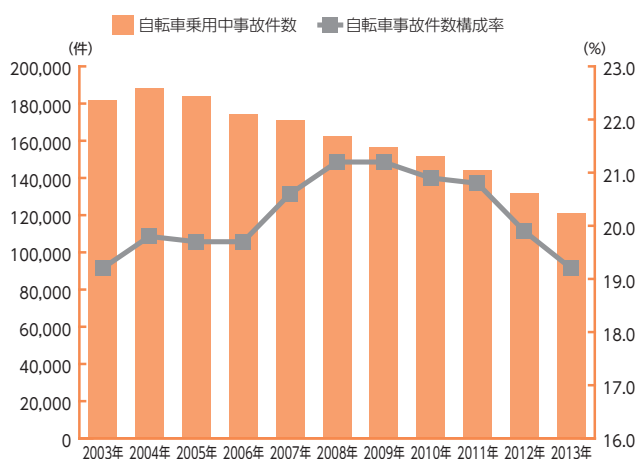
(注2) 認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額である。

自転車の事故件数

2013年の自転車乗用中の交通事故件数は12万1,040件で、交通事故件数に占める割合は19.2%と前年に比べ減少したものの、未だに約2割で推移しています。また、自転車乗用中による死傷者数は12万529人で交通事故全体の死傷者数に占める割合は15.3%と高い数値を示しており、このうちの約2割を高齢者、4割を若者と子どもが占めています(図1、図2)。

図1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移

図2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合(2013年)



自転車が加害事故を起こす主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視などです。また、最近は歩道を無秩序に通行する自転車による事故も多発しており、高額な賠償責任を負う場合もあります。

● 自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2007年4月11日判決)
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2005年9月14日判決)

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額である(上記金額は概算額)。

損害協会調べ(2014年7月時点)

自動車保険関係等

自動車盗難の認知件数と支払保険金

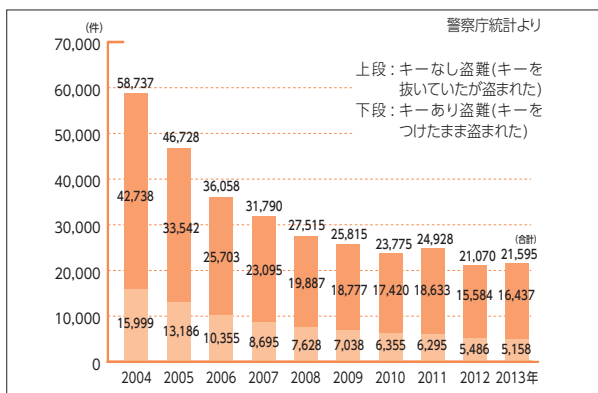
自動車盗難の認知件数は、2003年の64,223件をピークに2010年の23,775件まで毎年減少しましたが、2011年は8年ぶりに対前年比1,153件の増加に転じました。2012年にはいったん減少したものの、2013年は再び対前年比で525件の増加となっています。そのうち、キーなし盗難が全体の7割を占めており、専門技術を有する窃盗犯による犯行が懸念されます。

また、自動車盗難にかかる支払保険金も1999年度から急増し、2000年度以降高止まりの状況が続きました。その後減

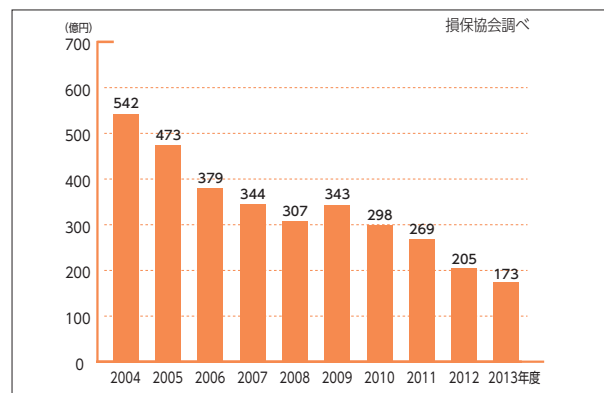
少傾向に転じ、2013年度は対前年度比15.6%減少の173億円となっています。

なお、損保協会では、1994年に大阪支部(現近畿支部)で自動車盗難防止活動を開始し、2000年2月に「車両(自動車)盗難対策プロジェクトチーム」を設置、本部で取組みを開始しました。また、2001年9月に発足した「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に民間側事務局として参画しています。

自動車盗難認知件数の推移



自動車盗難にかかる支払保険金の推移(車上ねらい被害を含む)



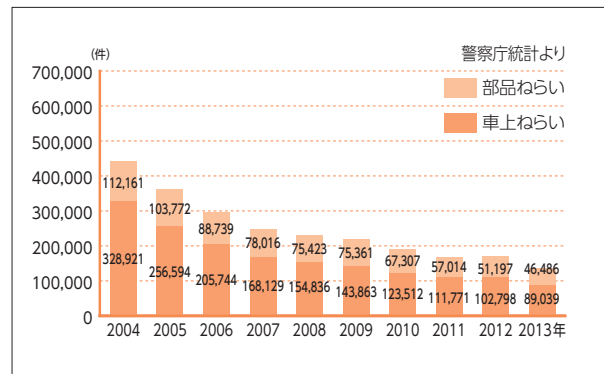
車上ねらい・部品ねらいの認知件数と被害品割合の推移

2013年の車上ねらいの認知件数は89,039件(対前年比13.4%減少)、部品ねらいの認知件数は46,486件(対前年比9.2%減少)でした。

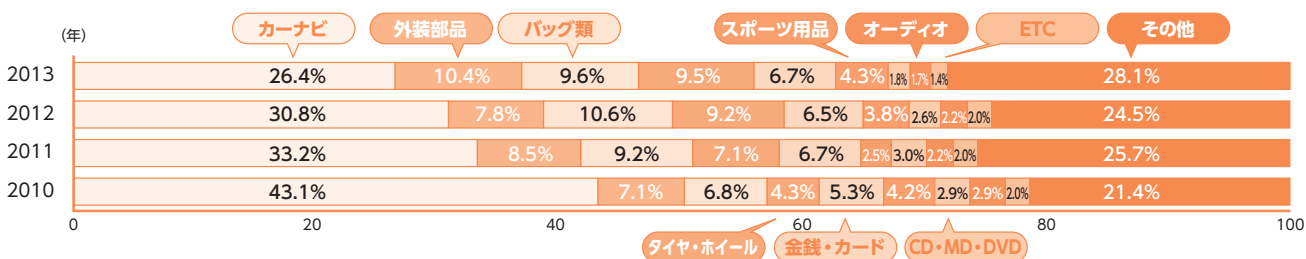
損保協会で行っている車上ねらいに関する実態調査では、カーナビ以外にも、バンパーやドアミラーといった外装部品やタイヤ・ホイールもねらわれており、これらは転売目的の窃盗と考えられます。

カーナビ被害の割合は年々減少しているものの、被害品総数に占める割合は依然として一番大きくなっています。また、車上ねらいの調査を開始した2003年度では、車上ねらい1件あたりの平均被害額は約25万円でしたが2013年度では約33万円でした。高額カーナビの普及に伴い、平均被害額が上昇していると考えられます。

車上ねらい・部品ねらい認知件数の推移



車上ねらいの被害品割合の推移



(注1)本データは損保協会が特定期間に保険金を支払った事案を対象に集計・分析を行っている。
 (注2)本データは損保協会による独自調査結果であり、警察庁統計における集計方法とは異なる。

●自動車盗難・車上ねらい・部品ねらい 都道府県別認知件数 (2013年)

(単位:件)

都道府県名	自動車盗難	車上ねらい	部品ねらい
北海道	373	2,700	923
青森	27	513	94
岩手	24	292	71
宮城	94	1,063	378
秋田	20	196	43
山形	23	420	63
福島	260	814	203
東京都	667	5,877	3,518
茨城	2,425	2,793	1,411
栃木	708	1,414	488
群馬	323	1,377	409
埼玉	1,689	5,028	3,532
千葉県	3,295	5,952	3,119
神奈川県	1,757	3,276	3,376
新潟	110	968	224
山梨	87	501	268
長野	143	897	242
静岡県	276	2,271	974
富山	49	559	67
石川県	40	600	82
福井	37	371	151
岐阜	316	2,095	1,056
愛知	2,712	8,697	5,272
三重	550	1,616	937
滋賀	260	1,039	520
京都	487	2,768	1,830
大阪	2,466	13,442	8,356
兵庫県	667	5,191	2,979
奈良	173	949	611
和歌山	92	594	282
鳥取	11	274	29
島根	9	210	31
岡山	155	1,105	451
広島	73	963	431
山口	48	529	113
徳島	15	370	125
香川	38	549	186
愛媛	48	1,113	361
高知	35	436	125
福岡	637	4,875	1,900
佐賀	71	531	155
長崎	24	396	138
熊本	76	1,122	230
大分	21	355	109
宮崎	33	558	84
鹿児島	61	714	134
沖縄	90	666	405
全 国	21,595	89,039	46,486

ワースト10

(単位:件)

順位	自動車盗難	車上ねらい	部品ねらい
1	千葉県 3,295	大阪府 13,442	大阪府 8,356
2	愛知県 2,712	愛知県 8,697	愛知県 5,272
3	大阪府 2,466	千葉県 5,952	埼玉県 3,532
4	茨城県 2,425	東京都 5,877	東京都 3,518
5	神奈川県 1,757	兵庫県 5,191	神奈川県 3,376
6	埼玉県 1,689	埼玉県 5,028	千葉県 3,119
7	栃木県 708	福岡県 4,875	兵庫県 2,979
8	東京都 667	神奈川県 3,276	福岡県 1,900
9	兵庫県 667	茨城県 2,793	京都府 1,830
10	福岡県 637	京都府 2,768	茨城県 1,411

※警察庁統計より

火災保険関係

主な風水害 (1959年以降)

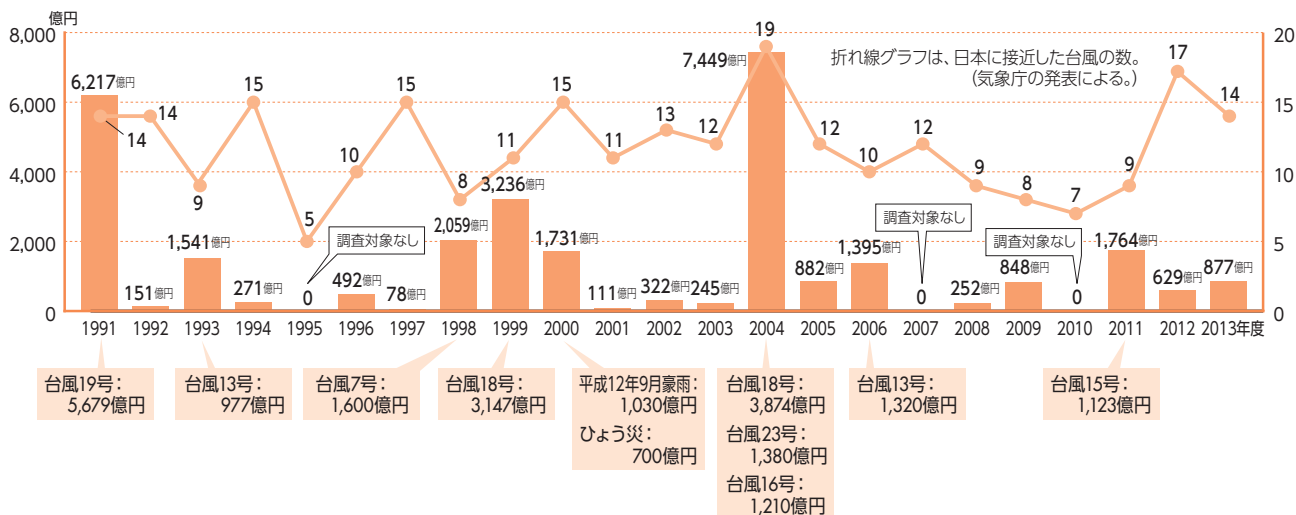
発生日月	災害名	被害地域	被害				
			死者・行方不明(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
1959 8.12~14	台風第7号	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	235	4,089	10,139	32,298	116,309
1959 9.26~27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く。)、特に愛知	5,098	40,838	113,052	157,858	205,753
1961 6.24~7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	357	1,758	1,908	73,126	341,236
1961 9.15~16	台風第18号(第二室戸台風)	全国、特に近畿	202	15,238	46,663	123,103	261,017
1962 7.1~8	水害	関東以西、特に九州	127	263	285	16,108	92,448
1965 9.10~18	台風第23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	181	1,879	3,529	46,183	258,239
1966 9.23~25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317	2,422	8,431	8,834	42,792
1967 7.8~9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	118	163	169	17,213	103,731
1972 7.3~15	台風第6・7・9号	全国、特に北九州、島根、広島	447	2,977	10,204	55,537	276,291
1974 5.29~8.1	水害・台風第8号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	146	657	1,131	77,933	317,623
1976 9.8~14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	171	1,669	3,674	101,103	433,392
1982 7~8	集中豪雨・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	439	1,120	1,919	45,367	166,473
2004 6~10	集中豪雨・台風等	全国	236	1,471	16,669	42,537	135,130

(注) 上記表は「平成25年版 消防白書」(総務省消防庁発行)による。

風水害等による保険金支払例

発生日月	災害名	支払保険金(見込みを含む)(億円)			
		火災・新種保険	自動車保険	海上・運送保険	合計
1991 9.26~28	台風19号(全国)	5,225	269	185	5,680
2004 9.4~8	台風18号(全国)	3,564	259	51	3,874
1999 9.21~25	台風18号(熊本、山口、福岡等)	2,847	212	88	3,147
2014 2.14	平成26年2月雪害(関東、山梨)	2,318	217	-	2,536
1998 9.22	台風7号(近畿中心)	1,514	61	24	1,599
2004 10.20	台風23号(西日本)	1,112	179	89	1,380
2006 9.15~20	台風13号(福岡、佐賀、長崎、宮崎等)	1,161	147	12	1,320
2004 8.30~31	台風16号(全国)	1,038	138	35	1,210
2011 9.15~22	台風15号(静岡、神奈川等)	1,004	100	19	1,123
2000 9.10~12	平成12年9月豪雨(愛知等)	447	545	39	1,030

主な風水害等による年度別保険金支払額



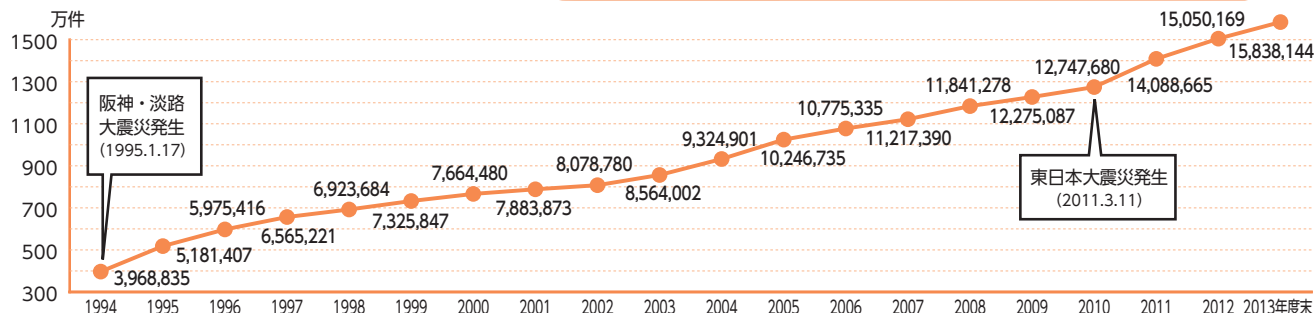
※棒グラフは、損保協会が調査した主な風水害等に関する保険金の年度別合計額。

地震保険関係

地震保険保有契約件数

2013年度末
地震保険保有契約件数

1,583万8,144件



地震保険 都道府県別保有契約件数の推移

(単位: 件)

都道府県名	2009年度末	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末
北海道	513,806	526,832	559,651	585,992	607,750
青森	82,966	87,710	97,720	105,196	110,584
岩手	61,856	66,877	82,716	94,027	101,216
宮城	294,467	306,657	399,042	454,736	488,383
秋田	50,125	54,425	64,260	71,463	78,092
山形	48,221	51,904	63,514	70,193	75,615
福島	105,413	109,603	165,874	183,393	199,598
茨城	209,726	214,101	261,373	292,873	314,624
栃木	125,995	131,072	158,666	177,298	192,521
群馬	93,369	99,149	119,736	134,521	145,707
埼玉	679,579	707,810	792,681	858,646	910,209
千葉	692,721	706,559	777,765	829,890	868,527
東京都	1,888,891	1,933,705	2,123,196	2,270,244	2,371,127
神奈川県	1,111,727	1,143,723	1,249,986	1,322,355	1,376,797
新潟	137,989	143,281	154,760	166,085	173,179
富山	53,069	57,606	66,002	72,358	76,963
石川	83,826	89,199	98,011	103,812	107,769
福井	47,864	51,373	57,337	61,799	66,338
山梨	79,787	81,649	88,912	94,170	98,213
長野	98,845	106,002	125,573	136,005	144,748
岐阜	198,534	208,805	227,271	240,176	252,154
静岡県	352,010	360,710	394,248	417,264	436,744
愛知県	996,844	1,029,491	1,094,567	1,147,238	1,188,283
三重	172,893	176,345	187,912	195,867	202,364
滋賀	98,860	106,345	117,023	126,465	135,115
京都	218,774	239,506	265,506	288,289	309,489
大阪府	953,684	995,163	1,081,914	1,145,713	1,211,995
兵庫県	431,972	455,497	504,826	542,640	584,522
奈良	118,348	124,764	135,497	144,301	153,154
和歌山	83,995	86,225	93,550	98,195	102,559
鳥取	37,995	40,352	44,024	46,650	49,382
島根	30,820	32,419	35,374	37,809	40,161
岡山	126,539	130,831	142,828	152,432	162,399
広島	297,271	307,035	322,087	335,668	349,360
山口	111,687	117,253	126,972	134,509	142,077
徳島	70,794	73,756	78,748	82,783	86,863
香川	96,224	100,890	109,074	115,090	121,058
愛媛	116,242	120,691	128,485	134,840	142,649
高知	73,318	75,204	78,642	81,510	85,105
福岡	568,261	599,684	650,085	688,474	722,737
佐賀	41,796	44,640	49,543	52,954	56,402
長門	62,659	67,291	75,120	80,249	83,860
熊本	161,957	170,498	187,337	199,175	209,947
大宮	85,311	89,947	98,510	105,111	112,080
鹿嶋	96,706	99,883	106,177	111,504	117,664
児島	158,442	164,858	175,283	183,441	190,213
沖繩	52,909	60,360	70,805	76,766	81,848
全国	12,275,087	12,747,680	14,088,665	15,050,169	15,838,144

(注) 当該年度末の地震保険の保有契約件数(共済は含まれていない。)に基づく(証券単位)。

※損害保険料率算出機構資料より

はじめに
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓蒙・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

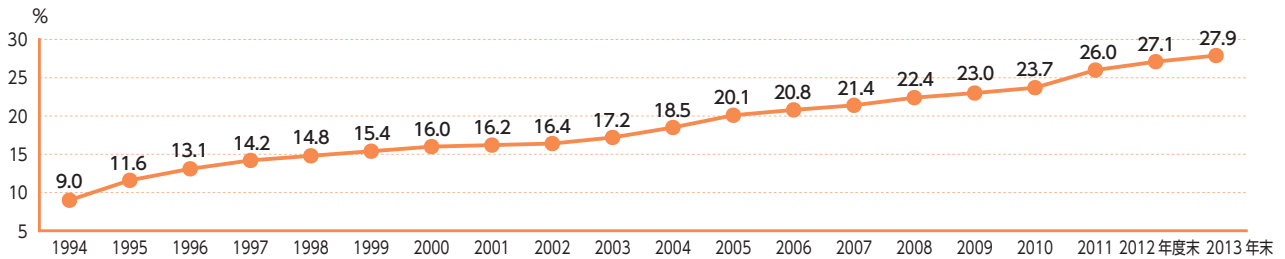
資料・データ

地震保険関係

地震保険世帯加入率

2013 年末
地震保険世帯加入率

27.9%



地震保険 都道府県別世帯加入率の推移

(単位: %)

都道府県名	2009 年度末	2010 年度末	2011 年度末	2012 年度末	2013 年末
北海道	19.4	19.7	20.8	21.6	22.1
青森	14.5	15.3	16.9	18.1	18.6
岩手	12.3	13.2	16.3	18.4	19.2
宮城	32.5	33.6	43.5	48.5	50.4
秋田	12.0	12.9	15.3	16.9	18.0
山形	12.1	13.0	15.8	17.3	18.2
福島	14.1	14.6	22.2	24.3	26.0
茨城	18.7	18.9	22.9	24.9	26.1
栃木	16.7	17.2	20.7	22.5	23.7
群馬	12.2	12.8	15.4	16.7	17.6
埼玉	23.3	24.0	26.6	28.1	29.0
千葉	26.9	27.2	29.7	30.9	31.6
東京都	30.0	30.5	33.2	34.1	34.9
神奈川県	28.3	28.9	31.3	32.3	33.1
新潟	16.2	16.8	18.0	19.1	19.5
富山	13.7	14.7	16.8	17.9	18.6
石川	18.9	19.9	21.7	22.5	22.8
福井	17.6	18.7	20.8	21.8	22.9
山梨	23.8	24.1	26.2	27.0	27.7
長野	12.1	12.9	15.2	16.1	16.8
岐阜	26.6	27.8	30.0	30.5	31.3
静岡県	24.4	24.8	26.9	27.6	28.4
愛知県	34.5	35.3	37.1	37.3	37.9
三重	23.9	24.1	25.8	25.6	26.0
滋賀	19.4	20.5	22.3	23.3	24.2
京都	19.6	21.3	23.5	24.7	25.8
大阪府	24.4	25.3	27.3	28.0	29.0
兵庫県	18.4	19.3	21.2	22.2	23.3
奈良	21.3	22.3	24.0	25.1	26.1
和歌山	19.6	20.0	21.6	22.5	23.2
鳥取	16.8	17.7	19.3	20.1	20.9
島根	11.2	11.7	12.7	13.4	13.9
岡山	16.2	16.6	18.0	18.8	19.5
広島	24.2	24.9	26.0	26.5	27.1
山口	17.4	18.2	19.6	20.5	21.2
徳島	22.1	22.9	24.3	25.2	25.9
香川県	23.4	24.4	26.2	27.1	28.0
愛媛	18.4	19.1	20.2	21.0	21.7
高知県	21.0	21.5	22.4	23.2	23.8
福岡	26.1	27.3	29.3	30.2	31.0
佐賀	13.5	14.3	15.7	16.6	17.3
長崎	10.2	11.0	12.2	12.9	13.2
熊本	22.2	23.2	25.2	26.5	27.3
大分	16.8	17.6	19.1	20.1	20.9
宮崎	19.3	19.8	20.9	21.8	22.5
鹿児島	20.2	20.9	22.1	23.0	23.6
沖縄	9.5	10.6	12.2	13.0	13.4
全国	23.0	23.7	26.0	27.1	27.9

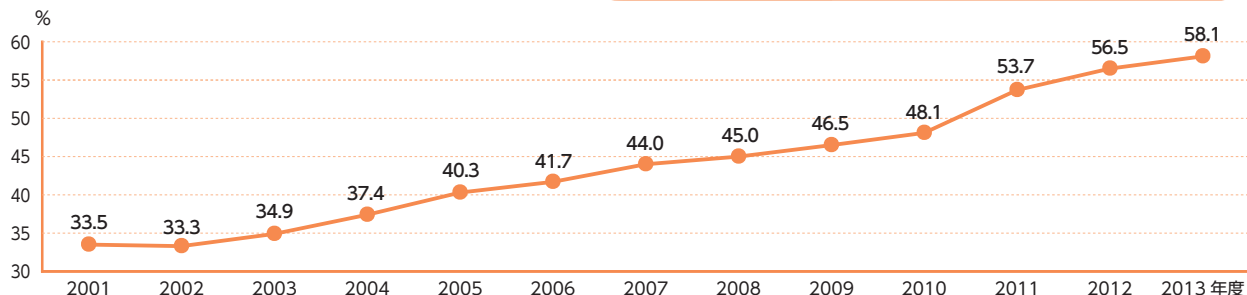
(注1) 当該年度末の地震保険の契約件数(証券単位。共済は含まれていない。)を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。ただし、2013年度は、2013年12月末の地震保険契約件数を2014年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

(注2) 2012年度以降の世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。 ※損害保険料率算出機構資料より

地震保険付帯率

2013年度
地震保険付帯率

58.1%



地震保険 都道府県別付帯率の推移

(単位:%)

都道府県名	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
北海道	43.8	44.9	48.1	49.7	50.5
青森	46.1	48.5	55.0	57.7	59.4
岩手	42.2	44.6	56.7	61.4	64.0
宮城	66.9	68.7	81.1	83.5	85.2
秋田	47.8	51.4	59.8	63.2	65.7
山形	39.9	43.2	52.1	56.1	57.3
福島	39.0	40.1	58.1	64.8	67.0
茨城	41.5	41.6	52.5	57.4	59.9
栃木	39.0	40.2	50.4	55.4	58.0
群馬	32.7	35.0	43.7	47.8	50.1
埼玉	43.5	45.3	51.2	55.2	57.2
千葉	43.9	45.0	50.5	53.7	55.1
東京都	44.3	45.5	50.7	53.9	55.1
神奈川県	46.6	48.3	53.0	55.6	56.5
新潟	48.9	50.1	54.4	57.6	59.6
富山	36.0	38.7	44.7	47.5	48.9
石川	40.8	43.1	48.4	50.8	51.5
福井	40.4	43.3	48.8	52.1	54.5
山梨	51.5	52.5	58.5	61.6	63.3
長野	33.9	35.8	44.3	47.0	49.3
岐阜	61.3	62.0	66.9	68.8	70.7
静岡県	51.5	51.6	57.4	59.5	60.8
愛知県	64.2	64.6	68.3	69.5	70.5
三重	57.5	56.7	60.8	62.4	64.0
滋賀	42.3	42.7	47.8	50.3	52.7
京都	36.6	39.7	44.3	47.7	50.3
大阪府	45.6	47.2	51.7	53.9	56.0
兵庫県	38.7	41.0	45.9	48.4	51.6
奈良	46.9	49.3	54.3	58.0	60.0
和歌山	47.8	48.1	53.0	55.5	56.8
鳥取	48.2	49.6	55.1	57.8	60.4
島根	40.6	41.7	48.6	52.3	53.7
岡山	39.3	40.2	45.2	47.7	49.7
広島	55.1	55.6	59.7	61.6	62.9
山口	44.6	45.4	50.2	51.9	53.8
徳島	60.4	62.0	66.5	69.5	71.0
香川県	50.4	52.3	57.7	60.4	63.0
愛媛	49.8	51.3	55.7	58.6	61.2
高知県	75.4	75.9	79.5	81.7	83.3
福岡県	50.7	53.5	57.7	59.8	61.3
佐賀	34.4	35.8	40.1	41.5	42.5
長崎	29.5	31.8	36.1	37.7	38.3
熊本	48.2	50.4	56.1	58.9	60.7
大宮	46.7	48.0	54.3	57.2	59.9
鹿児島	61.5	64.0	68.3	71.0	72.8
沖縄	61.5	63.7	67.5	69.3	70.8
全	38.6	45.0	50.3	50.9	51.5
国	46.5	48.1	53.7	56.5	58.1

(注) 当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。 ※損害保険料率算出機構資料より

地震保険関係

地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移

	世帯数	契約件数	世帯加入率 (%)	火災保険への付帯率 (%)
1994年度	44,235,735	3,968,835	9.0	—
1995年度	44,830,961	5,181,407	11.6	—
1996年度	45,498,173	5,975,416	13.1	—
1997年度	46,156,796	6,565,221	14.2	—
1998年度	46,811,712	6,923,684	14.8	—
1999年度	47,419,905	7,325,847	15.4	—
2000年度	48,015,251	7,664,480	16.0	—
2001年度	48,637,789	7,883,873	16.2	33.5
2002年度	49,260,791	8,078,780	16.4	33.3
2003年度	49,837,731	8,564,002	17.2	34.9
2004年度	50,382,081	9,324,901	18.5	37.4
2005年度	51,102,005	10,246,735	20.1	40.3
2006年度	51,713,048	10,775,335	20.8	41.7
2007年度	52,324,877	11,217,390	21.4	44.0
2008年度	52,877,802	11,841,278	22.4	45.0
2009年度	53,362,801	12,275,087	23.0	46.5
2010年度	53,783,435	12,747,680	23.7	48.1
2011年度	54,171,475	14,088,665	26.0	53.7
2012年度	55,577,563	15,050,169	27.1	56.5
2013年度	55,952,365	15,601,783	27.9	58.1

※損害保険料率算出機構資料より

(注1) 2012年度以降の世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。2013年度は2014年1月1日時点の数値。

(注2) 契約件数は、当該年度末の地震保険の保有契約件数(共済は含まれていない。)に基づく(証券単位)。ただし、2013年度は、2013年12月末の地震保険保有契約件数に基づく。

(注3) 世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数(共済は含まれていない。)を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。ただし、2013年度は、2013年12月末の地震保険契約件数を2014年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

(注4) 火災保険への付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。

地震保険制度の変遷

年月日	1966年 6月1日(創設)	1972年 5月1日	1975年 4月1日	1978年 4月1日	1980年 7月1日	1982年 4月1日	1991年 4月1日	1994年 6月24日	1995年 10月19日			
火災保険の保険金額 に対する割合	30%				30%~ 50%							
限度額	建物	90万円	150万円	240万円	1,000万円							
	家財	60万円	120万円	150万円	500万円							
補償内容	全損のみ				全損 半損		全損 半損 一部損					
総支払 限度額	政府負担 限度額	3,000 億円	2,700 億円	4,000 億円	3,400 億円	8,000 億円	6,775 億円	1兆 162.5 億円	1兆 2,715 億円	1兆 5,258 億円	3兆 1,000 億円	2兆 6,884 億円
	損害保険会社 負担限度額	300 億円	300 億円	600 億円	1,255 億円	1兆 2,000 億円	1,837.5 億円	5,000 億円	2,285 億円	8,000 億円	2,742 億円	4,116 億円

※創設時の契約方法は自動付帯であったが、1980年7月1日より原則自動付帯(希望により付帯しない選択も可能)となった。

地震保険関係

主な地震噴火災害 (1964年以降)

発生年月日	地震名等	マグニチュード (M)	被害			
			死者・行方不明(人)	全壊(棟)	全焼(棟)	住宅被害計(棟)
1964 6.16	新潟地震	7.5	26	1,960	290	2,250
1968 2.21	えびの地震	6.1	3	368	—	368
1968 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	52	673	18	691
1974 5.9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	30	134	5	139
1978 1.14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	25	94	—	94
1978 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	28	1,383	—	1,383
1982 3.21	昭和57年浦河沖地震	7.1	0	13	—	13
1983 5.26	昭和58年日本海中部地震	7.7	104	1,584	—	1,584
1984 9.14	昭和59年長野県西部地震	6.8	29	14	—	14
1987 3.18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	—	—	—
1987 12.17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	16	—	16
1993 1.15	平成5年釧路沖地震	7.5	2	53	—	53
1993 7.12	平成5年北海道南西沖地震	7.8	230	601	—	601
1993 10.12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	—	—	—
1994 10.4	平成6年北海道東方沖地震	8.2	0	61	—	61
1994 12.28	平成6年三陸はるか沖地震	7.6	3	72	—	72
1995 1.17	平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	7,036	111,942
2000 3.31	有珠山噴火	—	0	119	—	119
2000 7.1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	15	—	15
2000 10.6	平成12年鳥取県西部地震	7.3	0	435	—	435
2001 3.24	平成13年芸予地震	6.7	2	70	—	70
2003 7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	0	1,276	—	1,276
2003 9.26	平成15年十勝沖地震	8.0	2	116	—	116
2004 10.23	平成16年新潟県中越地震	6.8	68	3,175	—	3,175
2005 3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	144	—	144
2007 3.25	平成19年能登半島地震	6.9	1	686	—	686
2007 7.16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	—	1,331
2008 6.14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7.2	23	30	—	30
2008 7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	1	—	1
2009 8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	—	—	—
2011 3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	9.0	21,377	126,574	—	126,574
2012 12.7	三陸沖を震源とする地震	7.4	1	—	—	—

(注1)上記表は「平成25年版 消防白書」(総務省消防庁発行)による。ただし、「有珠山噴火」の被害は、総務省消防庁の発表による。

(注2)上記掲載基準はマグニチュード6.0以上で「死者の生じたもの」または「甚大な被害が生じたもの」。

(注3)2011年東北地方太平洋沖地震については、2013年9月1日現在の数値であり、住宅全壊棟数に焼失および流失を含む。

地震保険による保険金支払例

発生年月日		地震名	マグニチュード (M)	支払保険金 (億円)	【参考】主な被害があった県の 発生当時の地震保険世帯加入率
2011	3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震*	9.0	12,579	岩手県:12.3%(2010.3月末) 宮城県:32.5%(2010.3月末) 福島県:14.1%(2010.3月末)
1995	1.17	平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	783	兵庫県:2.9%(1994.3月末)
2011	4.7	宮城県沖を震源とする地震*	7.2	323	宮城県:33.6%(2011.3月末)
2005	3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	170	福岡県:15.5%(2004.3月末)
2001	3.24	平成13年芸予地震	6.7	169	広島県:14.2%(2000.3月末)
2004	10.23	平成16年新潟県中越地震	6.8	149	新潟県:11.2%(2004.3月末)
2007	7.16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	82	新潟県:13.7%(2007.3月末)
2005	4.20	福岡県西方沖を震源とする地震	5.8	64	福岡県:16.6%(2005.3月末)
2003	9.26	平成15年十勝沖地震	8.0	60	北海道:15.5%(2003.3月末)
2008	6.14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7.2	55	岩手県:10.5%(2008.3月末) 宮城県:29.2%(2008.3月末)
2009	8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	51	静岡県:23.8%(2009.3月末)
2011	3.15	静岡県東部を震源とする地震*	6.4	45	静岡県:24.4%(2010.3月末)
2008	7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	40	岩手県:10.5%(2008.3月末)
2011	4.11	福島県浜通りを震源とする地震*	7.0	37	福島県:14.6%(2011.3月末)
2011	6.30	長野県中部を震源とする地震	5.4	33	長野県:12.9%(2011.3月末)
2000	10.6	平成12年鳥取県西部地震	7.3	29	鳥取県:11.4%(2000.3月末)
2007	3.25	平成19年能登半島地震	6.9	27	石川県:12.5%(2006.3月末)
2013	4.13	淡路島付近を震源とする地震	6.3	22	兵庫県:22.2%(2013.3月末)
2003	7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	22	宮城県:16.7%(2003.3月末)
2003	5.26	宮城県沖を震源とする地震	7.1	19	宮城県:16.7%(2003.3月末)

(注1)支払保険金は日本地震再保険株式会社資料(2014年3月31日現在)による。

(注2)発生当時の地震保険加入率は損害保険料率算出機構資料による。

(注3)「淡路島付近を震源とする地震(2013年4月13日)」の支払再保険金は22.24億円。

「宮城県北部を震源とする地震(2003年7月26日)」は21.72億円。

*東日本大震災に係る支払保険金は、3.11東北地方太平洋沖地震、3.15静岡県東部を震源とする地震、4.7宮城県沖を震源とする地震および4.11福島県浜通りを震源とする地震などを合計した約1兆2,984億円。

WEB 東日本大震災に対する損害保険業界の対応は損害協会ホームページに掲載されています。(http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/)

国際関係

● 主要国の損害保険料比較(2012年)

国名 (地域名)	元受収入保険料			対GDP割合		国民1人当たり保険料	
	(百万円)	順位	占有率(%)	(%)	順位	(円)	順位
アメリカ	58,317,436	1	35.30	4.52	4	185,719	3
日本	10,760,636	2	6.51	2.27	26	85,005	18
ドイツ	10,408,721	3	6.30	3.62	8	124,850	10
イギリス	8,750,170	4	5.30	2.84	14	90,770	16
中国	8,650,808	5	5.24	1.26	62	6,303	68
フランス	7,722,709	6	4.68	3.28	10	108,179	12
オランダ	5,889,155	7	3.57	9.19	1	351,259	1
カナダ	5,868,005	8	3.55	3.89	7	169,231	4
韓国	5,007,585	9	3.03	5.25	3	100,133	14
イタリア	4,225,378	10	2.56	2.27	27	62,064	24
オーストラリア	3,527,024	11	2.14	2.76	17	160,464	7
スペイン	3,170,713	12	1.92	2.83	16	68,575	23
ブラジル	3,108,840	13	1.88	1.66	47	15,651	49
スイス	2,270,565	14	1.37	4.33	5	282,087	2
ロシア	2,015,110	15	1.22	1.24	63	14,125	53
台湾	1,263,176	16	0.76	3.16	11	54,118	28
ベルギー	1,207,938	17	0.73	2.75	18	100,192	13
ベネズエラ	1,133,790	18	0.69	3.58	9	37,928	31
インド	1,089,997	19	0.66	0.78	74	871	85
メキシコ	1,089,666	20	0.66	1.12	67	9,372	61
その他の国(地域)	19,710,027	—	11.93	—	—	—	—
合計(平均)	165,187,451	—	100.00	2.81	—	23,480	—

(注1) Swiss Re社発行のsigma No.3/2013を元に作成。

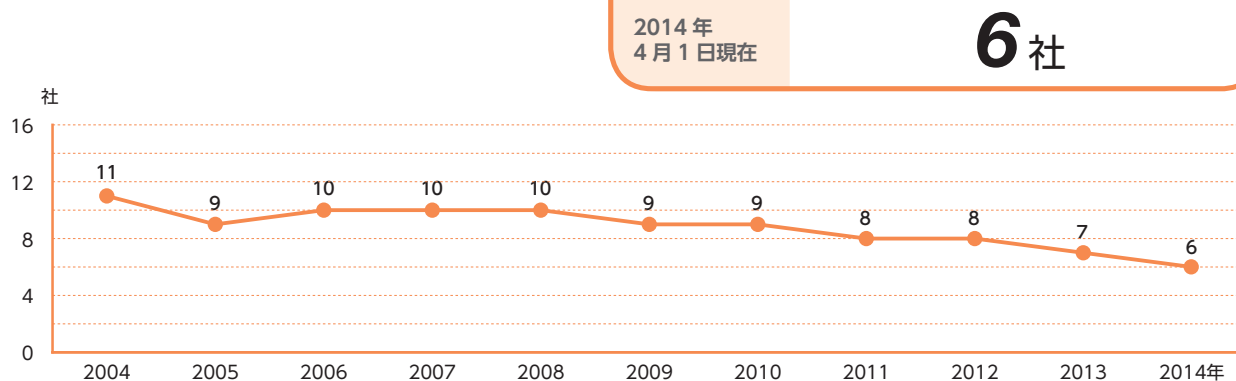
(注2) 合計(平均)欄の数字は、2012年の調査対象147カ国の合計値。

(注3) 保険料は、国内会社、外国会社を合わせた当該国における元受保険料(クロス・ボーダー取引保険料を含む)であり、海外支店等による元受保険料は含まれない。

(注4) 保険料の日本円換算および国民1人当たり保険料は、2012年の平均為替レート(1ドル=82.94円)により算出した。

● 会員会社の海外進出状況(各年4月1日現在)

海外に進出して保険事業を行っている会員会社数



(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進

II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決

III 損害保険業の
業務品質の向上

IV 損害保険業の
基盤整備

V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

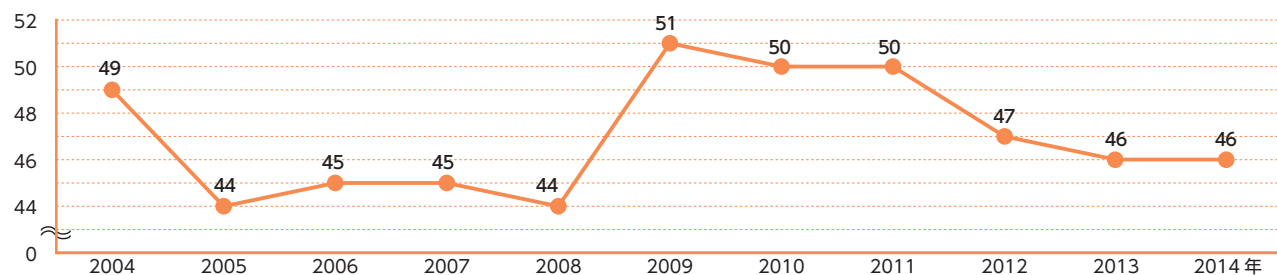
資料・データ

会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数

2014年
4月1日現在

46 か国・地域

国・地域数



(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

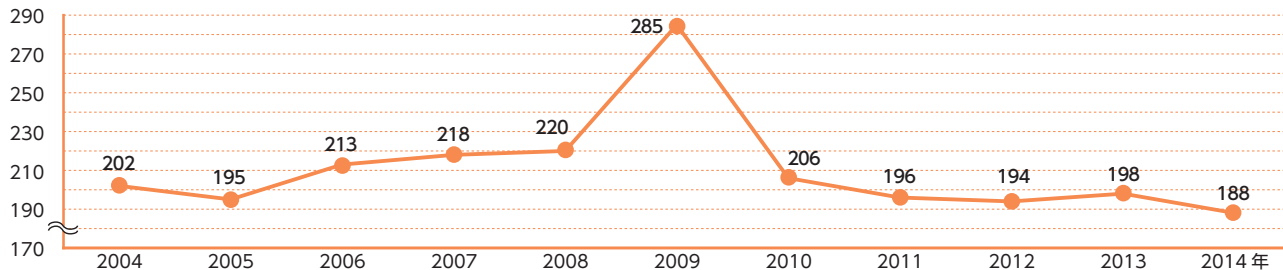
(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数

2014年
4月1日現在

188 拠点

拠点



(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

(注3) 2010年から現地法人の同一国・地域内支店は拠点数に含まない。

会員会社の海外駐在員事務所数

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
駐在員事務所を設置している会社数	11	10	10	10	10	10	10	7	7	7	6
国・地域数	46	42	43	43	43	44	41	42	41	40	43
都市数	81	77	78	77	79	81	78	79	79	79	82
駐在員事務所数	178	171	175	172	174	179	175	172	175	183	184

国際関係

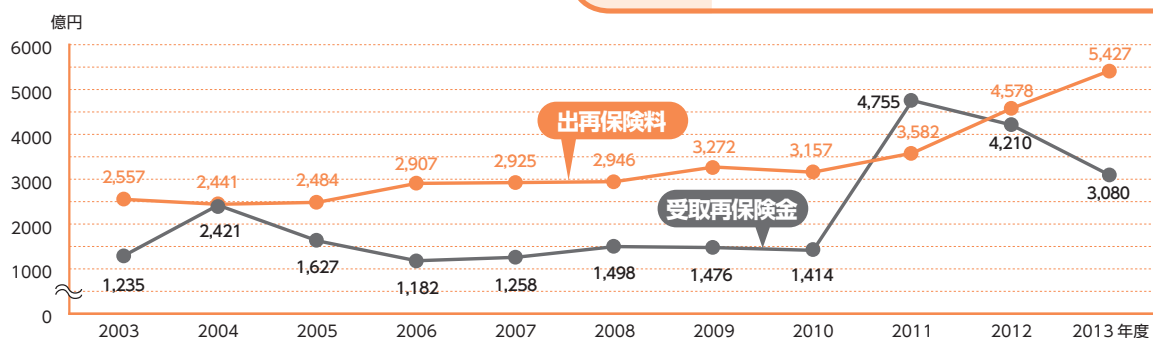
● 会員会社の海外との再保険取引

会員会社の海外出再保険料

2013年度 **5,427** 億円

会員会社の海外受取再保険金 (再保険手数料含む)

2013年度 **3,080** 億円



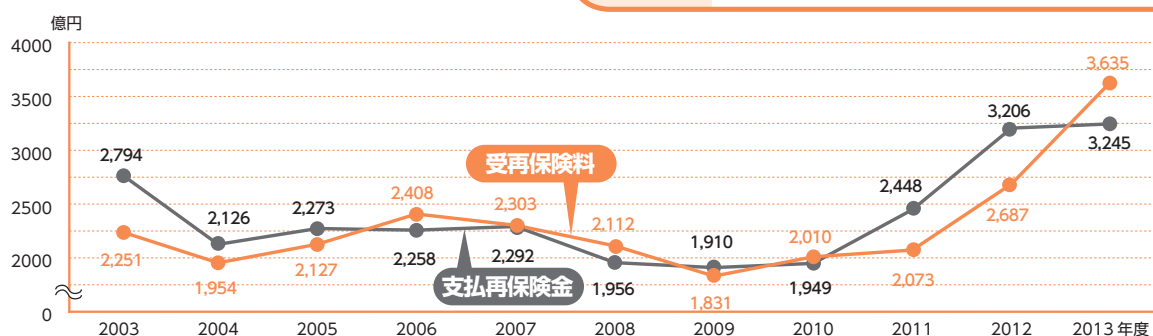
(注) 海外現地法人分を含まない。

会員会社の海外受再保険料

2013年度 **3,635** 億円

会員会社の海外支払再保険金 (再保険手数料含む)

2013年度 **3,245** 億円



(注) 海外現地法人分を含まない。

● 海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料(2013年度)

(単位: 億円)

元受保険会社			再保険 専門会社	合計
北米・中南米	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州		
5,692	1,149	2,187	3,008	12,036

損害保険のあゆみ

	沿 革
1859年 (安政6年)	●横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	●福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(インシユアランス)」と題して「火災請合」、「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	●神奈川の税関が保税倉庫内貨物に関し火災損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	●北海道開発の目的で設立された保任社が、函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	●わが国最初の海上保険会社営業開始 ◆貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	◆船舶保険発売
1887年 (明治20年)	●わが国最初の火災保険会社設立認可を取得 ◆火災保険発売
1888年 (明治21年)	●わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	◆運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	●保険業法公布・施行 ●農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	◆信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)

	沿 革
1910年 (明治43年)	●わが国最初の傷害保険専門会社発起認可を取得
1911年 (明治44年)	◆傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ◆自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次)と改称 ◆盗難保険発売
1917年 (大正6年)	●大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保険監督行政は商工省商務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	◆硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	◆航空保険発売
1938年 (昭和13年)	◆風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	●改正保険業法公布 ●大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	●改正保険業法施行 ●損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合) ●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管 ●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)

はじめに・
損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及
啓発・理解促進II 損害保険契約者等
からの相談対応、
苦情・紛争の解決III 損害保険業の
業務品質の向上IV 損害保険業の
基盤整備V 事故、災害および
犯罪の防止・軽減VI 損害保険業に関する
研修、試験および
認定等

資料・データ

損害保険のあゆみ

	沿革
1942年 (昭和17年)	● 損害保険統制会設立(日本損害保険協会(旧)解散)
1943年 (昭和18年)	● 戦争死亡傷害保険法公布(1945年12月廃止)
1944年 (昭和19年)	● 戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	● 損害保険中央会法公布 ● 損害保険中央会設立(1947年9月解散) ● 損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	● 日本損害保険協会設立
1948年 (昭和23年)	● 日本損害保険協会、社団法人に改組 ● 保険募集の取締に関する法律公布・施行 ● 損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行 ● 損害保険料率算定会設立
1949年 (昭和24年)	● 外国保険事業者に関する法律公布・施行
1950年 (昭和25年)	● 全国損害保険代理業協会連合会設立 ● 日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	◆ 入札保証保険・履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	● 火災保険代理店格付制度創設・実施
1953年 (昭和28年)	◆ 賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	● 自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足 ◆ 自動車損害賠償責任保険発売
1956年 (昭和31年)	● 自動車損害賠償責任保険の強制付保実施 ● 日本機械保険連盟設立 ◆ 機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	◆ 個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	◆ ゴルファー保険発売 ◆ 船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	● 保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足

	沿革
1960年 (昭和35年)	● 日本原子力保険プール設立 ◆ 原子力施設賠償責任保険発売 ◆ 原子力輸送賠償責任保険発売 ◆ 建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	◆ 住宅総合保険発売 ◆ 動産総合保険発売
1962年 (昭和37年)	● 第1回東アジア保険会議、東京で開催 ◆ 店舗総合保険発売 ◆ 国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	● 日本船舶保険連盟設立
1964年 (昭和39年)	● 自動車保険料率算定会設立 ● 所得税法上に損害保険料控除制度を創設・実施 ● 全国損害保険代理業協会連合会、社団法人に改組 ◆ 原子力財産保険発売
1965年 (昭和40年)	● 日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充(損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置)
1966年 (昭和41年)	● 地震保険に関する法律公布・施行 ◆ 地震保険発売 ● 原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	◆ 交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	◆ 長期総合保険発売 ◆ 団地保険発売 ◆ つり保険発売
1972年 (昭和47年)	● 第1回日本国際保険学校(ISJ)開校
1973年 (昭和48年)	● ノンマリン代理店制度実施 ◆ ファミリー交通傷害保険発売 ◆ 土木工事保険発売 ◆ 住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	◆ 所得補償保険発売 ◆ 保証証券(シュアティ・ボンド)発売 ◆ 海外旅行傷害保険(独立約款)発売 ◆ 積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	● 国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆ ヨット・モーターボート総合保険発売 ◆ コンピュータ総合保険発売
1976年 (昭和51年)	● 国際アクチュアリー会議、東京で開催

	沿 革
1977年 (昭和52年)	◆満期戻総合保険発売
1979年 (昭和54年)	◆労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	●全国損害保険代理業協会連合会、日本損害 保険代理業協会に改組 ●新ノンマリン代理店制度実施 ◆自転車総合保険発売
1981年 (昭和56年)	●船舶戦争保険再保険プール設立
1982年 (昭和57年)	●第11回東アジア保険会議、東京で開催 ◆学生総合保険発売 ◆費用・利益保険発売 ◆テニス保険発売 ◆家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議 会設置 ◆スキー・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	◆積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	●損害保険ネットワーク稼働 ◆積立普通傷害保険発売 ●積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	◆こども総合保険発売
1988年 (昭和63年)	●財形貯蓄の取扱金融機関に参入 ◆財形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	●国債の窓口販売業務の開始 ●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医 師会と合意 ◆介護費用保険発売 ◆積立女性保険発売 ◆積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	●財団法人損害保険事業研究所を財団法人 損害保険事業総合研究所に改組 ◆積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)上級コース開 校 ●損害保険業界としての「行動規範」策定 ◆建物更新総合保険発売 ◆企業費用・利益総合保険発売

	沿 革
1992年 (平成4年)	◆年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)海外セミナー を開催 ●国際保険学会(IIS)セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	●阪神・淡路大震災発生 ●新保険業法の成立・公布 ●国際海上保険連合総会、東京で開催
1996年 (平成8年)	●新保険業法の施行 ●損害保険代理店制度実施 ●損害保険契約者保護基金制度の創設 ●損害保険仲立人(ブローカー)研修・試験の 開始 ●子会社方式による生損保相互参入 ●日米保険協議決着
1997年 (平成9年)	●日本船舶保険連盟解散 ●日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	●金融監督庁の発足 ●保険業法の改正・公布 ●損害保険料率算出団体に関する法律の改 正・施行 ●損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	●早期是正措置制度の導入 ●子会社方式による銀行・信託・証券業務への 参入 ◆積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	●介護保険法の施行 ●第一火災海上保険相互会社に業務一部停 止命令 ●金融庁発足 ●銀行、保険会社間の子会社方式による相互 参入解禁
2001年 (平成13年)	●第三分野参入規制の撤廃 ●改正自動車損害賠償保障法の成立・公布 ●消費者契約法・金融商品の販売等に関する 法律施行 ●第一火災海上保険相互会社契約の損害保 険契約者保護機構への移転 ●銀行等による保険販売の開始 ●損害保険代理店制度の自由化 ●確定拠出年金法(日本版401K)の公布・施行 ◆確定拠出年金積立傷害保険発売 ◆ガン保険、医療保険発売 ●郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 ●大成火災保険株式会社が会社更生手続き の開始申立て

損害保険のあゆみ

	沿革
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ●改正自動車損害賠償保障法の施行 ●自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始 ●本人確認法の成立 ●損害保険料率算出機構設立 ●第21回東アジア保険会議、東京で開催
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認法の施行 ●個人情報保護法の成立
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険業法施行規則等の一部改正(責任準備金制度の改正)
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ●付随的な保険金支払い漏れが判明した損保会社に対し業務改善命令 ●個人情報保護法の全面施行
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置 ●保険業法等の一部改正(セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入) ●国際海上保険連合総会、東京で開催 ●金融商品取引法の成立
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ●第三分野商品の不適切な不払いが判明した損保会社に対し、業務停止命令を含む行政処分 ●地震保険料控除制度の実施 ●金融商品取引法の全面施行 ●銀行等による保険販売の全面解禁 ●住宅瑕疵担保履行法公布
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪収益移転防止法の施行(本人確認法の廃止) ●金融庁が「金融サービス業におけるプリンシプル」を公表 ●保険法の成立
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ●金融商品取引法等の一部を改正する法律公布(金融ADR等) ●保険業法等の一部改正(ファイアーウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築) ●住宅瑕疵担保履行法全面施行
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険法の施行 ●日本損害保険協会にそんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)を設置
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災発生 ●損害保険募集人一般試験の開始
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ●日本損害保険協会、一般社団法人に移行 ●損害保険大学課程の開始 ●日本損害保険協会の「消費者の声」諮問会議を「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組

	沿革
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪収益移転防止法の改正(取引時確認の実施) ●預金保険法の一部改正(金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備)
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険業法等の一部改正(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等) ●「米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」の施行

2013年4月以降の主な出来事

時期	法制・行政関係	損保協会関係等	自然災害関係
2013年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪収益移転防止法の改正 ○自賠責保険基準料率の改定 ○金融庁「金融経済教育研究会」報告書の公表 ○金融ADR連絡協議会の設置 ○預金保険法の一部改正(金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地震保険の話(住宅ローン編・マンション編)」のチラシ作成 ○消費者庁主催の「消費者支援功労賞表彰」において、「ベスト消費者サポーター章」を授章 	<ul style="list-style-type: none"> ○2013年4月淡路島付近を震源とする地震
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「官民ラウンドテーブル(第2回)」開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○2013年5月地すべり(山形等)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の公表 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○金融庁「金融経済教育推進会議(第1回)」開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○2013年7月大雨(山形、山口、島根等)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○金融庁「日本版ステewardシップ・コードに関する有識者検討会(第1回)」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ISJ(日本国際保険学校)」が外務省の「日・ASEAN友好協力40周年記念事業」および「日越友好年記念事業」に認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○2013年8月大雨(秋田、岩手等)
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○損害保険募集人一般試験の「商品単位」取得を保険募集の要件に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○2013年9月突風(埼玉等) ○2013年9月台風18号(埼玉、京都等)
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○盗難防止の日 	<ul style="list-style-type: none"> ○2013年10月台風24号(鹿児島等) ○2013年10月台風26号(東京、千葉等)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合(第1回)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○反社会的勢力の排除に向けた取組みを発表 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○消防資機材の寄贈で国土交通大臣表彰を受賞 ○「ASEAN 保険会議」に初めてオブザーブ参加 	
2014年 1月			
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○2014年2月大雪(長野、群馬、山梨、埼玉等)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○官民ラウンドテーブル(第3回)開催 ○「金融庁業務支援統合システム」の稼働開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車事故への備えに関するチラシを作成 	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(総合的リスク管理、経営管理等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「北関東支部」を設置、併せて関東支部を「南関東支部」に名称変更 ○静岡支部を中部支部に統合 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○保険業法等の一部改正(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車事故防止啓発冊子「知っていますか? 自転車の事故」が「第9回消費者教育教材資料表彰」の優秀賞を受賞 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○金融庁「日本版ステewardシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストを公表(第1回) 		
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○「自然災害損保契約照会制度」の実施 	

はじめに・損害保険の概況

損害協会の活動

I 損害保険の普及啓発・理解促進

II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情紛争の解決

III 損害保険業の業務品質の向上

IV 損害保険業の基盤整備

V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

VI 損害保険業に関する研究、試験および認定等

資料・データ

統計データ一覧

- **WEB** のマークがあるデータは損保協会ホームページ <http://www.sonpo.or.jp/> にデータが掲載されています。



主要指標関係		本冊子参照ページ 2014	
1	損害保険会社の数	P.8、56	—
2	日本国内で損害保険業を営む会社	P.56	—
3	損害保険会社（会員会社）の変遷	—	WEB
4	元受正味保険料	P.8、64	WEB
5	正味収入保険料	P.8、65	WEB
6	正味収入保険料の保険種目別構成比	P.65	—
7	元受正味保険金	P.66	WEB
8	正味支払保険金	P.9、66	WEB
9	総資産・運用資産	P.10、67	WEB
10	経常利益・当期純利益	P.10	WEB
11	決算概況	—	WEB
12	損益計算書	—	WEB
13	貸借対照表	—	WEB
14	損害率・事業費率	P.9	WEB
15	保険種目別損害率	—	WEB
16	資金運用状況	—	WEB
17	運用資産利回り	—	WEB
18	「損保協会 お客様の声レポート」	—	WEB
19	「そんぽADRセンター統計号」相談・苦情・紛争件数	—	WEB
20	会員会社にいただいた「お客様の声」	—	WEB
21	損保協会にいただいた「お客様の声」	—	WEB

代理店関係		本冊子参照ページ 2014	
22	代理店実在数	P.11、68	WEB
23	代理店数の内訳	P.68	WEB
24	チャンネル別の構成比	P.68	WEB
25	損害保険の募集従事者数の推移	P.11、69	WEB
26	募集形態別元受正味保険料割合	P.69	WEB

自動車保険関係等		本冊子参照ページ 2014	
27	交通事故の発生件数	P.70	—
28	自動車保険加入率	P.70	WEB
29	自動車保険都道府県別加入率	P.71	WEB
30	高額判決例	P.72	WEB
31	自転車の事故件数、加害事故例	P.73	WEB
32	自動車盗難認知件数	P.74	WEB
33	自動車盗難にかかる支払保険金	P.74	—
34	車上ねらい・部品ねらいの認知件数	P.74	—
35	車上ねらいの被害品割合の推移	P.74	—
36	自動車盗難・車上ねらい・部品ねらい 都道府県別認知件数	P.75	—
37	自動車盗難事故実態調査	—	WEB
38	自動車保険データにみる交通事故の実態	P.40	WEB
39	全国交通事故多発交差点マップ	P.40	WEB

火災保険・地震保険関係		本冊子参照ページ 2014	
40	火災発生状況	P.43	—
41	地震保険保有契約件数	P.77	WEB
42	地震保険世帯加入率(都道府県別)	P.78	WEB
43	地震保険付帯率(都道府県別)	P.79	WEB
44	主な風水害・地震噴火災害(風水害・地震等)	P.76、82	—
45	自然災害で支払われた保険金(風水害等・地震)	P.76、83	WEB

国際関係		本冊子参照ページ 2014	
46	主要国の損害保険料比較	P.84	—
47	海外に進出して保険事業を行っている会員会社数	P.84	WEB
48	会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数	P.85	WEB
49	会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数	P.85	WEB
50	会員会社の海外駐在員事務所数	P.85	WEB
51	会員会社の海外出再保険料	P.86	WEB
52	会員会社の海外受取再保険金(再保険手数料含む)	P.86	WEB
53	会員会社の海外受再保険料	P.86	WEB
54	会員会社の海外支払再保険金(再保険手数料含む)	P.86	WEB
55	外国損害保険会社の元受正味保険料	—	WEB

損保協会の所在地 (2014年9月現在)

本部・支部 () は当該支部の所管地域

中国支部 (広島県・岡山県・山口県・鳥取県・島根県)

〒730-0036
広島県広島市中区袋町3-17
シンシヨールビル12階
082 (247) 4529

北陸支部 (石川県・富山県・福井県)

〒920-0919
石川県金沢市南町5-16
金沢共栄火災ビル4階
076 (221) 1149

北海道支部 (北海道)

〒060-0001
北海道札幌市中央区北一条西7-1
三井住友海上札幌ビル7階
011 (231) 3815

四国支部 (香川県・愛媛県・徳島県・高知県)

〒760-0047
香川県高松市塩屋町10-1
共栄火災ビル6階
087 (851) 3344

近畿支部 (大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県)

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜2-6-26
大阪グリーンビル9階
06 (6202) 8761

東北支部 (宮城県・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県)

〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町2-8-15
太陽生命仙台ビル9階
022 (221) 6466

九州支部 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)

〒810-0041
福岡県福岡市中央区大名2-4-30
西鉄赤坂ビル9階
092 (771) 9766

北関東支部 (埼玉県・群馬県・栃木県・長野県・新潟県)

〒330-0854
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウイング10階
048 (611) 6542

沖縄支部 (沖縄県)

〒900-0033
沖縄県那覇市久米2-2-20
大同火災久米ビル9階
098 (862) 8363

中部支部 (愛知県・岐阜県・三重県・静岡県)

〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄4-5-3
KDX名古屋栄ビル4階
052 (249) 9760

本部

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1844 (代表)

南関東支部 (東京都・神奈川県・千葉県・茨城県・山梨県)

〒101-8335
東京都千代田区神田淡路町2-9
損保会館
03 (3255) 1450

そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決のための業務を行っています。

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

※交通事故の損害賠償問題など、専門的な法律問題に関する相談を希望されるお客さまに対して、弁護士による無料相談の機会を提供しています。詳しくは、最寄りのそんぽADRセンターまでお問い合わせください。

【受付時間】 月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の午前9時15分～午後5時

【電話番号】 ナビダイヤル **0570-022808** (通話料有料)

PHS・IP電話からは、以下の直通電話へおかけください

名称	直通電話	郵便番号	所在地
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	〒060-0001	札幌市中央区北一条西7-1 三井住友海上札幌ビル7階
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	〒980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	〒101-0063	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	〒920-0919	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	〒460-0008	名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋栄ビル4階
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321	〒541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階
そんぽADRセンター中国	082-553-5201	〒730-0036	広島市中区袋町3-17 シンシヨールビル12階
そんぽADRセンター四国	087-883-1031	〒760-0047	高松市塩屋町10-1 共栄火災ビル6階
そんぽADRセンター九州	092-235-1761	〒810-0041	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951	〒900-0033	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階

※損害保険の加入、契約内容の変更や事故の連絡は、直接、損害保険会社または代理店へお願いします。

会員会社一覧 (2014年9月1日現在)

損保協会の会員会社は次の26社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL : 03-5424-0101
URL : <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

アイペット損害保険株式会社

〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7(アークハ木ビル10F)
TEL : 03-5574-8610
URL : <http://www.ipet-ins.com/>

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13(偕楽ビル)
TEL : 03-4335-8570
URL : <http://www.axa-direct.co.jp/>

朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地(住友不動産神田ビル)
TEL : 03-3294-2111
URL : <http://www.asahikasai.co.jp/>

アニコム損害保険株式会社

〒161-8546 東京都新宿区下落合1-5-22(アミノビル2F)
TEL : 03-5348-3777
URL : <http://www.anicom-sompo.co.jp/>

イーデザイン損害保険株式会社

〒163-1413 東京都新宿区西新宿3-20-2(東京オペラシティビル)
TEL : 03-5302-3170
URL : <http://www.edsp.co.jp/>

エイチ・エス損害保険株式会社

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-29(フォーキャスト市ヶ谷7F)
TEL : 03-5227-5605
URL : <http://www.hs-sonpo.co.jp/>

SBI損害保険株式会社

〒106-6018 東京都港区六本木1-6-1(泉ガーデンタワー18F)
TEL : 03-6229-0060
URL : <http://www.sbsonpo.co.jp/>

au損害保険株式会社

〒150-0011 東京都渋谷区東3-16-3(エフ・ニッセイ恵比寿ビル5F)
TEL : 03-6758-7373
URL : <http://www.au-sonpo.co.jp/>

共栄火災海上保険株式会社

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
TEL : 03-3504-0131
URL : <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5(AIビル)
TEL : 03-3237-2111
URL : <http://www.jihoken.co.jp/>

セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2-6-2(セコム損保ビル)
TEL : 03-5216-6111
URL : <http://www.secom-sonpo.co.jp/>

セゾン自動車火災保険株式会社

〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 40F)
TEL : 03-3988-2711
URL : <http://www.ins-saison.co.jp/>

ソニー損害保険株式会社

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1(アロマスクエア11F)
TEL : 03-5744-0300
URL : <http://www.sonysonpo.co.jp/>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 03-3349-3111
URL : <http://www.sjnk.co.jp/>

そんぼ24損害保険株式会社

〒170-6044 東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 44F)
TEL : 03-5957-0111
URL : <http://www.sonpo24.co.jp/>

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1
TEL : 098-867-1161
【東京支店】〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1(山城ビル4F)
TEL : 03-3295-1127
URL : <http://www.daidokasai.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL : 03-3212-6211
URL : <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

トーア再保険株式会社

〒101-8703 東京都千代田区神田駿河台3-6
TEL : 03-3253-3171
URL : <http://www.toare.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日新火災海上保険株式会社

【東京本社】〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3
TEL : 03-3292-8000
【さいたま本社】〒330-9311 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5
TEL : 048-834-2211
URL : <http://www.nisshinfire.co.jp/>

日本地震再保険株式会社

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1(ヒューリック小舟町ビル4F)
TEL : 03-3664-6074
URL : <http://www.nihonjishin.co.jp/>
※再保険専門会社につき、一般の損害保険は取り扱っておりません。

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10(住友不動産九段ビル11F)
TEL : 03-5276-1391
URL : <http://www.hitachi-ins.co.jp/>

富士火災海上保険株式会社

【東京本社】〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル)
TEL : 03-5400-6000
【大阪本社】〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11
TEL : 06-6271-2741
URL : <http://www.fujikasai.co.jp/>

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9(三井住友海上駿河台ビル)
TEL : 03-3259-3111
URL : <http://www.ms-ins.com/>

三井ダイレクト損害保険株式会社

〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3
TEL : 050-3786-2221
URL : <http://www.mitsui-direct.co.jp/>

明治安田損害保険株式会社

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1
TEL : 03-3257-3111
URL : <http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>

損害保険に関するご相談・お困りごとは
そんぼADRセンターにご連絡ください。

 **0570-022808**
(通話料有料)

PHS・IP電話からは **03-4332-5241**
受付時間: 9:15~17:00
【月~金曜日(祝日・休日および12月30日~1月4日を除く)】

一般社団法人 **日本損害保険協会** <http://www.sonpo.or.jp/>

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9 TEL : 03-3255-1213 (生活サービス部 広報室)

